

わけでございます。その送致の方法につきましてでござりますけれども、通常の事件送致と、いわば例外的なケースとしまして、一定の単純軽微な少年事件につきまして、最高裁判所、最高検察庁、そして私ども警察庁の三者協議の合意に基づきまして運用されている簡易送致と言われる手続があるわけでございます。簡易送致は、書類を簡略化して、事件を「一月」とい括して送致をするというふうなことでござります。

されでは、具体的にどういう事件・事案について簡易送致かということになりますけれども、今申し上げましたように、捜査した少年事件のうち、その事実が極めて軽微であり、犯罪の原因なり動機等から見て再犯のおそれがない、刑事処分または保護処分を必要としないと明らかに認められる事件について、簡易送致できる罪種なり被害等の程度の基準が示されているところでございます。

より具体的に申し上げますと、例えば、窃盜罪につきましては被害額または贋物の総額が五千円未満のもの、あるいはまた恐喝罪につきましてはおおむね基円未満のもの、そしてまた傷害罪は傷害の程度がおおむね金治十日以内のものなどござります。ただし、こうした基準以内の事件でありますても、被疑事実を否認している場合等につきましては簡易送致ができるないというふうなこととなつております。

そうしたものが簡易送致の制度の話でございま
すけれども、私どもとしては、少年法の建前とい
うものを十分に尊重しつつ、そしてまた、こうし
た軽微の事案につきましては簡易送致の制度も認
められているということを踏まえて、全国的には
らつきのないようにということで指導をしている
ということでござります。

○岩本久人君 その指導は、具体的にどういう指
導方法になっていますか。

○政府委員(関口弘志君) 具体的な事件を取り扱う場面というのは第一線でございまして、ケース・バイ・ケースでそれぞれ異なるということだ

ろうと思いますけれども、基本的に申し上げれば、少年事件についてこういう処理のシステムがあるんだをどういうことを、取り扱う少年係の者等々につきまして私どもの学校教育等なり、あるいは現場においての職場教育なりで個々の警察官を指導、教養するということになりますし、また、私ども各種の会議を持ちましてそうした趣旨等の徹底というものを図っているということなど存じます。

○岩本久人君 そういう一般論でなくて、私が言いたいのは、例えば、去る何月何日の全国の県警本部長会議だとか保安部長会議だとか、そういうところで、こういうことについて、こういう話があつたとか、だからその趣旨が生かされるようにな

しかしかりそれぞの県警本部の中であるいは現場の警察で徹底をしてほしいというようなことを具体的にやつておられますかということを聞いたいわけです。

と資料がございませんので恐縮でございますけれども、私どもでは防犯・保安関係、私どもの所掌している部分でござりますけれども、これにつきましてはそれぞの府県で防犯部長あるいは保安部長という者がおります。こうした者につきま

して全国会議というものを年一回は必ずやっておられます。それからまた、少年警察を担当する少年課長等の会議も、これは年数回やっているところです。

へ行きますと、それぞれの都道府県警察におきまして防犯担当の課長会議なり、あるいはもう少しレベルを落としまして担当者の会議等を持ちまして徹底を図っているということになります。

○岩本久人君 それでは後から結構ですので、一つの会議でどういうことを言われたのか、それには誰が参加してきたのかをひとつ聞かしていく

だきたい。

それと、やはり今も言っておられましたが、具体的には第一線のママボリスさんとか警察官の方

が対応されるわけですから、やっぱりそこのこという
上で簡易送致という手続がある、そしてその趣旨
はこういうことだということが十分わかるようだ
指導しておいていただきないと、今第一線の警察
官の皆さんに課された任務というのは大変ハード
だから、ついつい安易に全面的に送致してしまう
というふうに流れている、私は現場を見てそんな
感じがしてならないものだから特に今回再度取り
上げたということです。ざいますけれども、どうか

そういう点についてのきめ細かな教育、研修というものをぜひともお願いしたいと要望してこの問題をおきたいと思います。

次に、年長少年の凶悪犯罪の問題について取り上げたいと思います。

去る三月六日の十九歳の少年による市川の一家四人殺害の事件とか、あるいは一月末の北海道での十九歳の長女による両親の殺害事件とか、あるいはまた、少し前になりますが、女子高生のコンクリート詰め殺害事件、名古屋のアベック殺害事

件など、少年による凶悪犯罪が世間をまさに震えさせております。

○政府委員(関口祐弘君) 少年非行の最近の推移についてお尋ねになります。

といったました非行が激増したということが言わ
れております。その後、昭和五十年代以降につき
ましては、少年の低年齢化とか、あるいは普通の
家庭の少年の非行が増加するという一般化の傾向
が見られるというふうなことが言われるところです。

そうした中で、平成三年中の少年非行の状況と
いうものを見てみると、平成三年中の刑法犯少年
の数でござりますけれども、前年に比べまして
やや減少しております。ただ、成人を含めました

ところの刑法犯の検挙人員といふものに占める少年の割合といふものは三年連続して半数を超えているというふうな状況でござります。それが一般的な状況でございますが、その中での凶悪犯といふものをとらえてみまして、平成三十年に殺人、強盗等の凶悪犯で捕縛した刑法犯の少年の数といふものは千百五十二名でござります。十年前に比べますと八百六十三人ほど減少しております。ておるということが言えるかと思ひます。ただ少

し、殺人についてだけを見ますと、平成三年は十六人ということをございますて、過去十年間の平均が年間八十六人程度でござりますので、おおむね横ばいの状況にあるということでござります。

さらば、先生お尋ねの年長少年というものはどうかということでおざいますが、今申し上げました凶悪犯の少年の中で約四割が十八歳、十九歳の少年の犯行という状況でござります。

割には事件そのものの数というのは増加していくが、かえって減少しているという意味のことであつたかと思うんですが、しかしその事件の質、これを見るとまさに言語道断、被害者の遺族等の気持ちを考えるとまさにざんきにたえない中身に

なっている。少年によって地球より重たいと言われる命が去年一年でも七十六名失われた、こういうことなんです。

だから、そういうことを思うにつけ、例えば昔のこの種の事件というのは、その根本的な背景

にいわゆる貧困というものがあったと思うんです
が、今はそうではないということを考えた場合、
なおさらどこに問題があるのかともやはり
り究明していかなければならないと思いますが、
そういう点についてのお考え方をお伺いしたいと

○政府委員(岡口祐弘君) 先生御指摘のとおり、最近の市川の事件なり、あるいは高校生が自分の実の妹を殺すというふうな事件等々、私ども少年警察を預かる者としましても本当に驚きという思ひます。

か、懲嘯と申しますか、そうした感を強くしてい るわけでございます。

それで、それぞれの事件を起こした原因、動機 というふうなものにつきましては、いろいろと事 情があるうかと思いますけれども、私ども一般的に申しまして、少年の規範意識というものが低下 をしているんじゃないかというふうなことも考え ればいかぬというふうな感じもいたしているところでございます。

○岩本久人君 現在の少年法では二十歳未満の者 を少年としているわけですね。しかし、他の法律では必ずしもこれが同じということになっていな いものもある。例えば、児童福祉法とか労働基準 法というところでは十八歳未満の者が少年の扱い になっている。少年法でも旧法ではそうであった ところです。

そこで、現行の法律で二十歳未満の者は少年だ

と位置づけたその理由は何なのか、また諸外国で はこの点がどのようにになっているのか、お伺いを いたします。

○説明員(新庄一郎君) 本来、青少年課長の上田 が御説明申し上げる予定でございましたが、スト ロー、肩幅ががっかりとした体だ。定職にはつか ず、親や親族から金を無心したり、高級車を乗り 回したり、ギャンブルや女性との交際で金を使う とか、さらに暴力団との交際がある、こういうこ とでありますから、どう見てもそういうな 人をいわゆる少年扱いにするということ自体客観 的にいかがなものか、こう思っています。世間の常 識から考えれば私は大いに疑問があるというふう に思っていますが、その点はどのようにお考えです か。

○説明員(新庄一郎君) お尋ねの事件につきまし ては、現在捜査中でございますので、捜査中の具 体的事件についてお答えするというのはちょっとと 捷えさせていただきたいと思います。

今、委員御指摘のとおり、旧少年法では十八歳 未満の者を少年としていたのでございますが、現 行少年法制定の際にその年齢を二十歳まで引き上 げたのございます。

その理由は、科学的な個別処遇の場を前進させ ようとする刑事政策的な配慮というもののが基本に なっておったのですが、当時十八歳、十九歳の者 の犯罪が増加、またその犯罪も悪質化しておりま して、そのような原因は、当時は主として復員の 少年兵など、戦場の異常体験を経た者により、し かも敗戦直後の混乱した社会環境と深刻な経済情

勢というものを背景にして発生したものが多く て、多くは深い悪性に根差したものではないとい うことから、刑罰によって対応するよりも保護処 分によってその改善を図る方が適切であろう、こ ういうことを考慮して十八歳から二十歳に年齢を 引き上げたということでございます。

○岩本久人君 去る三月六日の例の一家四人殺害 事件の容疑者である十九歳の少年については、報 道によると、身長が百八十センチで体重が八十キ ロ、肩幅ががっかりとした体だ。定職にはつか ず、親や親族から金を無心したり、高級車を乗り 回したり、ギャンブルや女性との交際で金を使う とか、さらに暴力団との交際がある、こういうこ とでありますから、どう見てもそういうな 人をいわゆる少年扱いにするということ自体客観 的にいかがなものか、こう思っています。世間の常 識から考えれば私は大いに疑問があるというふう に思っていますが、その点はどのようにお考えです か。

○説明員(新庄一郎君) お尋ねの事件につきまし ては、現在捜査中でございますので、捜査中の具 体的事件についてお答えするというのはちょっとと 捷えさせていただきたいと思います。

ただ、一般的に申し上げますと、身体的な発育 の状況でありますとか生活状況のみならず、精神 的な発育状況というのも考慮に入れまして全体 的な社会的な成熟度というものを基準見ていく 必要があるのではないかと考えております。現行 の少年法も、このような観点から一般に二十歳未 滿の者を少年として取り扱うことが妥当である、 とお考えおります。

また、現行少年法におきましても、死刑、懲役 または禁錮に当たる罪についてその罪質及び情狀 に照らして刑事処分を相当とする場合について は、十六歳以上の者については家庭裁判所から檢 察官に対する送致、いわゆる逆送決定と言われて おりますが、がなされ、検察官において訴追する

しかしながら考えてみると、あなたは、さつきストラ イキのために来られない、こう言われましたが、 そういう理由はまたいかがなものかと私は思うん です。さきようストライキがあるということはもう 全国重大関心事であって、ストライキのために交 通機関がストップするということは事前に十分予 测できただことだ。予測できることであるならば事 前にそれを回避するための努力がなぜそれなかつ たのか。そのような考え方ない人にはとてもとても 大事な任務は任せられないと私なんかは思うんで す。だから、その点はよろしく伝えておいてもら いたいと思うんですが、その点はまた課長さんと も話をしてみたいと思います。

それで、私が一番言いたいのは、犯罪を起こし ても少年と位置づけられた者はいわゆる子供だ、 少年だということで保護される。ところが、被害 者の人権というものは全く考えられていないとい うことがそこでは反対の思想としてあるんです。 十八歳未満の者が少年として保護されるというの は、今の世の中でそれなりに私は理解できると思 うんです。十八歳以上の者については、被害者の 人権ということを考えた場合、もっともっと考慮 すべきではないのか、私は法的に問題があると思 うからあえて取り上げているところなんです。そ の点で被害者の気持ちを考えてみたときにどうか ということについて、先ほどの参事官からもう一度 一度その点についての法務省としての見解を賜りた いと思います。

○説明員(新庄一郎君) 御指摘のとおり、刑罰法 令の適用に当たって、犯罪の被害者の悲しみある いは苦しみというものに十分な配慮を払うべきこ とは大切なことであるし、また必要なことであろ うと考えております。

ただ、現行少年法におきましても、死刑、懲役 または禁錮に当たる罪についてその罪質及び情狀 に照らして刑事処分を相当とする場合について は、十六歳以上の者については家庭裁判所から檢 察官に対する送致、いわゆる逆送決定と言われて おりますが、がなされ、検察官において訴追する

ことによって刑罰が科される、こういう形になつ ておりますので、その刑罰を科す量刑の事情の中で 考慮される、こういうことになつております。

○岩本久人君 と申しますのも、これも報道によ るとということしかわからぬのですが、この少年 は昨年の暮れにタクシーの運転手をナイフで傷つけ るという事件を起こしているわけですね。しか し、そのときの対応というのも、少年法の精神に はつとてということぞそれなりの対応にしか なっていない。その彼自身の内面的な甘えの構造 が今回のこういった事件に発展をさせたのではな いかと思うからであります。

その意味で、そのような精神的な面がどのような 機能するかということについて、少年だという ことで保護するということだけを前面に出していく この少年法というものはいかがなものかとい うことを再度お伺いしたいと思うんです。

○説明員(新庄一郎君) ただいまの先生の御指摘 の傷害の点については、具体的な事件の話でござ いますし、現在調査中でございますので、その点 はちょっとと答弁を差し控えさせていただきたいと 思います。

先生の御指摘は、少年法の理念というものが逆 に少年の甘えによって利用されていて、結局少年 の間に犯罪を犯すということが顕著になつて いるのではないか、こういう御指摘かと思いますが、 統計的には、任意に選択した年次の少年の世代別 非行率というものをとつておりますが、十二歳 から十六歳にかけて非行率が高くなりまし た。このことから、少年は十四歳から十六歳にか けて非行に走る傾向が強いけれどもその後はどん どんと非行を犯さなくなる、成長するに従つて非 行から遠ざかるということがわかるわけでござい まして、普通、甘えということであれば、だんだ

ん知能が高くなる十九歳、年長にいくに従つてそれを利用した非行があえていくことになるのではないかと思ひますが、必ずしもそうではないといふことにかんがみまして、現行少年法の理念及びその運用が直ちに少年の甘えの構造を生じさせているということふうになつていいのではなかつて、いかというふうに考えております。

○若本久人君 私は、今のように直ちにどうこう言つておるわけじゃないよ。そのように一〇〇%切り返されるとともに残念でならぬので、やはり課長に出てもらわなきゃいかぬ、こういふことになるわけです。

それで、私が言うのは、そういう問題もあるのではないか。少年法の立法の理念、これはやはり崇高なものを含んでおります。しかし、最近における頻発するまさに極悪非道な殺人事件、十八歳、十九歳になれば、あなたが言われたように理性的に近づくこともあるであります。しかし一方で、十二歳、十三歳ではできなかつたことが十八歳、十九歳と成長するにつれて、体も大きくなり力もつくということだから、それだけ凶悪犯罪も可能になるということなんですね。だから、そういうふうな意味でもう少し総合的に判断をしてもらいたいと思うんです。

ところで、昭和五十一年に法制審議会が中間答申しております。ここでもこういった問題が取り上げられているというふう伺っておりますが、その後この改正の動きはどうなつてているのか、特にこの年長少年の問題はどうなつてているのかをお伺いしたいと思います。

○説明員(新庄一郎君) 少年法の改正につきましでは、御指摘のとおり昭和五十一年六月に、「現行少年法の基本的構造の範囲内で、差し当たり速やかに改善すべき事項」につきまして法制審議会の答申がございました。これを受けまして、答申に則した改正を行つべく関係機関等と意見の調整を続けてきましたわけでござりますけれども、その間に少年非行の情勢に相当の変化が見られるなどの事情もありまして、これは先ほど警察庁の方から

基づく少年法の改正に対する意見も認められるところでござるといふものは、次代を担うて重要なことであることを改定に当たってはできる限りを実現するということに対し意見についても十分な意見を伺おうと、作業を続けているという見解を伺いたいと思いま

えた場合、今のような少年法のそのままでいいものかどうか、そしてそれに対するこの運用を放置していくいいものかどうか、その点で私は大いに疑問を持つものです。

どうかその点についての法務省の見解と、最後に、今後の少年犯罪対策について、善良な市民の生活をいかに守っていくかということについての警察庁長官の見解を伺いたいと思います。

○説明員(新庄一郎君)　ただいまの先生の御指摘でござりますけれども、先ほども御説明申し上げましたとおり、十六歳以上の者については逆送決定という形で刑事訴追の可能性があるということと、それからもう御案内のとおり、罪を犯したと

少年の犯罪には二つあると思います。お話をよう、どっちかといいますと年少の少年は初発型の非行ということで割合に軽い犯罪が多いわけでござりますが、十八、十九という年長少年につきましては、特に無職の少年につきまして我々の本当に予想しないような凶悪犯が出るわけでございまして、この点については大変頭を悩ませておるわけでござります。確かに規範意識の低下というものも見られますし、また一部の少年にはやはりおっしゃるとおりの甘えがあると思います。そういうことで、私どもの立場からいいますと、やっぱり少年法は見直すべき時期に来ておるというふうに私は思います。そういう点、また、我々の現

きは十八歳以上の少年については権利も利かず得る
ということございます。甘えといふのが多少
の辺のことはよくわからないところでもございま
すけれども、刑事訴追を行うと、こうなことであれ
ば、その過程の中で、量刑上、甘えてその犯行に
及んだという安易な動機といふものは十分悪い状
況として考慮されるでございましょうし、それか
ら被害者の人権といふものを軽視するというか、
そういう情状もこれまた不利に扱われるでござい
ましようし、刑事訴訟の中で十分に目的を果たし
得るのではないかと考えております。

また、その前提といたしまして、確かにいろいろ
な区悪事件というものが発生はしておるわけで
ございますけれども、統計的に見ると区悪犯全体
というものは昭和四十年代から相当数減少してお
る、こうなことですございまして、減少している
中であえて法改正というのもいかがかと。この辺
はまた先生方の御意見も十分尊重いたしまして法
務当局としても考えなければいけないことだとは
思いますが、現在の時点では、先ほども改正の関
係で申しましたとおり、皆様方の御意見を十分尊
重しながら、大方の方々の賛同するような形でま
とめていきたいというふうに考えております。

○政府委員(鈴木良一君) 大変貴重な御意見を賜
りました。

場の意見もいろいろ集めましたし、法務省等関係省庁といいろいろ検討してまいりたい、かように考えております。また、これからどうするかという問題でございますが、今申しましたように、法律 자체はそういうことで検討を進める必要があると思いますけれども、警察いたしましては、非行少年の補導活動を、先ほど言いましたように一つのパートンがあると思いますので、そういう点を十分踏まえましてやつていく必要があると思いますし、また、今度は逆に少年の福祉を害する犯罪というものしっかりと取り締まっていかなければいけぬ、こういうふうに思います。それからまた、少年を健全に育成するという意味でも、やはり社会参加活動あるいはスポーツ活動等も警察ができる範囲ではいろいろお手伝いもいたしましたし、少年の規範意識の確立ということに努めてまいりたい。やはり総合的な施策をさらに強力に進めていかなければならぬんではなかろうか、かように考えております。

○岩本久人君 ありがとうございました。

それでは質問を次に移します。

自治大臣が来られましたので、まず自治大臣にお伺いします。

現在審議中の平成四年度予算案、地方交付税の削減の問題が八千五百億円出ているようあります。

Digitized by srujanika@gmail.com

それから本委員会とか本会議場における塩川自治大臣の大変な決意、こういったものから見るとえらい話が違うではないか、こういうふうに思うんです。ですが、どのような経緯でそうなったのか、今後どうされるのか、そういった問題で基本的な見解をお伺いをいたします。

○委員長(山口哲夫君) 大臣の答弁の前に一言大臣に注意をしておきたいと思います。
さうの委員会はいつもと違いまして九時半から開会するということは、事前に連絡をしてあるはずであります。たとえ開議の事情がありましても、今後遅刻をすることのないよう十分ひとつ注意をしていただきたいと思います。

まして森官房長と鈴木警察庁長官から趣旨説明を代理として行つていただきました。この取り扱いにつきましては、あくまでも前例にしないという理事会の決定に基づいて行つたことになりますので、政府側といたしましてもそのようにひとつ御理解をいただきたい、かのように思います。

○國務大臣(塙川正十郎君) 答弁いたします前に一言、先ほど山口委員長から申されました点につきまして、お札を兼ねましておわび申し上げたないと存じます。

実はぎょう、閣議は定例の九時からいたしまして九時二十分で終わってこちらの委員会間に合うように、官房長官もそういう配慮のもとやってくれておったのでございますが、その前段に実は経済関係閣僚会議がございまして、非常に活発な議論が行われました。それがため閣議が十分間開会がおくれるというような事態になりましたので、これでいらっしゃっておったのでございますが、そこへ閣議に入りまして冒頭から、年度末でございままでの決算案件が七十数件ございまして、この決算案件を済ませて閣議が終わってすぐにこちらへ出席させていただいた、こういうことでござります。その間におきまして約束の九時半は十分承知しておりますし、官房長官もそれを承知の上で

したことをまことに申しわけないと思つておなりました。
それにもかかわりませず、前例としないということ
ことでござりますが、委員長初め委員の皆さん
方、特に理事会の先生方の御理解を得まして、と
りあえず定期に開会していただきたいということ
は、私にとりましても非常に貴重な御配慮をいた
だいたと思うて感謝いたしておるところでござい
まして、改めましてお礼申し上げたいと存じま
す。今後とも御指導をひとつよろしくお願いいた
します。

さて、今岩本さんからお尋ねの地方財政の関係についてでございますが、地方財政が苦しい、そして、交付税は絶対に維持すべきであるということを強く言っておりながら、八千五百億円の大量の資金を国に貸し付けるというような措置をしたことは非常に矛盾しておるじゃないか、この点についての質問であろうと思うております。

おっしゃるようだ、決して地方財政は楽ではないませんで、その中で八千五百億円を国に貸与するということは、確かにこれは非常な決意のもとで行われたものでございますが、実は、御承知のように、数年前から地方財政の収入構造は非常に大きく変わつてまいりまして、いわば構造改善があつた、収入の方の構造は変わつたにかかわらず、支出の方の、つまり財政需要の方の構造といふものの変化がそれに相呼応していなかつた、少

そのことは、要するに、國の方といたしまして
も地方財政の中で、例えて申しますと、まあ少し
は待ってくればよさそうなものがあるではない
か、だからそこは少し猶予して國に回してほし
い、そういう要望も実はございました。その
中の一番大きなものは財政特例債の償還であつた
と思うりますが、こういう資金があるならば
少し待ってくれて、ちょっと國に貸してくれぬか
ということになつてきました。それを累計いたします
と、こちらもできるだけセーブいたしましたけれ
ども、八千五百億円相当額になつてきましたというこ
とでございまして、いろいろと世上うわさされ
おりますけれども、實際はそうじゃございません
で、私たちが大藏との間で交渉いたしましたの
は、実額を詰めた上での金額になつたということ
とでございまして、政策的にああいうものをつ
ていったということでは決してございません。
そこで、それじゃこれから的地方財政の運営を
どうするのかといいますと、私が先ほど申しまし
たように、基準財政需要額を中心といたしました
と私は思つております。現在自治省におきまして
は非常な精力を傾げましてその作業に取りかかっ
ておるところでございまして、その中心となりま
すものは大きい柱として二つあると思うております。

一つは、政府が既に公表しておりますと、現在
実施段階に入っておりますところの公共投資計画
でござります。十カ年で四百三十兆円という公共
投資計画でございますが、これと地方自治体との
いわば仕事の分担ということ、あるいはそれに伴
いますところの資金の分担ということ、これは將
来におきますところの地方財政の需要額を見
かっていく非常に大きい要件になつてくると思つ
ております。

それからもう一つは、福祉ゴールドプランとよ
く言われております十カ年計画でございますが、

これを実施に移してしまはず場合には、実際には地方と国との負担というものをどの程度にはかるべきかというのは一切不明であります。これを早急に洗い直して、きちっとした計画の中の分担を決めていかなきゃならぬと思うております。

そうした場合に、私は中心となるのは地方自治体ではなくかうかと思うております。それで、田舎に福祉が相当の話し合いをして、それで田舎に福祉がそれぞれの地方自治体の独自性を持つた福祉として実施されていくようにならぬ。私は、この二つの柱は当然政府部内としても全力を挙げて、政府部内の問題として解決していくかなきゃならぬ、こう思うております。

それからもう一つは、別な観点でござりますけれども、戦後四十数年たちましたが、やはり依然として地方自治体の中に国の出先機関なんだという意識が相当根強いと思うのでございますが、数年前から、自治省が実施いたしましたふるさと創生事業等、これが一つのきっかけとなりまして、やはり自治体はおれたちのものなんだ、おれたちがやるものだという意識が非常に強くなつてしましました。それに伴いまして、地方自治体がいわば固有の事業としてやっていくべきものの発掘をこれからやっていくべきだと思つております。

そういう独自性あるいは豊かな個性を出すためのいわば新しい需要というものが当然考えられる。それは、今までのできるだけ町村の自主性ということを抑えまして、平等平等という意識のもとに全国の均等を図つていくことに重点を置いた地方行政から、個性を生かしていくということになるならば、新しい需要を認めていくといふこともやらざるを得ないのではないか、私はこう思います。といいますのは、私はこれから的地方財政は、堅実とは申しましても決して余裕のあるものではない、非常に窮屈な状態の中で進めいかなきゃならぬだろうと思っておりまして、今からその対策を十分に勉強しておるというところです。

○若本久人君 経過と決意についてはしかと承りましたが、決意はともかく、経過の部分、結果についてかなりの部分で反論がありますが、今それやつていたんでは時間がありませんので、また次回にそれは譲りたいと思います。

そこで、地方税法の一部を改正する法律案の方に質問を移します。

まず最初に、自治省にも伺いましたが、憲法八十四条では租税法律主義ということが明確に決められております、当たり前のことあります

が。地方税の課税について、これは地方団体であるということも言われております。自治省はどちらの見解をとられますか、まず伺いたいと思います。

○政府委員(杉原正純君)

法律の中に入りたいと思います。

○若本久人君

時間がありませんので、早速この

○政府委員(杉原正純君)

この関係資料の十ページから十一ページにこう

いうことが書いてありますね。自動車税の2のと

ころに、「昭和六十二年自動車排出ガス規制に適

合するトラック若しくはバス又は平成五年自動車

係る標準税率は、昭和五十四年自動車排出ガス規

制に適合する」云々と、十人の人が読んではほん

人近い人が何のことかわからない、こういうふう

なことが書いてある。それはそれとして、これを

書いてあるわけございまして、いわば条例主義

ではござりますが、事課税ということになります

と、国全体、国と地方の事務配分あるいは地方団

体相互間あるいは住民の負担、そういうことも

あるのですから、地方団体の課税権につきまし

て、いわば法律で一定の枠を定めまして、その枠

の範囲内で条例で課税することができる、こうい

う仕組みになっているものと理解しているわけでござります。

したがいまして、地方税法において地方団体の

選択を認めてないと解されるような事項、例えば

税率が一本に、一定税率でございますとか、ある

いは住民税で申しますと、基礎控除が三十一万円

であるとか、そういうふうなことにつきまして

は条例でこれと別の規定を定めるということはで

きない、かように考えておりまして、あくまでも

○若本久人君 経過と決意についてはしかと承り

ました。したがいまして、それにつきましては条例で

均衡を失しないよう定めることができます。

したがいまして、条例主義ではございますが、い

たがいまして、条例につきまして、その条例につきまして、条例を創設する場合の参考ということで内簡例を具体的に定める場合の参考ということで内簡例を具体的に定める場合の参考といふことで内簡例を具体的に定める場合の参考といふことで内簡

わば一種の、先ほどお触れになりました憲法八十

四条の租税法律主義の一つの変形であろうか、か

かということは、法律で決められたものではない、

という形でいつもお示しして、関係地方団体にお

いてかかるべき改正措置をしていただく、こうい

うことで今までも措置いたしております。

○若本久人君

もそのような流れの中で、一環でこのようない

うことです。

○若本久人君

もそのとおりでござります。

○政府委員(杉原正純君)

まさにそのとおりでござります。

○若本久人君

もしそうであるならば、委員長、

この提案そのものが全くでたらめだということに

そのまま答えてください。答弁になつていません

よ。私が言ったのは、この三千一百円、四千円

は、地方税法百四十七条第一項一号のトラックのこ

れをこのように読みかえるんですか、こう聞いて

おるんですよ。

○政府委員(杉原正純君)

案を申し上げておるわけでござります。

○若本久人君

局長、私が質問していることにそ

のまま答えてください。答弁になつていません

よ。私が言ったのは、この三千一百円、四千円

は、地方税法百四十七条第一項一号のトラックのこ

れをこのように読みかえるんですか、こう聞いて

おるんですよ。

○政府委員(杉原正純君)

そのいう意味では、そ

の六千五百円につきまして、ほぼ半額にいわば輕減するということです三千一百円に今回提案をさせています。これは、地方税法の十二条の三の附則は

読んで、私も附則第十二条を一生懸命研究しました。

そこで、附則第十二条の三の関係だということ

で、私も附則第十二条を一生懸命研究しました。

ここで、附則第十二条の三の関係だということ

で、私も附則第十二条を一生懸命研究しました。

そこで、附則第十二条の三の関係だということ

で、私は附則第十二条を一生懸命研究しました。

そこで、附則第十二条の三の関係だということ

で、私は附則第十二条を一生懸

限で出すのですか それをまず聞きたいと思ひます。

○政府委員(杉原正純君) 内簡というのは特に法的拘束力を有する文書であります。一般的に、地方団体につきまして技術的な指導をしますとか、助言をしますという形のものを、内簡といつた形で文書でお示ししますものを、内簡として行政庁の補助機関であります局長あるいは課長といった名前でお出ししているわけでござります。

いておりますこの自動車税の関係につきましては、乗用車はずばり全部法律で税率を課していくた
だいておりますけれども、トラックとかバスとか、さらにいろんな特殊用の自動車になりますと物すごく種類、形態あるいは仕様がさまざままでございまるからさすがにこしごとをなさざるを

とは實際問題として困難でござります。そこで、現在も地方税法の百四十七条の五項に、標準的なものにつきまして法律で書いてある車の税率との均衡をとつて条例で書いてくださいという規定があるわけでございます。その条例を書いていただく場合の一つの御参考としてお示し

してあるもののか内閣でござりますので、あくまで
もその内閣は一つの参考として地方団体で御判断
いただいて条例で規定していくだけ、こういうも
のでございまして、おっしゃる意味ではその法的
拘束力はございません。

○岩本久人君　今明確に局長が言われたように、法的拘束力は全くないという自治省税務局府県税課長指針を内簡という形で出したと。そして、それは単なる参考ですから、今も局長言われたように、百四十七条の五に「道府県は、「自動車の諸元」によって区分を設けて、自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前各項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにななければならない。」、こういうことを書いてある。そのことを今言われた。

しかし、均衡を失ないとそれその地方自治体が判断をしたら、大臣わかりますか、判断をしたら、それがある地方団体は今自治省が期待するよう六千五百円とするかもしれない。しかし、ある自治体は総合的に考えて全く問題ないということで、六千五百円でなくて七千円にするかもしれない。あるいは六千円にするかもしれない。そういうことがこの法律で認められておるわけ。にもかかわらず、今回出てきたこの法律案は、全国の地方自治体に一県も狂うことなく六千五百円で決めてもらっている。今後決めてもうれるということを基本的な大前提にして、二分の一を掛けまして三千二百円と、こうきておるでしょう。だから、私は、これは議案を提案をされる基本的なところまで瑕疵がある、だからこの点についてはひとつ提案をやり変えてもらいたいということを特に提案いたします。

しかし、均衡を失ないとそれその地方自治体が判断をしたら、大臣わかりますか、判断をしたら、それがある地方団体は今自治省が期待するように六千五百円とするかもしれない。しかし、ある自治体は総合的に考えて全く問題ないということで、六千五百円でなくして七千円にするかもしれない。あるいは六千円にするかもしれない。そういうことがこの法律で認められておるわけ。にもかかわらず、今回出てきたこの法律案は、全国の地方自治体に一県も狂うことなく六千五百円で決めてもらっている。今後決めてもらえるということを基本的な大前提にして、二分の一を掛けて三千二百円と、こうきておるでしょう。だから、私は、これは議案を提案される基本的なところ案をやり変えてもらいたいということを特に提案いたします。

○委員長(山口哲夫君) 答弁ありますか、
○政府委員(杉原正純君) 先ほども御答弁申し上げましたように、この六千五百円は確かに法律で書じてございません。内簡でお示しして条例で具体的に書いていただいているものでございますが、ちょうどこの六千五百円に相当します最大積載量一トン以下といった営業用のトラックが、今

回新しい排ガス規制の適合車に買いかえていただから、それを、今回その二分の一の三千一百円というのを法律で御提案申し上げているわけでございまして、御了承をいただきたいと思います。

○岩本久人君 この法律を素直に読めば御了承でないから言つておるわけです。提案をしてはならないことを認めておりながら、御了承を得たいなんと今言われるんでしよう。法律に書いてないわけだから、全く法的拘束力のないわけのわからない指針だと言われた内簡をもとに各地方自治体に送る。それは、地方自治体固有の課税自治権だから、百四十七条の五に書いてある課税自治権がある。そういうことだからこういう形で出さざるを得ないとということ、それはわかります。しか

○政府委員(杉原正純君) 六千五百円はいわばガイドラインとしてお示ししているわけでございまますが、個々の地方団体、具体的にどういう税率を書かれておるか、全部は当たっておりません。おりませんが、多分そのお示ししたガイドラインに沿って大体条例をお書きいただいておるものと用いますが、今回、その二分の一の三千一百円、先ほど御指摘になりました、また私も御説明申し上げましたが、これも一つの標準税率としてお示ししているわけでございますので、そこは地方団体におかれましても趣旨をお酌み取りいただきまして、二分の一程度の軽減になるような具体的な税率を条例で設定していただけるもの、こういうふうに思っております。

○岩本久人君 今、局長は提案をし変えられたわけですね。この三千二百円、四千円、六千円、一万三千二百円、一万六千五百円も標準税率としてお示しした、こう言われました。そんなことはどこには書いてない。それじゃ書きかえてもう一回出しかえてもらわぬと困る。その点について委員長において御判断いただきたい。

○政府委員(谷口恒夫君) 若干技術的な規定でございますので、私から補足的に御説明したいと思います。

御質問の十ページに自動車排ガス規制に適合するトラック、バス、こういうものを書いてございますが、実際問題、この六十三年とか平成五年とかこういった排ガス規制に適合するトラック、バスというのは一トン以下のものしかございません。したがって、そういうものについて二分の一の税率を頭に置いて、そして三千二百円あるいは四千円というものを書いておるわけでござります。したがって、別途に六千五百円とかそういうものは法律上規定がなくとも、これらに該当する

○政府委員(杉原正純君) 六千五百円はいわばガイドラインとしてお示ししているわけでございまして、個々の地方団体、具体的にどういう税率を書かれておるか、全部は当たっておりません。おまかせんが、多分そのお示ししたガイドラインに沿つて大体条例をお書きいただいているものと想いますが、今回、その二分の一の三千二百円、先ほど御指摘になりました、また私も御説明申し上げましたが、これも一つの標準税率としてお示ししているわけでございますので、そこは地方団体におかれましても趣旨をお読み取りいただきまして、二分の一程度の軽減になるような具体的な総合判断でこれでいいということで決められた類がそうでなかつた場合どうなるんですかということを聞いておるわけですよ、六千五百円で決めてなかつた場合。

ふうに思つております。

○岩本久人君 今、局長は提案をし変えられたわけですね。」の三千一百円、四千円、六千円、一万三千二百円、一万六千五百円も標準税率としてお示しした、こう言わされました。そんなことはこには書いてない。それじゃ書きかえてもう一回出しかえてもらわぬと困る。その点について委員長において御判断いただきたい。

○政府委員(谷口恒夫君) 若干技術的な規定でござりますので、私から補足的に御説明したいと思ひます。

御質問の十ページに自動車排ガス規制に適合することですが、実際問題、この六十三年とか平成五年とかこういうふた種類規制に適合するトラック、バスというのは一トン以下のものしかございません。したがって、そういうものについて二分の一の税率を頭に置いて、そして三千二百円あるいは四千円というものを書いておるわけでござります。したがって、別途に六千五百円とかそういうものは法律上規定がなくとも、これらに該当する

トラックについては三千二百円を標準税率として決めますというふうに書いてござります。二項のところに標準税率はこれこれであるということでございます。したがいまして、各地方団体につきましては、一トン以下のこういう該当するトラックについて標準税率として三千二百円をお決めください、こういう規定でござります。御理解いただきたいと思います。

○岩本久人君 言われれば言われるほどだんだんおかしくなるんだよ。それじゃ自省から出されたりにどう書いてあるんですか、二分の一にすると、こう書いてある。二分の一にするということを書いて三千二百円、こう書いてあるわけだから、もとが幾らでもいいんですけどね。今あなたが言われたのは覆るのですね。二分の一ということが書いてあって三千二百円が書いているわけだから、もとが幾らでもいいんですよ。ということにはならぬですよ、これは。だから、そんなことは言わない方がいい、なんだか苦しくなるから。

いずれにしても、私が言いたいのは、今局長が言つておられたように、法律にない金額をもとにして二分の一で三千二百円、こう提案されているから、この特例措置の提案はおかしい、こう言つておるわけなんです。私が納得する答弁が全然ないわけですよ。答弁も苦しいから、何とか御理解を、こう言つておられるわけでしよう。そのところを委員長、ちゃんと判断してください。

○委員長(山口哲夫君) 答弁、今の質問に対し明確にできますか。

○政府委員(谷口恒夫君) 六千五百円というのは確かに法律の本則の方には書いてございません。これは二号に書いてありますように、例えば四トンから五トンまでのトラックについての標準税率を書いて、そしてそれとの均衡上一トン以下のものは六千五百円とか、こういうもの内簡で参考にお示ししている、こういう性格のものである。ところが、先ほど言いました排ガス適合のバス、トラックというのは一トン以下のものしかございませんから本則上にはあらわれてこない、しかし

いうふうに考えておるわけでござります。

いすれにいたしましても、銃に対する取り締まりと、それから現場におきます警衛警護につきまして銃のことを頭に置いた体制をしっかりと進みたいというふうに考えておるところでござります。

○篠崎年子君

十分に取り締まりを厳しくしていただきたいと思うんですけれども、一方考えますと、そういうたよな取り締まりを厳重にする余りに、一般の住民までが非常にそういったところに行きにくいとか、あるいは警察官からいろいろな尋問を受けて嫌な思いをするとか、そういうことがあってはならないと思いますので、そのところの兼ね合いは非常に難しいと思いますが、十分心してやっていただきたいと思うわけでございます。

それから、銃のことだけれども、これは先般、今お話をありましたように、銃刀法が成立したわけですが、銃が国内に入つてからでは遅いので、入る前に何とかとめる方法はないだらうかと思つてゐるだけれども、この点についてはどういうふうな対策をつていらっしゃるのでしようか。

○政府委員(関口祐弘君)お答えいたします。

先生御指摘のとおり、毎年千丁ほどのけん銃を私どもは押収しているわけでございますが、そのほとんど九割以上が真正けん銃であり、かつまた外国で製造された製品が密輸入されるものでござります。したがいまして、けん銃の対策の大きな問題というのは、その供給側を絶つと申しますか、こうした対策が大変重要であろうというふうなことでございまして、昨年の銃刀法の改正に当たりましてもそうした状況を踏まえて、従来は密輸の輸入罪だけの規定しか置かれてなかつたわけでございますが、それに加えまして輸入の予備罪、あるいは輸入をするに当たりまして資金等を提供する資金供給罪というものを新たに設けていたわけでござります。

私どもとしては、こうした法令を有効に活用いたしまして、水際作戦と申しますか、日本の国内

に持ち込ませないというふうな方策を関係行政機関等とも力を合わせまして強力に推進してまいります。

○篠崎年子君 ただいまの御決意を十分活用して進めたいといふうに考えておるところでござります。

○篠崎年子君 警察官の皆さん日夜国民の生活を守る

警所属の警察官の皆さんが日夜国民の生活を守る

部時々不心得の人があつたり、一昨日の新聞でし

たか、行政サービス評価下位スリー、おいこら警

察などと書かれておりまして、最近は随分民主的

な警察になつたけれども、まだこちら辺が直つて

いないのかなと思ひながら見ていただけでござ

ります。

そこで、まず初めに、今回の警察法の改正に伴

いまして、警察室内の組織変更があつたといふこと

とで御説明をいただきました。その中で、いろ

いろ内部の組織変更でまだ表に出でていないところ

もあるかと思ひますけれども、私がいただきまし

た資料の中で、審議官を五名から四名にする。監

察官を二名から一名にする。また、暴力団対策

室、生活経済課の二つを廃止する。次に、保安部

に属していた不正商品取締官一名及び交通局に属

していた暴走族対策官を一名廃止するというふう

に見たのですけれども、間違ひないでどうか。

○政府委員(井上幸彦君)お答えいたします。

先生御指摘のとおり、毎年千丁ほどのけん銃を

私どもは押収しているわけでございますが、その

ほとんど九割以上が真正けん銃であり、かつまた

外国で製造された製品が密輸入されるものでござ

ります。したがいまして、けん銃の対策の大きな

問題というのは、その供給側を絶つと申します

か、こうした対策が大変重要であろうというふう

なことでございまして、昨年の銃刀法の改正に当

たりましてもそうした状況を踏まえて、従来は密

輸の輸入罪だけの規定しか置かれてなかつたわけ

でございますが、それに加えまして輸入の予備

罪、あるいは輸入をするに当たりまして資金等を

提供する資金供給罪というものを新たに設けて

いたしました。

行政改革の折から組織の膨張を抑制するという要請もござります。そのような観点から組織の再編

と組合を含めて行つたところであります。

そこで、今回お認めいただくようになる組織と

いうのは、暴力団対策部を置くことと、そしてそ

のとに暴力団対策第一課、二課というものが置かれることと、それから審議官が五名から四名

というふうにおっしゃいましたけれども、実は審

議官は四名が三名になるということです。

それから、お話をありました人事課に置かれ

ております監察官が二名から一名になる。それか

ら暴力団対策室が、形の上では昇格する形で暴力

団対策部の中に消化され、暴力団対策第一課、二課

になるということ、それから不正商品取締官がス

クラップされる、暴走族対策官がスクラップされ

る、これらが主なものでござります。

なお、保安部に置かれております生活経済課、

この事務が保安課にはほとんど移りまして生活保安

課として業務が行われる。それに伴いまして生活

経済対策室というものが置かれる。それから交通

局の関係では、高速道路課を都市交通対策課とす

ること、それから暴走族対策官がお話をとおりス

クラップされます、これが交通指導課の中で課

長の一元的な処理のもとに仕事が行われるという

ことであります。

いずれにせよ、我々は一部のスクランプ減とい

うものをしていくわけであります、あくまで

も組織の再編合理化というものを図り、事務がな

くなるわけではございませんので、よりこの機会

に智恵を働かして警察事務の遂行の上に支障のな

いよう、かつ国民生活の安全を守る等の立場か

ら支障のないよう今後とも全力を挙げて対応し

てまいる所存でござります。

○篠崎年子君 今御説明いただきました、十分に

問題といふうに今後とも全力を挙げて対応し

てまいります。

○篠崎年子君 今御説明いただきました、十分に

問題といふうに今後とも全力を挙げて対応し

てまいります。

今回の改正で、今お話をありましたように減つ

た。この仕事はほかの人たちも十分にできること

だろうと思いますけれども、今まで監察官の仕事

ささらには積極的な事務の合理化等についても担当

をいたしていいるところでござります。

○篠崎年子君 警察部内の規律の保持ということ

でござりますけれども、これは最近の新聞の切り

替をいたしていいるところでござります。

そこで、警察厅の本庁を初め、警視庁、各県

に非常に努力をしていらっしゃるということ

については、深い敬意を表したいと思います。一

部時々不心得の人があつたり、一昨日の新聞でし

たか、行政サービス評価下位スリー、おいこら警

察などと書かれておりまして、最近は随分民主的

な警察になつたけれども、まだこちら辺が直つて

いないのかなと思ひながら見ていただけでござ

ります。

そこで、まず初めに、今回の警察法の改正に伴

いまして、警察室内の組織変更があつたといふこと

とで御説明をいただきました。その中で、いろ

いろ内部の組織変更でまだ表に出でていないところ

もあるかと思ひますけれども、私がいただきまし

た資料の中で、審議官を五名から四名にする。監

察官を二名から一名にする。また、暴力団対策

室、生活経済課の二つを廃止する。次に、保安部

に属していた不正商品取締官一名及び交通局に属

していた暴走族対策官を一名廃止するというふう

に見たのですけれども、間違ひないでどうか。

○政府委員(井上幸彦君)お答えいたします。

先生御指摘のとおり、毎年千丁ほどのけん銃を

私どもは押収しているわけでございますが、その

ほとんど九割以上が真正けん銃であり、かつまた

外国で製造された製品が密輸入されるものでござ

ります。したがいまして、けん銃の対策の大きな

問題というのは、その供給側を絶つと申します

か、こうした対策が大変重要であろうといふこと

でございまして、昨年の銃刀法の改正に当

たりましてもそうした状況を踏まえて、従来は密

輸の輸入罪だけの規定しか置かれてなかつたわけ

でございますが、それに加えまして輸入の予備

罪、あるいは輸入をするに当たりまして資金等を

提供する資金供給罪というものを新たに設けて

いたしました。

啓発をされるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(関口祐弘君) お答えをいたします。

先生御指摘のとおり、いわゆる悪徳商法とかあるいは不正商品の問題というものは、国民の生活に直接かかわると申しますか、非常に大きな影響を及ぼす事案でございまして、私どもかねがね力を尽くしているところでございます。

ところで、今回の内部組織の見直しということに当たりまして、従来、生活経済課におきましては、こうした悪質商法や不正商品の取り締まり、政事務と申しますか、そうしたものを持っていたわけございますが、質屋古物の問題というものは盗犯予防というふうなものが主眼でございまして、これはむしろ防犯企画課に移しがえをした方がよからうというふうな一つの判断をいたしました。そして、この悪質商法なり不正商品というものは、その他の日常的な市民生活の安全と保護を図るというふうな観点からいたしまして、生活保安課という新たなところでまとめて所掌するというのが適当であろうというふうな判断をいたしました。

しかかもまた、この種の取り締まりというものに当たりましては、いわば捜査の手法と申しますか、から考えまして、特に金融・証券事業というふうなものにつきましては、現在捜査二課で詐欺とか横領とか背任というふうな事件を所掌しておりますが、こうした事件等の手法的なものにも非常に関連をするということで、そうした部分については捜査二課の方でもやるというふうなことにいたしましたわけでございます。

今後とも、それぞれの事案の本質というものを十分に見きわめながら適切な対処をしてまいりたい、かように考えているところでございます。

○篠崎年子君 このことにつきましては、生活に非常に密着しておりますので特に生活保安課の方であるということですけれども、やはり警察の力ということから考えまして、一つの生活経済に

ついての特別の部というか働きというか、そういうものをやはり別にしておいた方がいいんではないだろ

ういだろかというような気もするわけですね。

最近の新聞で見ましても、先ほども申しましたように、いろいろな種類の不正悪徳商法というのが出てきておりますが、その中でも特に多いのが海外先物取引問題、にせブランド商品問題あるいはマルチ商法とか訪問販売法とかあるいは原野を売るとかいうことが出てきているわけですけれども、こういったようなことにひっかかるといふ人たち、被害を受けた人たちというのは弱い立場の人たちが非常に多いわけです。そういうふうな被害を受けてもどこにどう持っていくらしいかわからないで、ほかの人たちがそういうことを大きな問題に取り上げたときに、ああ私もそれにひっかかるといつたんだといったようなことがあって、この中には女性の皆さんのがひっかかる問題というものが非常に多いわけです。その中で特ににせブランド商品の問題が出てきているわけです。

これは、にせブランドを使って悪いとは言いませんけれども、にせブランドなのに本物のようにして高い金額で売りつけ、後で気がついたらそれはにせブランドだった。これを追及しようとなくなっていたとか、あるいは通信販売でそういふなことを行ったら、そこはいつの間にやら消えてなくなってしまったとか、あるいは通信販売をしたことを出していたので、これは通信販売をするからには信用できるところだろうと申し込みをして思って行ったら、そこはいつの間にやら消えてなた、そうしたら商品が送ってこなかつたとか、あらぬところに送られてきたものは非常に粗悪なものだったとか、こういうのがあるわけです。

これは通産省の方でも関係があるかと思いますけれども、やはりこういったようなものになつてしまりますと警察の捜査の手というのが伸びなければこれを根絶することはできないじゃないだろうかと思ふわけです。この点につきまして、さらには皆さんの方で御努力いただきたいと思いますけれども、どういうふうにしていったらこういったようなことをなくすことができるかということ

についてさらに御決意を承りたいと思います。

○政府委員(関口祐弘君) 先生御指摘のとおりでございまして、にせブランドにいたしましてもその他のいわゆる悪質商法、インチキ商法と言われるものにしても、本当に社会的に弱いと言つて表

現がよろしいかどうか、例えば老人の方とかあるいは主婦の方とか、そうした方をねらい撃ちのような形でこうした商法が横行しているという状況かと思います。

それに対しまして、私どもは取り締まりというのを主眼にし、それから関係の行政庁では消費者保護というふうな形で行政を進めておられるといふことでございまして、私ども取り締まりに当た

りまして、そうした各行政機関とのいろいろな連携というものも必要だらうと思います。

それから、私どもでは早い時期にそうした訴えが欲しいということをいろいろ、悪質商法一一〇番なんということを言っておりますけれども、各

警察本部なりあるいは警察署にそうしたテレホンコーナーのようなものも設けておりまして、そうしたところで皆さん方から早い訴えを受け、そ

してそうしたものを端緒として悪者を退治すると

いうことを今進めているわけでございまして、さ

らにまた、先生のただいまの御指摘を踏まえまし

て、今後徹底をしてまいりたい、かように考えま

す。

○篠崎年子君 次に、暴走族のことについて。

先ほど交通取り締まりの方で一緒にするとい

うことございましたけれども、最近の暴走族の状況はどんなふうででしょうか。

○政府委員(関根謙一君) 最近の暴走族の状況でござりますが、ここ数年暴走族の数は余り変わつております。大体三万五千人くらいでございま

す。これは構成員の数でございますが、暴走族の団体の数は少しずつふえております。昨年が七百

二十二団体でござります。これに対して国民の

方々からの苦情の数でございますが、これは徐々

にふえておりまして、昨年が十二万件くらいでござ

います。そして、暴走族に対する取り締まりの件

数でござりますが、これも平成元年からふえてき

ておりまして、大体一一〇番の数に対応する数、十二万人くらいの暴走族を検挙しております。

暴走族の最近の状況で特に変化ござります

は、平成元年に毎日新聞の論説室顧問の方が暴走

て出していくのが一番いいんじゃないだろうか。そういうことをたびたびすることによって、消費者を守るということにもなるし、またそういうふうな悪徳行為をする人たちにも、ここまで警察が本腰を入れているとすればこれは余りやれないぞ、そういうような間接的な威圧ということになるんじゃないかと思いますが、そういう

マーシャルなど流されるといったようなことをお考えになりませんか。

○政府委員(関口祐弘君) 各種のマスメディアを使つての啓蒙、啓発活動という御指摘かと思いま

す。

国の段階におきましては政府広報等の場面とい

うのもござりますし、それからまた各都道府県に

おきましてはそれぞれの警察において、そして特

に地元のテレビ局等の御支援、御協力も賜りまし

て、そうした方向でまた仕事も進めてみたいとい

うふうに思っております。

マーシャルなど流されるといったようなことをお

考えになりませんか。

○政府委員(関口祐弘君) どうぞよろしくお

か。そういうことをたびたびすることによって、

消費者を守るということにもなるし、またそ

ういうふうな悪徳行為をする人たちにも、ここま

で警察が本腰を入れているとすればこれは余りや

れないぞ、そういうような間接的な威圧とい

うことになるんじゃないかと思いますが、そういう

マーシャルなど流されるといったようなことをお

考えになりませんか。

○政府委員(関口祐弘君) 一番いいのはテレビの中にコマーシャルとし

族に殺されたという事件がございまして、それ以後に殺される声が高まってまいりました。そういうことを背景といたしまして、平成元年からの取り締まり件数はそれ以前に比べてふえております。

件数が非常に多いことは先ほど申し上げたとおりまでございます。

爆音走行をしていました車をとめて、また音をはかる。
というんでもう一度音を出せということになりました。
すると、隣近所に非常に迷惑ということになりました。
して、そういう点でも取り締まるのがなかなか難
しいということがございました。

そこで 現在この国会に利害を偏見を申してお
りまして、道路交通事故法の一部を改正する法律案
におきまして、そういう音を基準にする取り締まり
ではなくて、外形でございますね。暴走族は九
〇%以上の二輪車について消音器を外しております

したり、消音器を切ったりしております。それがナナ
ら、二輪車の場合には、ほぼ一〇〇%近くがナン
バー・ブレーキを外しております。そういう消音器
を外している二輪車に乗っている人、あるいはナン
バーブレーキを外したり隠したりして乗ってい

る人について取り締まることができるようなシステムを設けていただければ、これは事前にも取り締まることができるということになりますので、そのような仕組みをお願いしているところでござります。現状では、先ほど申し上げましたと

うな理由で、その行為を取り締まるというのではなく、なかなか困難でござります。

りしているところでございます。
○篠崎年子君 十分取り締まりを進めていただき
たいと思います。これもお金がかかることかと思
いますけれども、最近は特に警察の方でもいろ
いろと解説するよう警報した
ることのないように

無人カメラとかあるいは測定機器が研究されていると思うわけですね。今おっしゃったようなに、騒音だけで、騒音出していったから、おままで

もう一遍もとに戻ってこんな騒音出してみろよ
言つたつて、その上までなまじかく行つてしまふ

ているし、また再び騒音を出させるということになるとそんな騒音は出さないとと思うんですね。ですから、暴走族が走行する場所というのでは大体決まっているんじゃないかな。そんなにどこでもこでもめちゃくちゃに走り回つていいということはないだろうと思うのですけれども、そういうこと

うなところに無人カメラとか、あるいは無人監視装置とか、そういうたのをあわせ置いたもので、特にナンバープレート、これはつけなきやならないことになっているから、これはもう法律違反ですからほかのところでも見つけることがで

ると思うんですけれども、今の騒音と、それから走行速度といったようなことで、夜中ででもはかかる、そういう装置を各地に付けることはできなないでしようか。

うに、暴走族の集まる場所というのはございま
す。現在は、そういうような場所には二輪車通
どめというような仕組みを設けたりして追い散
すことをしているわけでございますが、そうしま
すと、今度は別のところに行つてまた暴走族

そこで、暴走族行為というのは近所に対する非常に迷惑でもござりますし、また交通の安全と田舎の安全を図る上からもまさに不都合な行為でござりますので、何とか取り締まることができるよう、

無人カメラとかその他の機器で取り締まられない
かとのことでござりますが、現在は速度を感知す
る車両感知装置が開発されております。どの程度まで
したいということでいろいろと努力しているわけ
でございます。

それから信号機を連動させまして、一定の速度で走つて、法定速度を超える速度で走つている車について感知いたしまして、少し先で警告を発するようにします。それでもなお速度を異常に高めにして走行する場合には、そのセイ、信号と表示して

して元行きの場合は、その先で信号を赤にしてしまうといったような、そういう異常な高速走行

を抑止するシステムというものは開発されておりません。ただ、ナンバープレートを隠したりと、いうようなものについて、それをキャッチするような、そういうシステムというのはまだ開発されません。

しかしながら、何とかそういうものも努力いたしまして、この暴走行為が現在のように迷惑をかけることのないよう努力をしたいと考えております。

○篠崎年子君 次に、暴力団対策で今回の改正についてお尋ねしたいと思いますけれども、今回の改正で、先ほど御説明ありましたように、暴力団対策として暴力団対策部第一課、第二課というふうに設けられたと御説明がありましたけれども、それぞれの任務について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(國松孝次君) 御説明いたしました課の中身でござりますけれども、暴力団対策第一課におきましては、暴力団の指定、それからこれも新しく全国に設置されてまいるようになります暴力追放運動推進センター、これを中心とする暴力排除活動の推進といったような仕事が任務になってまいります。暴力団対策二課におきましては、暴力団犯罪の取り締まりというものを担当してまいる予定でございます。

○篠崎年子君 そうすると、それぞれの課の人数は何人ずつぐらいでしょうか。

○政府委員(國松孝次君) その体制につきましては、現在平成四年の予算案といったしまして御審議をいただいておるところでございまして、まだ私どもここで具体的に何名ということを申し上げるまでに至っていないわけでございますが、もし私どもがお願いをしておりますとおりにおつきりをいただけるということを認めていただきまして場合には、暴力団対策一課が十六名、暴力団対策二課が十四名という体制になるものと考えております。

○篠崎年子君 今まで暴力団対策はいろいろされていたと思うんですけども、暴力団対策の方に

ほかの部から応援を受けられるというようなことはなかつたでしようか。

○政府委員(國松季次君) 現実に、今暴力団対策というものにつきましては、刑事局に捜査二課と専門委員の意見の聴取を経まして、その課に暴力団対策室というものがございまして、その課に暴力団対策室というものがございましてやつておるわけでござりますが、その人員は必ずしも十分ではございませんところへ、昨年暴力団対策法が成立いたしました。その準備作業等もございますのですから、局内他課はもとより他の部門からも御協力をお願いいたしまして、若干の応援をもつて暫定的にやつておるという事実はございます。

○篠崎年子君 三月一日からいよいよ暴力団対策法が施行されることになりまして、総力を挙げてこれに取り組んでいかれることと思ひますけれども、これにつきましてどのような手続で指定をされようとしているのか、今までの進捗状況を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(國松季次君) 暴力団対策法を施行されまして、まず最初の手続が暴力団の指定ということございまして、現在関係県において準備を進めておるところでございます。

私もどいたしましては、最近寡占化の著しい団体でございます五代目山口組、稻川会、住吉会というこの三つの団体につきまして第一次に指定を行つていこうという予定でございまして、それらの組を担当いたします兵庫県公安委員会及び東京都公安委員会におきまして、聴聞の通知及び公示はもう既に行いまして、この三团体に対しまして四月十日に指定のための聴聞を行うという予定になっております。以後、法律の定める手続に従いまして国家公安委員会に設置されている審査専門委員の意見の聴取を経まして国家公安委員会には五月中には指定の公示が行われる予定になつております。

なお、その他京都を本拠としたします会津小鉄という組がござります。山口を本拠とする合田一

家、福岡に本拠を置く工藤連合草野一家、広島の共政会等、それぞれの関係県において指定を急ぐ

必要がある暴力団につきましても、四月の後半から順次聴聞を開いていこうという予定で今作業を進めているところでございます。

○篠崎年子君 本法の趣旨が生かされますように、十分御努力いただきたいと思います。

最後に、この本法律案とちょっとそれで申しわけないんですけれども、駐在所勤務の警察官の妻の処遇についてお尋ねいたしたいと思います。私は、先日警察の方から「赤い門燈」というこの御本をいただきまして、行き帰りに読ませていただきました。「外勤警察官・家族の体験記」というふうな副題がついているわけですが、私も選挙で県内を回りましたときに、本当に山の中とかあるいは小さな島の中によく駐在所があつて、御夫婦の勤務じやありませんけれども、そこに御夫婦でお住まいになって警察官の勤務、仕事をしているいらっしゃるという御様子を見て大変だらうなとは思つております。しかし、これを読ませていただきましたときに、警察官の方はもちろんですけれども、その家族の協力というものが非常に大きな力を持っているんではないかというふうなことを痛感したわけでございますし、特に駐在所の勤務というのは二十四時間体制だと思ひますので、その妻の仕事というものが非常に大きく力を添えていくんだと思うわけです。

その中の一節にこんな言葉がありまして、「事件は昼、夜関係なく赤い門燈がけでやつてきました。そしていつも主人がいない時が多いのです。」とあります。そしていつも主人がいない時が多いのです。そういうことで、これずっと読みましたけれども、皆勤務をしているといつても過言ではないと思うわざから考えますと、夫と一緒にしていらっしゃるわけですね。

が警ら等で不在のときは各種の警察事務を事実上代行いたします。また、地域のコミュニティ活動等もだんなさんと一緒につて行うなど、その地域の治安維持に大変大きな貢献をしていただいております。

こうした二十四時間気の休まることのないような婦人の労苦に報いるために、平成四年度の地方財政計画におきまして、関係機関にお願いいたしまして、駐在所報償費、いわゆる奥さん手当と称するものでございますが、現行月二万八千円のものを倍増していただきまして、五万六千円まで引き上げていただいたところでございます。

○篠崎年子君 倍増して五万六千円ということですけれども、やはり五万六千円ではまだ少ないんじゃないでしょうか。というのは、今もお話をありましたように、これは妻として家の中に入るのは倍増していただきまして、五万六千円まで引き上げていただいたところでございます。

○篠崎年子君 倍増して五万六千円ということですけれども、やはり五万六千円ではまだ少ないんじゃないでしょうか。というは、今もお話をされましたように、これは妻として家の中に入るのはではなくて、警察官の夫と一緒につて仕事をしていると言つても同じだと思うんですね。ですから、この点につきましてはさらに御検討いただきたいと要望いたしております。

ちょっと今から話がありまして、これを伸ばしていただきたいと要望いたしておきます。次に、地方税法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたしたいと思います。

このことにつきましては、昭和六十二年の税制改正でマル優制度が廃止されまして、利子に対する課税が行われることになりました。そこで、所得税と並んで住民税においても利子割として徴収することになったわけですが、この利子課税は通常の給与と分離して課せられることになりました。税率は国税が一五%、それから地方税が五%、合わせて二〇%ということですけれども、所得者も高所得者も同じように分離課税で税率は同じだということですけれども、その人の収入全体から考えていくと大きな差があるのでないだろ

うか。それはちょうど消費税が一律三%かけられまして、低所得者によりましてはその三%の消費

税は非常に大きな負担になる、高額所得者によりましては三%はそれほどでもない、そういったことと同じようなことではないだらうかと思うわけ

私は、こういったような場合、六十二年の租税特別措置法及び地方税法の附則で五年後に見直すこととが定められておりまして、来年がその年に該当するわけでございますけれども、その点につきまして、どのような課税についてのお考えを持つていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(杉原正純君) 利子所得の課税につきましては、今御指摘になられましたように、六十二年九月の改正によりまして六十三年四月から地方税につきまして、これまでほとんど課税できなかった、総合課税の場合はできていたわけでございますが、分離課税を所得税でされますと地方税ではいわば課税できないという状態であります。このを、今お示しのように所得税五%に対しましては、今御指摘になられましたように、課税

特別措置法及び地方税法の附則で五年後に見直すこととが定められておりまして、来年がその年に該当するわけでございますけれども、その点につきまして、どのような課税についてのお考えを持つていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

私は、こういったような場合、六十二年の租税特別措置法及び地方税法の附則で五年後に見直すこととが定められておりまして、来年がその年に該当するわけでございますけれども、その点につきまして、どのような課税についてのお考えを持つていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

このことにつきましては、昭和六十二年の税制改正でマル優制度が廃止されまして、利子に対する課税が行われることになりました。そこで、所得税と並んで住民税においても利子割として徴収することになったわけですが、この利子課

子所得に対する地方税の課税の在り方の見直しと併せて見直しを行う」、こういうふうにこれも条文で規定されているわけでござります。また、国会等の御決議もござります。といったことで、こどこの秋からがこの見直しの御検討いただく時期になると思ひます。

に書かれております規定の趣旨、あるいは当委員会も含めましての国会の御決議の趣旨などを十分踏まえまして今後税制調査会などで御検討いただきたい、かように考えておるわけでござります。○篠崎年子君 この総合課税につきましては、今お話しがありましたように、事務の煩雑化とかその他のいろいろの問題点があるかと思いますけれども、結局名寄せができるないというようなこともネックになっているのではないかと思うわけです。そこで、私ども総合課税という方向に持つていていただきたいと要望しているわけでござりますけれども、この場合にプライバシーには十分配慮するということが必要だと思いますが、背番号制をある程度考えなければならぬ時期に来てゐるんじゃないかと思います。

例えば、納税者の背番号制につきましては、アメリカ型とか北欧型とかイタリア型とかいろいろな型があるわけですね。このことについて、政府税調の方でも今納税者背番号制度の小委員会が設けられて検討をされていると承っておりますけれども、どのような検討を今なされているんでしょうか。今も御答弁があったと思いますけれども、再度お尋ねしたいと思います。

○政府委員(杉原正純君)　ただいま御指摘いたしましたように、総合課税という形態をとりましきには何らかの形でやはり名寄せということが必要になってくるわけでございます。その場合の一つの有効な手段としては、納税者番号制度的なものがありますと手がかりになるということであげられまして、各方面にわたりまして検討をして

関係のところが相寄りましていろいろ検討を重ねております。また、政府部内におきましても各省省長の間で、その際問題になつてまいりますのは、少しあ触れになられましたように、まずはやはりプライバシーのお話があろうと思ひます。これを本来の行政目的以外に使われない、プライバシーを保護するような担保措置がとれるかどうか。それから、ある程度国民といいますか、その方々にそういうものの導入についてのいわばコンセンサスといいますか、そういうものを得られるようなことを考えなくちゃいけない。場合によりましては導入に伴いますメリットも何かあってもしかるべきじゃないだろうか、こんな御論議もござりますし、単に税制だけに用いるのではなくてほかの用途に用いるということが果たして考えられるのかどうかといったこともございますものですから、関係省庁相協議いたして今検討をいたしております。

また、導入するにいたしましても、おっしゃいましたように、アメリカ型のような既存の社会保険関係の番号をそのまま使うという方式と、それから北欧式といいますか、新たに国民が生まれたときから全部いわば縦書き番号ということになりますが、そういうものをつける、それぞれメリット、デメリットがあるようでござります。そういういろいろな課題を持ち寄りまして、専門の学者、識経験者の方の御意見も伺いながら今までに検討をいろいろ重ねている段階でございまして、当然のことでございますけれども、まだ結論めいた形にはなっていないというのが実情でござります。

○篠崎年子君 時間がありませんので、次を急ぎたいと思います。

固定資産税の評価のことについてお尋ねしたい

固定資産税につきましては、評価の均衡化、適性化については私どもも審議のたびに申し上げておったといったようなことが今回五年というふうに延ばされてきているかと思いますけれども、固

○固定資産税の評価が大都市圏では公示地価の一割ないし二割にすぎないと言われておりますで、今審査態を改めて公示地価の七割を目指し評価しようとされているところと聞いたのですけれども、これはそのようにお考えになつていらっしゃるのかどううかということと、それから現実には、固定資産税の評価の対象となる土地は一億四千万筆ぐらいあると言われていると思いますが、公示地點はわずかに一万七千地点、そういうことでは非常に差異が出てくるのではないかと思います。この二つについて御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(杉原正純君) 固定資産税の評価がえ、土地家屋につきましては三年に一度やっていきますわけでござります。次なる評価がえの年が、平成三年度にやりましたから平成六年度でございます。

ところで、固定資産税の評価、特に土地、その中でも宅地の評価につきましては、いろいろ問題点が指摘されております。

一番の問題は、市町村間あるいは市町村内の各筆間で非常にアンバランスである。しかも相対的に極めて、仮に地価公示価格というものを物差しに比較いたしますと、水準が低いということござります。公的な評価につきましては、ほかに相続税評価はもちろん公示価格等ございますが、それらの評価の間のバランスというのをとることがやはり必要ではないだろうかということは、まさに土地基本法にもそのような趣旨がうたわれておりますし、国会でも評価の均衡化、適正化、今御指摘になられましたように、いろいろの指摘も受けているわけでござります。

私ども、固定資産税の評価をきちっとやる、バランスのとれた均衡化、適正化を図ることによって得ることにもつながるということと、評価がえなりましたように、地価公示価格といったものを一つの物差しにいたしまして、平成六年度に

おきましてはそれのおおむね七割程度を日途に評価の全国的な均衡化、適正化を図りたい、こういうことで地方団体とも十分な意見交換をしてまいりまして、そのような基本方針で現在準備作業を進めているわけでございます。

そこで、地価公示価格の七割程度と申しましても、これも御指摘ございましたように、固定資産税の方は標準地だけでも四十万地点ございます。全国で一億数千万筆ということでございますが、地価公示の地点はわずか一万七千でございます。今度の予算が認められると、国土庁でもこれを大体二万点ぐらいにちょっとふやすということをお考えのようでございますが、それでも圧倒的に少ないわけでございます。

そこで、固定資産税の地価公示価格を物差ししながら均衡化、適正化を図るという場合に、まず地価公示地点がありますところではその地価公示価格を当然参考にさせていただきますが、そのほかに都道府県の地価調査地点というのをございます。それをもちろん活用することいたしておられます。しかし、それでも足りません。それでも四万点あるいは四万数千点ということをございますが、それから、一割強ということでございます。したがいまして、それ以外の標準地につきましては、市町村で不動産鑑定士あるいは鑑定士補、そういう方々の御協力をいただきまして鑑定評価をしていただく、そういった予算、財政的なバックアップをいたしまして、それによりまして今の地価公示価格の七割程度を目指すという評価がえ作業を着実に進めていきたい、かように考へておるわけでございます。

○篠崎年子君 進行に協力する意味でこれで終わります。

○委員長(山口哲夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩

全国的な均衡化、適正化を図りたい、こういふことで地方団体とも十分な意見交換をしてまいりまして、そのような基本方針で現在準備作業をされているわけでございます。

そこで、地価公示価格の七割程度と申しましてこれも御指摘ございましたように、固定資産価格で一億数千万筆ということをございますが、方は標準地だけでも四十万地点ございます。高公示の地点はわずか一万七千でございます。この予算が認められると、国土庁でもこれを二万点ぐらいにちょっとぶやすということをござえのようでございますが、それでも圧倒的にいわけでございます。

ここで、固定資産税の地価公示価格を物差しにがら均衡化、適正化を図るという場合に、また地価公示地点がありますところではその地価公示を当然参考にさせていただきますが、そのに都道府県の地価調査地点というのがございまして、それをもちろん活用することいたしておられます。しかしそれでも足りません。それでも不動産鑑定士あるいは鑑定士補、そういう点あるいは四万数千点ということございまして、一割強ということでございます。したがって、それ以外の標準地につきましては、市町村として、それなりに評価をしております。しかし、それでも足りません。それでも不動産鑑定士あるいは鑑定士補、そういう御協力をいただきまして鑑定評価をしていくことになります。しかし、そういった予算、財政的なバックアップをして、それによりまして今の地価公示の七割程度を目指すという評価がえど業を着実めでいきたい、かように考へておるわけでございます。

○委員長(山口哲夫君) ただいまから地方行政委

員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案、警察法の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方に順次御発言願ひます。

の動向等についてお伺いをしたいと思います。

福である、大蔵省の見解ではこういうふうに言われているのであります。今日の日本経済はバブルがはじけて、平成景気も陰りが見えております。そして、政府の経済見通しの三・五割るのではないか、こういう状況も出ておりまして、特に今まで景気のよかつた都市部におきましても、大変厳しい状況が出ております。また、今年度の予算を見てみると、政府はかなり楽観的な税収を見込んでいるわけですが、見通しとしては非常に厳しい、このように言われているわけであります。そのことが地方における平成四年度以降の財政に影響が出てくるのではないか。特に心配されるのは、地方税、法人税、住民税等に影響が出てくる、このように私は考えるわけであります。特に、地方財政の收支のバランスの維持をどれだけ守れるのか、これから先行き不透明な状態の中でも大変厳しい状況に今日ある、このように私は見ているわけでありますが、地方財政にに対する大蔵省並びに自治省の見解をまずお聞かせ願いたいと思います。

に都道府県におきましては法人関係税が前年度を

下回るということを予測いたしまして、これをもとにして税収の見積もりをするというふうなことで、かなり厳しい見方をとりながら税収見積もりはしているところでございます。

そこで経済見通しといふものが、当初政府見通しにある諸指標に基づいて推移するとすれば、明年

度の税収につきましても何とかなるのではない
か。特に地方税の場合には、法人關係税は前年を

下回る。それから、住民税については前年の所得を使う上、二点とも引き合って、今年度の国

所得税の動向なども勘案いたします関係もござい

ますし、また非常に景気に安定的な固定資産税というような税収もござりますので、このまま経済

見通しの諸指標がまいれば、何とか地方財政計画上の税あるいは交付税の収入枠の確保は可能なの

ではないかという感じがするわけでもあります。

財政計画上、全体としてそうなつてくるかもしけ
ませんが、固くの地方団体ごろままでには、やは

りかなり税収動向にばらつきが出てくる。特に法

人関係税に依存している自治体におきましてもは、今年度におきましてもかなり税収が鈍化している

ということでもござりますので、明年度もこういうことをよく注意いたしまして、個々の地方団体に

ついて財政運営の支障のないように、そういう注意を持てばいいならなければならない」というふ

うに考えておられる上うりやうじがります。

○説明員(原口恒和君) 全自治省の方からも御答弁がありましたように、平成四年度の地方財政計

画に計上されました地方税の収入見込みにつきましては、法人関係税、個人住民税等も平成三年度

の動向等を十分勘査して積算する等、最近の課税実績あるいは平成四年度の見通しにおけるいろん

な指標をもとに、個々の税目」と最も適切と考
えられる方法によって見込むものであります

ので、全体としてはこの地方財政計画上の地方税率につきましては確保し得るものと考えております。

第二部 地方行政委員会會議録第一号 平成四年三月二十七日

財政計画の策定に当たりまして、財源対策債償還基金でございますとか、あるいは平成四年度の臨財債償還基金というようなものを設置する等、将来の公債費の負担の軽減というものにも十分意を用いているところでございます。

いずれにしても、国と地方を通じて全体の行財政改革をやっていくということは必要だというふうに考えております。

○野別隆俊君 ここで、自治大臣の地方財政に対する見解と、今後的地方財政をどのように運営していくかという問題についてまず伺つておきたいと思います。

○國務大臣(塙川正十郎君) 今役所の方がそれぞれ立場をかえまして説明いたしましたが、私は地方財政の現状は決して楽なものではないと思うております。先ほどもちょっとお答えいたしましたように、これから地方財政の果たすべき役割というものが、この認識をしっかりと持つことがあります。何としても取り組む一番根本ではないか、こう思つております。これは御説明の重複を時間がございませんので避けたいと思います。

そこで、現在をどう見るかというお話をございますが、現在地方団体は三千三百幾つございますけれども、その中で一番割を食つているというか一番苦しいのは、私は本当は標準団体ではないかと思うんです。それ以外の過疎団体あるいは都市団体というのは、それなりにそれぞれのメリットを受けております。過疎団体におきましては非常に手厚くあらゆるものが措置をなされておるのでございます。だからといって十分と言つておるわけではありませんで、十分に行き渡つておるわけではございませんけれども、措置は講じてあるわけなんであります。そして一方、都市団体におきましては自然に財政が豊かになる、そういうように仕組まれておるようなことで、一番割を食つておるのは標準団体だと思います。そこで、私は最近も、基準財政需要額を見直す際に、その見直しの中心は標準団体に手厚くなるような方法を考えやつてくれということを中心しておるのであります

す。

それでは過疎地域はどうなのかということです。さういいます。私は、これほどんど過疎化が進んでまいりますし、過疎といわば産業で生きていきました今後問題として意見を申し上げなきゃならぬますところの都市との関係というものは、だんだんと差があらてくると思います。ですから、こ

れはほっておいては大変な状態になつていくのではないか。そこで、市町村の財政が一律まんべんにということにはいかないのではないか。ございましたから、交付税の運用というものをどういうふうに均でん化させていくかということをございますけれども、その均でん化の重点をどこに置くのかということは、これは非常に重要な問題と見て検討すべきものではなかろうか、私はこう思つております。

その中の一つの方法といったしまして、過疎地域等を中心といたしまして、この際、自治体がやつておりますところの広域行政圈構想、これによりますから、その中の一つの過疎村落といいましていろいろ整備いたしておりますが、まずはとりあえずこういう広域行政圏の中にシビルミニマムがどのように達成され得るかということを

おきます。

○政府委員(杉原正純君) 三年に一度でございま

す次なる評価がえの年でござります平成六年度に

向けましての作業でござりますが、今お話をござ

いましたように、今年の七月一日を基準日といた

しまして評価がえの事務を進めるということで現

在万端の作業を進めているわけでござりますが、

基本的な評価がえの方針、つまり地価公示価格の

七割をめどにといったようことは既に地方団体

に対しましても通知いたしておりますし、さらに

徹底を図つてまいりたいと思っております。これ

を受けまして、地方団体におきましては、まず各

都道府県におきまして土地評価協議会といつたも

の設置を、そして各市町村におきましては基準

日現在におきます鑑定評価価格を把握するための準備作業、例えばでございますが、地元の不動産

鑑定士などと日程の協議などを既に進めてい

るところでございます。

今後でございますが、平成四年度に入ります

と、年度当初から不動産鑑定士との間に鑑定評価

につきましての委託契約などの締結がございま

す。また、先ほど申し上げました土地評価協議会

におきまして鑑定評価価格相互のいわば調整と

いたものを進めさせていただきまして、基準地、標

準地といったものの評価がえ作業を順次進めてい

く、こういうことに相なろうと思つております。

す。

○野別隆俊君 この評価基準を出すための公示価

格、さつきの御答弁によりますと七割程度を見て

それを評価基準にしよう、こうしたことになるよ

うでござりますが、今回の改正は、これで進みま

すと大体三五、六%のアップになるんではない

か、そしてまた五千億程度の増収が見込めるので

はないか、こういうふうに聞いておるわけであり

ます。評価額の問題は、各県によっても随分違

りますが、全国的に非常に格差が出ておりま

すが、京都では、京都市では、

ここは非常に格差が少ない古い町

ですから余り大き

い変動がないのかと思うんですが、一

四、六%であります。ところが、東京都に近い甲

府市では五九、二%も格差が出ている、こういう

ております。

○政府委員(杉原正純君) の問題についてお伺いいたします。

平成六年の固定資産税の土地評価がえの作業が

本年七月ころから開始される、このように聞いて

おりますが、この評価がえまでに至る県や市町村

の作業、この手順は一体どういうふうになつてい

るのか、その点についてまずお伺いします。

○政府委員(杉原正純君) 三年に一度でございま

す次なる評価がえの年でござります平成六年度に

向けましての作業でござりますが、今お話をござ

いましたように、今年の七月一日を基準日といた

しまして評価がえの事務を進めるということで現

在万端の作業を進めているわけでござりますが、

基本的な評価がえの方針、つまり地価公示価格の

七割をめどにといったようことは既に地方団体

に対しましても通知いたしておりますし、さらに

徹底を図つてまいりたいと思っております。これ

を受けまして、地方団体におきましては、まず各

都道府県におきまして土地評価協議会といつたも

の設置を、そして各市町村におきましては基準

日現在におきます鑑定評価価格を把握するための準備作業、例えばでございますが、地元の不動産

鑑定士などと日程の協議などを既に進めてい

るところでございます。

先ほど申し上げましたように、まずこの大変な

地域的なばらつきそのものが固定資産税の評価と

いうのは一体何をしているのか、こういう不信感

につながりまして、また市町村税の根幹でありま

す固定資産税制度そのものに対する不信というこ

とになりますものですから、ぜひこの評価がえに

当たりまして、特に宅地でござりますけれども、

固定資産税の土地の評価の均衡化と適正化という

ものを進めさせていただきたいとふうことで現在
作業を進めているわけでもあります。

そこで問題は、まさに現在の評価水準が非常にばらばらでござります。そこへ公示価格といつた

ものを物差しにいたしまして、おおむね七割といふことで評価をきちつとやっていただくということになりますと、いわば評価アップ、評価上昇といいますものがかなりな率にならうかと思います。それも、地域によりまして現在、もともと根っこがはらはらなものですから、評価倍率といふのはかなりにならうと思います。ただ、ことの七月一日から評価がえ作業を始めるのですから、地盤公示価格あるいは県でやっております地価調査の動向がどうなるかということと大いに関連はいたします。したがいまして、今後評価がえ作業を実際進めていきますと、現実にどの程度の評価上昇になるかというのはわかつてくるかと思

その場合に、問題は負担のお話だと思います
が、私どもやはり今回の評価がえは、その評価の
適正化、均衡化ということ、それ自身が大いなる
目的である、かように考えておりまして、評価が
えに伴いますいわば増税、增收といったものをね
らっているわけではございません。したがいまし
て、この評価がえに伴います納税者の負担が急激
に変わる」とのないような、適切な調整措置を講
じなくちゃいけない、かように考えております。
ただ、具体的にはこの七月から評価がえ作業が実
際に始まるものですから、どの程度の評価上昇に
なるのか、そしてほっておいたら一体どの程度の
急激な税負担になってしまふのかというデータが
これから集まる話でござりますので、そういうた
めに向けて具体的な調整措置を講じさせていただ
きたい、かように考えております。

• 148 •

ですから、そういうった点を十分念頭に置きながら、調整措置につきまして検討を進めてまいり、また御審議を煩わしたい、かように考えております。

地とか山林とかいうものにつきましては、従来どおりの方針で評価の均衡化・適正化を図ればよろしいと思っておるわけでございますから、そちらについてまだ決算書に下さるといふ要件は思ひうら

だく。それ以外に、標準地につきましては四十万
地点でござりますが、これにつきましては市町村
で不動産鑑定士などに鑑定評価を依頼しまして、
そしと平成の基準にておきこなしてござ
ります。

たな、具体的な調整の場合に何をもって調整するのか、こういうお話をございましたが、一つは今評価額で調整するというふうにたしかお聞きいたしましたけれども、そうしますと評価そのものをしつかりやろうということが無意味になりますので、評価額そのものを調整するということではなくて、評価に伴います負担増を別途の形で調整する、こういうことにならうかと思います。例えば、現在、住宅用地につきまして四分の一とか二分の一とかいろいろな特例措置がございまして、そういうものにつきまして、これでいいのか、さらに拡大する必要があるのかといったようなことが検討の主題になろう、あるいは現在よりもよりなだらかな負担調整措置、段階的な調整

○野別隆義君　公示価格のない標準地がございま
すが、こういったところの土地鑿定作業を行なうに
当たりまして、これはこれからやられるわけで、
平成六年には実行段階に移るわけでございますか
考えております。

それを審査の基準として参考にさせていただいたく
こういうことを考へておるわけでござります。そ
のための財源措置なども講じさせていただきてお
るわけでござりますが、じゃ鑑定士がない市町
村があるのでないかと今お話をございました。
まさにそういう市町村もあることは承知いたして
おります。

そこで、都道府県におきまして、鑑定評価導入
に関しまして不動産鑑定士等のいわば地域分担で
ござりますとか、あるいは作業スケジュールなど
について調整を行つていただきまして、各市町村
におきまして組織的、計画的な取り組みが可能に
なるよう進めていきたい、またそういうふうに
現在準備作業は進めているわけでござります。

同時に、市町村の職員自身の問題がございま

措置といったようなものも念頭に置かなくちゃいけないだろうと思つております。
もう一つお示しの、税率でというお話をございましたが、これはひとつ私どもとしては避けたいと思っておるわけでございます。固定資産税の税率は、土地、家屋、償却資産につきまして、一体として一本の税率で課税をしている仕組みでござります。固定資産税収入のうちで土地は四割でございます。そのほかに家屋が四割、償却資産が二割ということです、つまり、土地以外に六割のウエートを占めております家屋とか償却資産というものがあるわけでございます。こちらにつきまして同じように税率を下げてしましますと、大変ないわば減収になるわけでございまして、特に家屋のウエートが高い、あるいは償却資産のウエートが高いといった市町村では大打撃になるわけでござります。

ら、その間に市町村の職員の研修などをやらなければならぬ。相当数に上ると思うわけでありますが、これにどう対応をするのか。市町村の職員を研修してやるのか、また人員増の方法もあるうかと思います。それから、不動産鑑定士にどういうふうに協力を求めていくのか。不動産鑑定士がいない町村がありますね。こういうところは一体どのような対応をしていくのか、この点についてまず伺いたいと思います。

○政府委員(杉原正純君) 地価公示価格の七割をめどと申しましても、地価公示地点そのものが現在は一万七千余点、来年度の予算が議決されますと国土庁では二万点ほどにふやしたいと言つておりますけれども、それでも固定資産税の方の標準地だけでも四十万地点あるわけござります。固定資産税の土地の全筆が一億数千万筆、こういうことでございますから、とてもとても足らないこ

す。これにつきましても、やはりお話のございましたような研修を徹底することはもとよりでございますが、さらに増員等につきましても、事務処理体制、執行体制が十分整備充実されるよう努めていただきたいというようなことで、市町村に対しまして指導をさらに強めてまいりたい、かよう考へておるわけでござります。

○野別隆俊君 評価がえに当たりまして一番問題になるのは庶民の小規模住宅等の問題でございますが、この用地の評価がえが大変な負担増につくるのではないかという心配があるわけであります。都市部ではこの税金を追い出し税金だ、こういうふうな言い方もあるくらい非常に問題のある改正であります。

そこで、私は、このような改正に当たってそういう庶民の住宅、特に都市部における庶民の住宅に対する負担緩和の対応をどのようにしていくのか

また、税率につきまして、では家屋、償却資産はそのままにしておいて土地だけでというお話をあるいはあるかもしませんが、土地の中でも問題になっておりますのは宅地でございまして、農

とは事実でござります。
そこで、ふえまして二万点でございますが、そ
ういった地価公示価格のみならず、県知事がやつ
ております地価調査、これも当然活用させていた

か、こういった調整措置を考えているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(杉原正純君) 先ほども御答弁申し上げましたが、この評議会がえに半います納税者の負担を減らすための措置を講じてまいりましたが、この評議会がえに半います納税者の負担を減らすための措置を講じてまいりましたが、この評議会がえに半います納税者の負

小規模な住宅用地につきましては、現在も四分の一
でありますとか、あるいは小規模の規模を超えた
したところにつきましては二分の一といったよう
な特例措置は講じておりますけれども、今回の評
価がえの結果大変な負担増になるということが仮設
に想定されるといいたしますならば、現在のそ
ういった特例措置では不十分であろうと率直に考
えています。まさに当委員会での特別決議でも指
摘されておりますように、やはり住宅用地につきま
しては、お話をよくな追い出し税というような
ことになることは大変なことでござりますから、
そういうことにならないように、現在の軽減措
置をさらに拡充するなども含めました納税者の負
担に十分な配慮を検討してまいる必要があらうと
思っています。

ただ、具体的には、先ほどから申し上げてお
りますように、これから評価がえ作業が始まるもの
ですから、その推移を眺めまして、一体どの程度
の評価アップになるのか、そしてそれが現行制度
のままであつたらどの程度の負担増になつてしま
うのかということを見定めまして、具体的な、い
わば定量的といいますか数量的といいますか、そ
ういった調整の中身につきましては今後検討をさ
せていただくことにならうと思っております。

○野別隆俊君 次に、特別消費税問題についてで
あります。

今消費税の税率は三%でありますが、今年度の
予算の中で観光業界に對しては二%，それから環
境衛生業界に對しては一%の振興助成交付金とい
うのがこれは補助で出されることになつておるよ
うであります。また、この観光業界と環境関係、これが總
額でそれぞれどのくらいの補助金額になるのかを
明確にしていただきたい、まずその点をお伺いい
たします。

○野別隆俊君 私は、補助金を出すのが悪いと言っているのではありません。しかし、住民が三億ぐらいになると、こういうベースのものでござります。

○野別隆俊君 私は、補助金を出すのが悪いと言っているのではありません。しかし、住民が三億%をあれだけ反対して、しかも食料品を全段階で課税にしろという要求をしておりまして、政府つかつては食料品は非課税にするというぐらいままでこの論議は相当尽くしてきました問題であります。そこで、こういったことをやつた裏には、この措置は業界の反税運動に対して運動を和らげる見返り金ではないかという見方があるのでござります。そういう見方が大変広がるということは問題でございますから、この点について政府税調はどういうかわりを持ってきたのか、この点と、こういった補助金を出すという根拠、これについて説明を願いたいと思います。

○政府委員(谷口恒夫君) まず、お尋ねの両交付金でございますが、この根拠は地方自治法第一二三十二条の二に基づきます都道府県の補助金として交付されるという性格のものでございます。レたがいまして、この交付金は税制上の仕組みとして設けるというようなものではございませんで、各都道府県で歳出面で措置するというものでござりますから、政府税調においての検討はお願ひしております。

また、なぜこの交付金を設けるかという御質問でございますが、最近における我が国の消費生活が非常に質的に充実、向上しておる。そういう中でそれぞれの地域におきます環境あるいは観光、そういうことで関係省庁から自治省に対して、地方団体に対してそういう交付金制度を設けてほし

そういう交付金制度で地域の振興と活動を始めたものでございましたが、このことについても喜んでいるわけですが、これによって期待に十分こたえられればならない。都道府県の観光協会は、環境衛生官がいますから、そういうふうな事業を行なうといふことは次回に回すことと思います。

度を設けて、適切な運用を通じて活性化を図っていくということを期しています。

これらの交付金を交付する等十分に担保できる団体に限らなければ、そういう意味で社団法人である財団法人であるがござります。あるいは財團法人であるがござります。業指導センターというのがござつた法人格を持った団体に交付することにもしておるわけでござります。これによりまして、地域の観光商業、こういうものが一層振興されることにつれていくという性格のものでござります。

この問題もまだ掘り下げて私は討議しておりますが、時間の関係で、はります問題がござりますからこれにていたしまして、次に移りたいと思います。一日制の実施についてであります。

法案は、これは公務員の願いであります。田舎や我々も一致して要求をしております。今国会の後段になるのですが、おりましたが、国会対策委員会にて、これは日切れ法案でしたので急浮上してまいりました。非常に速い速度で来まして、三月国会で決まることになります。そこで、公務員を始め国民の皆さんのがなるかと思います。この法案に対する見解と今後この法案に対する見解と今後

○國務大臣（塙川正十郎君）　御承知のように、地方公務員の週休二日制は国の制度と並行して実施していくという、この基本線は堅持していくべきだと思います。したがいまして、週休二日制の法案を早期に成立させていただきましたならば直ちに公布の手続をとり、そして自治体、地方団体等におきましては六月のそれぞれの議会がござりますので、でき得ればその時期に条例制定をしていただければいいかなと思うたりいたしております。しかし、これはそれぞれの自治体の方の準備のかげんもあつたりいたしますので、あえて強制的にそういうことが言えるべきものじゃございませんけれども、でき得ればそういうふうな時期に合わせていただければ私は幸せだなと思うてそのいきさつを見ておるところでございまして、何といたしましても早く公布をしてやるということまではこちらの責任として強力に推進していくたいと思うております。

ないかと思うておりますので、そういう措置もあわせて並行して実施していきたいと思うております。

○野別隆俊君 次に、週休二日制を実施するに当たりまして交代制勤務の職場がございますが、この取り扱いについてであります。普通の業務の場合は閉庁できるわけありますけれども、病院であるとか、清掃工場であるとか、消防署であるとかいうような場所は閉庁ができないわけであります。

この交代制職場に対する考え方についてであります。これはなかなか厳しい取り扱いになりますが、これはなかなか厳しい取り扱いになります。しかし、職員の皆さんのがみずからローテーションを組んで話し合いをしながら週休二日制という一つの方向として進んでいます。普通の皆さんは土曜、日曜は休みでありますけれども、この人たちはそういうわけにまいりません。そういう場合に、同じ一週間に二日休みにても飛び体では困るわけでありまして、やっぱり二日は連休にする。土曜、日曜が使えない状態まで出てきているわけですから、そういう面の配慮をどのようにしていくのか、見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(秋本敏文君) 御指摘がございましたように、完全週休二日制を導入する場合に交代制等の職場の勤務時間の割り振り等、これは大きな問題になろうかと思います。交代制等職場におきましては、ほかの職場と同様の一的な勤務時間の割り振りということは現実には難しくて、やはり彈力的な形態の勤務割ということになります。そういう場合に、勤務条件の基本としてまず勤務時間ということがござりますけれども、勤務時間につきましては他の職員と同様に措置をするということにすべきである。そしてまた、あと休日の問題でござりますけれども、連続した二日の休日がどれかどうか、それはそれぞれの職場によってやはりいろいろな事情があろうかと思います。私どもは、できれば連続した休日をとること

ができるばいいなと思っておりますけれども、そ

れぞの職場の中でひとつ十分検討、工夫をしていただきたいと思っております。

○野別隆俊君 職場条件等で幾らか違う面もあります。この交代制職場になるわけであります。次に、これも交代制職場になるわけであります。が、昼も夜もやつていて仕事の中断ができない、病院等もそうであります。そういう場合に週休二日をやつたためにサービス低下になつては大変ですが、ござりますから、サービスは下がらない。これがやはり大臣、ケース・バイ・ケースで考えていかないと、しゃくし定規でいけば、例えば二交代制、三交代制の職場についてはとても週休二日は実行できないということになります。これまた大変厳しい難しさがあります。ところが、人員増加をしないという基本方針があるようであります。

これはやはり大臣、ケース・バイ・ケースで考えていかないと、しゃくし定規でいけば、例えれば二交代制、三交代制の職場についてはとても週休二日は実行できないということになります。同じ公務員でも差別を受けるということになるわけではありませんが、この辺について一定度の余裕をもつた弾力性のある考え方で進めるべきではないかという気がするのであります。その点についてお伺いします。

○政府委員(秋本敏文君) 完全週休二日制の導入に当たりましては、今御指摘ございましたように、行政サービスを極力低下させない、そしてまた、厚生省関係で麻薬二法が成立をいたして、これは夏ごろには実施になるようございます。また、今回組織の関係で暴力団対策部をお願いいたしておりまして、これを認めただけますれば、組織体制、法律の問題というものがそろつてございます。またあわせまして、法律の中にもあるわけでございますが、民間の暴力追放組織も着々とてきてまいります。そういうようなことで、民間の方々と一体となりまして、また私どもの方の組織も刑事局、直接の担当の部局だけじゃなくて、総力を挙げまして暴力団の壊滅に臨んでいきたい。

を極力低下させないということの努力もまた必要だということでございまして、それぞの職場あるいは団体によっていろいろな事情があろうかと思いますが、そういう三つのことをどういうふうにしてうまくかみ合わせていくかといったことについての工夫、努力をしていく、そしてまた皆さんの御理解を得て導入するということにし

ていかなきゃいかぬだろうと思います。私どももそういったことに関連して、必要な情報の提供などにつきましてはできる限りの努力をしていきました。こういうふうに考えております。

○野別隆俊君 次に、警察庁長官にお伺いをしたいと思います。暴力団法の関係です。

昨年の五月に暴力団対策法が成立を見まして、いよいよ三月一日から実施に移りました。この法律につきましては、国民の皆さんも大変な関心と期待を持って見守っておられるわけであります。警察庁は、今回の暴力団対策法を初め、さきに審議が行われました改正銃刀法の問題、それから麻薬取締二法等の問題、これらを駆使して暴力団の徹底排除を行ふ、こういうことになつてお伺いします。

○政府委員(秋本敏文君) 完全週休二日制導入に当つては、國松孝次君 資金源の内訳といいたしまして、私どもが行いました調査は平成元年のものがあるわけでございまして、ちょっと古い数字になるわけであります。一兆三千億円という数字を私ども申し上げております。内訳をいたしまして、約半分が暴力団のいわば伝統的な資金獲得活動でござります覚せい剤の密売、それから賭博、のみ行為というようなものでございまして、あとの約二割が一般市民の日常的な民事取引や企業の経済取引等に介入する、いわゆる民事介入暴力とか、あるいは企業対象暴力といったようなものの収益になつております。また、彼らはいろいろと企業経営をいたしております。それによる収益が一割ほどあるというようなのがざつと申し上げた内訳でござります。

○野別隆俊君 今説明を聞きましたが、最近の特徴として企業経営に乗り出している、例えばゴルフ場をやるとか証券を買うとか、たくさんそういうことをやってきているわけであります。この

私どもは、今暴力団対策はまさに新しい出発を迎えて、また正念場を迎えておるというふうに考えておりまして、法律の円滑な運用はもとより、取り締まりの徹底を期していく、また、そういう意味で、もちろん民間の方々の協力も得まして総合的な対策を進めてまいりたい、かように考えております。

○野別隆俊君 暴力団の組織の実態と資金力の問題についてお伺いしたいと思います。

警察庁が平成元年に行つた調査しか私は見ておりませんが、最大の山口組が二万六千百七十人、稲川会が八千二百五十三名、住吉会が八千百九十九名、この三団体の勢力を初め、ほかに三千五百五団体、これは両方合わせてであります。八万八千三百六十人。しかも、この人たちの稼ぎ高といふのは一兆三千億、また一兆五千億とも言われるようなことになります。一体この資金源の主なるもの、どういうところからこれだけの金を集めているのか、わかつておればまずこれをお示し願いたい。

○政府委員(國松孝次君) 資金源の内訳といいたしまして、私どもが行いました調査は平成元年のものがあるわけでございまして、ちょっと古い数字になるわけであります。一兆三千億円という数字を私ども申し上げております。内訳をいたしました。まずは、約半分が暴力団のいわば伝統的な資金獲得活動でござります覚せい剤の密売、それから賭博、のみ行為というようなものでございまして、あとの約二割が一般市民の日常的な民事取引や企業の経済取引等に介入する、いわゆる民事介入暴力とか、あるいは企業対象暴力といったようなもの収益になつております。また、彼らはいろいろと企業経営をいたしております。それによる収益が一割ほどあるというようなのがざつと申し上げた内訳でござります。

○野別隆俊君 今説明を聞きましたが、最近の特徴として企業経営に乗り出している、例えばゴルフ場をやるとか証券を買うとか、たくさんそういうことをやってきているわけであります。この

比率が年々増加をするんじやないか、今の傾向からいえば。これは正常な企業経営の中まで入ってくると大変なことで、正常にやればいいんですが、不正常にやることは間違ないです。今度の証券だって、あいつたあたりをやっているのはやっぱり暴力団が中心になってやっていると言つてもいいぐらいやつてているわけですから、こういった方向に進むということになると大変なことがあります。

それから、非常に巨大化するような状況に行くのじゃないか。今さつき申し上げましたように、三つの団体で約半数ですか、四万二千六百人ぐらいたるになるわけです、八万八千人ぐらいいの暴力団の中で五〇%弱ありますけれども。こういった状態、寡占化の方向に進んでいて巨大な暴力団になつていくと、もう警察の力ではやれなくなつていくんじゃないかという心配すら起るくらいそういう方向に進んでいるわけあります。こういったさなかでありますから、今度の新法といふものは極めて重要な役割を持つと思いますが、そういう状況をどのように見ておられるか、今後の暴力団の方向、それに対応する警察のこれから取り組み、この辺についてお聞かせ願いたい思います。

○政府委員(國松孝次君) 先ほど資源の内訳と申しますが、企業対象暴力といったようなものは大半割合といふうなことを申しましたが、これは平成元年の調査の数字でございまして、今は委員御指摘のとおり、この部分がかなり増大をしておるということは十分に予想されるところでござります。

寡占化につきましても、御指摘のとおり、今全体の暴力団の約半数は山口組、福岡会、住吉と三つの団体で占められるわけでありますけれども、こういった勢力の寡占化が起こりますと、より大きな利権が暴力団に入る。そして、より豊富な資金を獲得することができるというメカニズムが働くのであるういうふうに思つておるわけでございまして、そうした豊富な資金力を背景として表の経済

活動へますます進出をしてくるということになるのだろうと思ひます。

したがいまして、より寡占化が進めば、より大きな資金力を持つて暴力団が一般的の経済取引に介入してくるという関係が生まれてくるであろうということでおざいまして、現実に昨年の福岡会前会長による東急株の大量株取得の問題はまさにその一つの証左であろうというふうに考えておるわけでござります。

私もといたしましては、そういう意味で何としても寡占化を防ぐというのが暴力団対策の一つの大きな柱になるわけですから、新しくできました暴力団対策法の運用につきましても寡占化をストップするという意味で、寡占化の激しい山口、福岡、住吉といった三団体を重点的にまず第一次といたしまして指定をしていこうということにしておるわけでございます。

そのほか、犯罪の摘発にいたしましても、私ども資源犯罪という形で取り上げております彼らのいろんな犯罪形態があるわけでございますが、こういうものにつきましては新たな私どもの捜査能力、特に財務解析能力とかそういうものも十分にこれから研さんを積みまして、彼らの新しい知能化する資源活動といったようなものに十分対応するよう努めをしてまいりたいと考えております。

○野別隆俊君 時間が参りましたので、あと三、四点ございますが、これは次回に回しまして質問することにいたしますが、特に暴力団法は国民が安心して生活ができる状態をつくるためには重要な法律でござります。しかしながら、この法律はいろいろ人権問題等も考慮される面もござりますから、十分その辺を配慮しながら、しかも国民の期待にこたえられる、また国民の協力をいただく、そういうことでこれから徹底して推進を図つていただきたいことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○常松克安君 腹頭からであります。大臣、つきまして、渡部大臣以来四代目にこうしておつき合いをさせていただきます。十人十色ながら、お話を承つてまいりました。しかし、

いろいろ御見識を承つてまいりました。この席を暖めるに理解を得られなければならないだらうと思ひます。

土曜日が休日ということになりますと従来の日曜日、祝日と同様でござりますから、現在ほとんどの団体で閉店土曜日の窓口サービスというのは基本的には実施をしておりませんけれども、しかしながら、日曜日におきましてもいろいろな窓口サービス等を実施している団体もござります。

まず、週休二日制の問題であります。市役所とは市民にお役に立つところ、町役場とは町民にお役に立つ場所。このように私は考えておるがゆえに、行政とは最高のサービスの場所である、献身の場所である。としますと、この週休二日制といふ問題に關係いたしまして、もう既に地方では、土、日に役場じゃなくてわざわざスープーマーで出かけて、そこで、町民の皆さんのお集まりをいただきやすい場所で行政サービスを努めているらっしゃる。そうしますと、週休二日制は、勤いでもいらっしゃる方も大変である、努力も大変と思ひます。

ますが、それ以上に市民サービスのこのことと絡みがある。共稼ぎで、土曜日や日曜日にやっているのをせつかくいいと思っておられるのに、それがカットされてしまいやしないかという一部に声あります。それが、それ以上に市民サービスのこのこととどうしますか。

○政府委員(秋本敏文君) 地方公共団体で完全週休二日制を導入いたします場合に、ただいま御指摘ございました住民の皆さんに対するサービスの確保ということは大変大きな問題にならうと思ひます。地方団体で週休二日制を導入しますためには条例改正という手続が必要でござりますが、

その場合に、当然その点について住民の皆さんの理解を得られなければならぬだらうと思ひます。

土曜日が休日ということになりますと従来の日曜日、祝日と同様でござりますから、現在ほとんどの団体で閉店土曜日の窓口サービスというのは基本的には実施をしておりませんけれども、しかしながら、日曜日におきましてもいろいろな窓口サービス等を実施している団体もござります。

今回、完全週休二日制を導入した場合に、そういったような団体がどういうことになるかということでおざいますけれども、週休二日を導入する場合に、住民に対するサービスを極力低下させないようなどういうことが当然大きな課題になると思ひますので、こういったことをどうするかは、やはりそれぞれの団体で諸般の事情を総合的に判断して決定することではござりますけれども、ただいま申しましたようなことからいたしますと、従来行つておりますようなサービスを今回この完全週休二日制導入の機会にやめるといったようなことはなかなか難しいのではないだらうかというようになります。

よくよくその辺のところをきちつとしていただきたいと思います。いろいろな努力をしておられる方々が、やはりそれを努力をされるものだと思ひます。

○常松克安君 よくよくその辺のところをきちつとしておられる方々が、やはりそれを努力をされるものだと思ひます。

か、判決を何通りも持つてこいと言つた。市民の声というのは常にそういう要求が大きくなりますが、やはりそれに対する行政サービスというものが不親切だ、わかりにくい、どこへ行きやいいのか、決して下させではない、こういうふうなことを基本に置いていただきたいと思ひます。

次に、国保の方で少しお尋ね申し上げます。

今回、法案を見せていただいたて、四十二万から

四十四万、四十四万から四十六万、毎年二万ずつ。これはどうしてもうなしきない、どんな計算しても。しかし、国保という問題は一面またいろいろ努力され、地域住民の健康という問題で一生懸命やつていらっしゃる。中でも国保財政安定化支援事業ですか、これで一つの大きな効果がこれから出されることは適切な判断であった、かようになります。

○常松克安君 その議題の中で、かねがね提案いたしております給付内容の改善という問題。国民健康保険組合の中に、別に職域といいますか、十割給付をしておる、こういうふうな優秀な組合があり、片一方では赤字赤字、徴収が悪いと補助金カット、地方はたまたものじゃない。給付率の問題でありますけれども、その中にいろいろな組合があるんでしょうか。

○説明員(辻哲夫君) 国保制度の中には国民健康保険組合という制度がございます。国民健康保険組合は、いわゆる同種同業と申しておりますが、被用者保険、健康保険制度の適用されない自営業の同業の方々の組合を地域保険として従来より認めてきているものでございます。これにつきましては、御指摘のとおり、同種同業の組合といつては、沿革的に、例えば組合員十割給付、家族についても八割とか七割といったような給付内容をもつたものも事実としてございます。

○常松克安君 どういう組合があるのか列挙してください。

○説明員(辻哲夫君) 白営業でございますので、典型的には飲食店の関係の方々、それから医師、歯科医師、薬剤師といった方々、それからさまざまざまござりますけれども、建設業関係、俗に言う一人親方と言われております方々、こういった零細といいますか、被用者保険が適用されない、事業所の形態をとっていない自営業の方々でございます。

○常松克安君 この方々にやっぱり四十六万という最高の法令はひがかるんですか。

○説明員(辻哲夫君) この方々につきましては、基本的には保険料は規約で定められることになつております。ただ、平均の保険料を見てみますと、市町村国保は一人当たり六万一千円程度になつておりますのに対しまして、この国保組合の関係は八万五百円といった水準になつております。

○説明員(辻哲夫君) この国保組合でございますが、これは昭和十三年にできた国民健康保険制度創設のときから、地域の中で職域と職域以外の地域という二本立ての制度でできたという沿革から、その沿革を引き継いで現在に至つてきているものと承知いたしております。しかしながら新しい皆保険のもとにおける国民健康保険制度につきましては、市町村公営ということが原則でござりますので、この国保組合につきましては基本的には新設を認めないとということで、新設につきましては抑制的に運用されております。

○常松克安君 一口で言ってみれば既得権ですな。既得権のために認めるという、厚生大臣並びに各局長の承認するという、以後はこれは絶対認めないという公文書がございますか。

○説明員(辻哲夫君) 形式は今ちよつと私の手元にございませんが、昭和三十八年に基本的に新設を認めないという方針を公にいたしておりまして、この点はここでも御報告できることでござります。

○常松克安君 それはそれなりにわけあっての歴史的な背景、いろいろな既得権と申しますか、そういうような流れでありましょうけれども、今の時点にしてみれば国保という問題で、そこで働けたときははずっと働いて例えばお医者さんならお医者さんがやめてしまう。やめてしまつたら、はどうぞ国保、これは国保赤字の上で余計困りますな。そうして、その中に介入するという今の制度の中では相当厳しい審査がある。健康で働いておって所得が何ぼで、はいいらっしゃい。それ以外の方はどうぞ国の方に国保がございます。四十万の方はそつちでどうぞ。

例えばそういうふうなことが事実であれば、非常にこれは国民全体のバランスからいって、低所得者、この言葉は失礼な言い方、そして老人ばかりで、老人が生きておつてはならぬみたいな言い方で、老人の固まりで低所得者で金が集まらぬ、そういうようないmageageが悪い。それを何とかして

払拭するような改革の提議が審議会でされようと思います。

場において、これからこれを自治省に一本化してしまふ、お医者さんから医療関係から何もかも。そしてすつきりしたもので対応する。あるいは、もう税も保険料として厚生省でみんなやれと、おまえの方で。そういうふうに国民の方からも日に見える制度というものを、この十カ年戦略といふことをお考えになれば、第一歩として大英断があつてもしかるべきかな、こういうふうな気持持ちで提言するわけだございますが、御意見をちょうだいします。

う的にちょっと突き合わせて間に合わせているといふな制度でござりますから、私は、いざわは福祉を全面的に国の政策として出すとするならば、年金は一応制度的に固まつてしまひましたので、今度は保険制度、医療制度を抜本的に考えるべきだと思います。そのときにこそ税と料の関係もきちんとして、これはやっぱり社会保険の一環としてやるべきものではなかろうか、私はそう思っております。

固定資産税、**都市計画税**及び**特別土地保有税**を減免することが、昨年の老人保健施設の固定資産税非課税措置と同じように都道府県市町村において自主的に処理する事項になつたと聞いておりまます。この件については、厚生省と自治省とで決着できなかつたため自治体に判断を任せることになつたと聞いているが、そうなんですか。

○政府委員(杉原正純君) 厚生省から当然御要望がございました。

この救急救命士養成施設、ほとんどが実習室に付

みますと本当はそちら側の話じゃないですかけれども、わけありますから聞いてくださいね。でもあります、中央で救急救命士の試験を通った者が例えれば新潟へ帰る、あるいは北海道から来た人が試験に合格して帰る。それは、地元サイド、医療関係者、はつきり言うなら医者です、ドクターの皆さんとそれをどういうふうに業務とのところでかなえていくか、トラブるんです、物すごい難しい問題があるんです。

いま一つは、救急医興社が、それは大きなウ

○国務大臣(塙川正十郎君) 私も、この国民健康保険というのをいつでも妙な保険だなど実は思つておるんですよ、私は国民健康保険に入つておるわけでござりますから。それまでは厚生省のやつでおられます普通の健康保険、私は中小企業でございましたのでそれに入つておったんだでござりますが、その保険がかわって保険料だと思っておつたところが市役所でござりますね。これらの保険、おかしな保険なんだなという感じは私も同じようになります。

昨年の地方税法の審議で、私は高齢者保健施設について、十ヵ年戦略の推進のため、老人保健施設について固定資産税を軽減すべきであるとの観点から質問を行つたものであります。

地方団体で設置しておるものでございますから、の非課税ということで、あとは財団法人として新しく設置するものにつきまして問題が生じていいる、こういうことでござります。

これは、今申しましたように、設置場所も極めて限定されておりますし例外的なものであるというようなことで、通達によつて減免をお願いするというようなことで設置をさせていただきたい、こういうふうな考え方でございます。

○常松克安君 これは、来年度から自治省でま

エートで押さえ、またその経営参加の中でも結構
だから、各都市において医科大、そういうところで
で十二分に、大臣も、消防学校ちゃんとあります
とおっしゃいましたが、そういうところで、連携
した施設の中で大いにこれを養成していくこと
を、平素も医療関係者とコミュニケーションがと
れて、そこで育った者は即戦力になるという一面
もあるから、ひとつ考え方を広げていただきたい、
検討しろということですよ。

民皆保険、要するにわざも保険に入らないかぬのかということから、どうしても徴収が非常に心配であつたんではなかろうかと思うんです。そこで、みんなに負担していただくのだからということとで税ということになったんだろう。しかし、私たちのところでは税と料と両方ありますて、私たちの町では料になつておるんです。そういうところがあるので、これはやはりいづれは統合された方がいいんじゃないかと思うております。

○常松克安君 何方所かで結構ですよ。
○政府委員杉原正純君 これは、対象が昨年の
四月一日以降建設されてこの四年度から初めて新
たに課税対象になるものについてまるけるという話
なものですから、現在、悉皆調査で出てきており
ませんが、ちなみに十ヵ所くらい抽出をして急遽
調べてみましたが、老人保健施設に対しましてい
ずれも減免するということを回答、口頭の回答で

○政府委員(杉原正純君) 財團法人なものですからなかなか法律的な規定ぶりその他の問題があるということと、実態的に、先ほど申しましたように一ヵ所あるいはたかだか二ヵ所という話なものですから、ぜひ当該地方団体において減免の措置をお願いしたいということで臨みたいと思っております。

○常松克安君 ここでまた問題が広がってくるん

よ、救急救命士に関連する消防庁を抱えている
一つの省庁といたしまして。でありますから、国
家的な、人の命に対する事業ならば、それを一々
何だかんだと言つて地方に落とすようなことじや
なくして、自治省としての考え方の中での問題を
深く検討して再考していくべきじやなからうか、
こういうことを御提案申し上げております。
○政府委員(杉原正純君) 当面問題になつております、先ほどおっしゃいました八王子でございま

一刻も早くやるべきだ。年金が一元化して昭和七年をめどたといふことでやっていますが、保険も一元化すべきときだらう。そして、保険の中でも特に高齢者の老人保健法というのは、あれはもう保険でやるんではなくして福祉でやるべきものだろう、私はそういう考え方を持っておるんです。そうしないと、保険の意味がもう今ではぐちゃぐちゃになってしまっていて、何かもうびほ

○常松克安君 私が申し上げているのは、そんなものは厚生省と自治省と張り合ってけんかしておらぬと、どっちかではっきりせいと。そんなものをして下へおろすことが、こういう気持ちがあるんですね、根底に。

あわせて、私はこれだけは譲れぬ。救急救命士養成施設に關すること。一定の公益法人が取得する救急救命士養成施設にかかる不動産取得税、

実は、予算委員会の一般質問で自治大臣に、私は私の考え方を申し上げました。自治大臣も憲のあるところで、平成六年度からまたその考え方を入れて検討をというお答えもちようだいしておる。といいますのは、救急救命士の養成というものは、今財團法人で多摩の方と関西の法で実施しております。あとは小さな横浜市だと名古屋市だとかいろいろあります。しかし、よくよく考えて

ですから先ほど申し上げましたような対応でさせていただきたいと思いますが、さらなる将来の話につきましては検討をさせていただきたいと思います。

○常松克安君 それでは、警察庁の方へ参りま
す。
まず、ひとつ私の考え方を申し上げます。

四十七都道府県で基金をつくられました。つく

られました基金の民間拠出寄附金、総トータルはお幾らでございましょうか。

○政府委員（國松孝次君） 今のところ、本日までに大体十九の県におきまして財團法人が設立をされてゐるところでございますが、その額といふのはまだちよつと確定をされません。これからもありますので、もう少し一段落つきましたときには、どういう構成になるかということにつきまして御質問がございましたら御答弁申し上げたいと思います。

と申し上げておるんではなくして、もうこれはどうぞ重要な國民課題の一つとして警察庁の総力を挙げていくときに、國民のコンセンサスを受けたとして全額税金でこれに対応していくということが國民の総意であったのではなかろうか。たとえその中で十万でも百万のお金でも民間の会社から、地方の都道府県本部の中において違ったもので財団をつくられて基金の中に入ってくるとなると、善意のひもつきじゃないか。悪いことをした者を罰するのに、あるいはそれを行政的にしつかりするのに、そんな一部の者から寄付を受けてやる、資金力をもってやるとは一体何事なんだ。また逆に、そうして基金に納めた会社が、何か事あったときには守られ、優遇されるんじゃなかろうか。入つてないやつはあかん、入つたやつはええぞと、いうふうにまことにお金にまつわることは、庶民の立場からいいます。

例えば、それは具体的に通報した、待っている方はもう恐怖心でがたがた震えておるものですから、三分が三十分ぐらいに感ずるものです。恐怖心で。結果として、刑事さんが来てくれるのが遅かった、だからもう一度と言わないとか、こうなってくる。そしてまた、非常に限られた人員の中で、刑事の第一線の皆さん方が制服を着てぱつと走っていくことを、病氣で倒れているくせに、救急車のサイレンをとめてやってくれという厚かましい考え方と一緒に、私服で来てもらえぬかということとも厚かましいと思うんですね。考えが甘いと思うんです。

しかし、ある程度これが国民の皆さんに、本当に警察庁の歴史の中において総力戦なんだぞ、今までこんなに汗かいて、苦労して、立法して、賛同を受けてやったことが、これからやるんだぞというときにやっぱり第一線でどちらとそういうふうなことにもなりかねない。よって、これは失礼でありますけれども、刑事さんを増員するといいと画はございませんか。

が、民間からも淨財を拠出していただくことになつておりますが、県あるいは市町村の方からも大変御理解を得て、補助金であるとかそういうのをいただいておりまして、全体の大体七割ぐらいまではそういった公的な資金になるのではないかかなというように思つております。今のところ、ちょっととトータルとしては出ておりませんが、そいつた公的なお金金というものを、いろいろ都道府県、市町村の御理解を得まして、得ているところでございますので、民間だけに頼るとか、民間の方がむしろ多くなつてしまつてはいるというような実態ではないのではないかと思ひますが、ちょっとと今数字が全部出ておりませんので、はつきりいたしません。

○常松克安君 それからいま一つ、やっぱりあくまで市民の方々の協力なくしては行政効果も上がらない面もこれあり。やはり現実問題として、何かそういう目に遭うた、警察の方へ通報する、そのときにはどうしてもたじろいでしまう。

○政府委員(宮松孝次君) これまでそういうた弊
察に対する通報ですか困り事相談におきまして
や適切を欠くようなことがあったということの
御指摘であるうと思いますので、それは私どもち
の暴対法の施行を契機にいたしまして、暴力相談
につきましては適切な運営と申しますか、相手方
の身になりまして相手の心情を十分に配慮した迅
速的確な処理に努めたいというふうに思つております
ます。この点につきましては、塩川大臣からも大
変強い御指摘を受けておるところござりますの
で、私ども何とか一線の理解を得ましてそういう
御批判を受けることのないようにならうといたしたいと
思つております。
私服でいろいろやる者につきましても、これま

でもいろいろやっているところでござります、私は、これは数の問題と申しますよりもやはり心構えと申しますか、打てば響くような我々の心構え、対応の問題であろうというよつに思いますので、限られた陣容ではござりますが、そういうた心構えをきちっと、この際やはり暴対法の施行とともにそういうふうにやっていくんだという気構えがあれば、そういう御批判を受けるようなこともなくなってくるんではないかというよう思つておりますので、今後一層努力をしてまいりたいと考えております。

○常松克安君 大阪府警ではビデオをおつくりになりました、これがまた大反響でございまして売れに売れておると、一本三千円。どれぐらい売れてくれるんでしようか。

○政府委員(国松孝次君) それは、ちょっと私は今まで、見ることは見ましたんですけども、売つておるのかどうかも、ちょっと私は存じておりません。また調べておきます。

○常松克安君 私も一本買い求めますので、後ほどよろしくお願ひいたします。

非常にマスメディアの時代と申しますか、映画も封切りが近くなりました。こういう問題が映像化されていて非常にわかりやすい。出演していらっしゃる方は全部現職の府警の方なんですよ。

どころが、見ておられますと全くあくちらさんかと思われぬ立派な演者で、真に迫っているのですね。やはり庶民だとか大衆というのは、こういう流れにおいて立法がこうやとかあやとかわかりやせぬのですわ。しかし、こういうふうなまとめたもの、これは金賞ものだと思いますよ、大阪府警は。

それでお尋ねするんですが、よその都道府県はどういうふうな考え方をもつていらっしゃるですか。

○政府委員(國松孝次君) これは大阪の映画の例を引かれましたけれども、各県いろいろと努力をいたしておりまして、ビデオ制作をしているところも埼玉県とか兵庫県とかほかの県も、いろいろなところでつくっています。そのほかいろいろなポスターあるいはパンフレットなどもやっておりまして、今そういう各県でできましたものを私どもの方で一種の資料としてまとめまして、ほかの府県にも貸し出すというようなことをやつて、いこうと思っております。今のところまだ全体としてそういうものを貸し出していこうと思いますが、そういうものを貸し出していこうと思いますが、かなりの県でビデオ、パンフレット、そういうたるものでなかなかいいものもできておりますので、また御披露する機会があれば御披露したいというふうに思っております。

○常松克安君 これは少し角が立つような言い方になるかもしれませんけれども、私がずっと前から申し上げておりますように、法を逃れるために、その組員を破門するぞ、こういう声が多く耳に入ると。ところが、刑事局長さんは、その世界におきまして破門というようなことがありました。それが、今やっぱりあとで驚く破門が二百名とか、あっちは百名とかいうようなことが、実態

はどうあるか私は確認をしておりません。

しかし、こういうふうなこともありますので、これは答えは要りませんが、今まで当委員会でいろいろな先生方の御意見の集約もしていらっしゃることですから、あえてそれを言葉で、いやそれはこういう経過でこうというんじゃないくて、十二分に素直に受けとめていただきたい。やっぱり予想もつかないような悪知恵を發揮されました。これに対してはこうだ、こういうぐるいの対応でお願いしたいと思います。

運営に協力いたしまして質問を終わります。

○神谷信之助君 最初に、国民健康保険問題についてお伺いしたいと思います。

自治省の方ですが、国保加入者で所得が三百万円以下の人たちの構成比、これはどれぐらいになつておりますか。

○政府委員(谷口恒夫君) 平成元年度分の国保税に関して申し上げますと、総所得金額等が三百万円以下の世帯の構成割合は八・三%となつております。

○神谷信之助君 それじゃ次に、厚生省にお伺いしますが、所得階層別で所得に占める一世帯当たりの国保調定額の割合、これはどうなつておりますか、三百万円以下で結構ですから。

○説明員(辻哲夫君) 国民健康保険実態調査報告によりまして御報告申し上げたいと思います。世帯の刻みが、報告が細かくなつておりますので細かになりますことを御了承願いたいと思います。

二百五十万円以上三百万円未満がその所得の平均額に対しまして保険の調定額の割合が九・〇%という形でございまして、以下同じように二百万円から二百五十万円未満が九・四%、百五十万円以上一百万円未満が九・七%、一百万円以上百五十万円未満が一〇・一%、八十万円以上百万円未満が一一・一%、六十万円以上八十万円未満が一一・六%、四十万円以上六十万円未満が一二・八%、二十八万円未満が二一・四%というふうになつております。

○説明員(辻哲夫君) ちょっとその前に私どもの方から説明を少しあせていただきたいと思いま

おります。

○神谷信之助君 だから、現在は百五十万円未満は一割、二十八万円未満の世帯で二二・四%、二割を超えて、そういう状況になっています。

そこで、時間の関係もありますから、私の方か

ら、厚生省の報告によると、その三年前の昭和六十一年、一九八六年度の所得に占める国保調定期の割合を見ますと、二十六万円未満が一九・二%

、二十六万から四十万が一一・七%、四十万から六十万が一一・一%、六十万から八十万が一

〇・一%、八十万から百万が九・七%、百万から五百五十万が九・三%、百五十万から一百万が八・九%、二百万から二百五十万が八・五%、二百万から六十万が一一・一%、六十万から八十万が一

す。
所得が低くなりますが保険料の占める割合が高くなっています。これはもう全く御報告したとおりでございます。ただ、その内容の評価をいたしました、それが高くなっていますのは、国保につきましては応益保険料と応能保険料という構成になっておりまして、応益保険料が契約でございましてことから相対的にウエートが高くなっているといふことです。

ただ、この所得の評価をいたしまして、これは税法上の所得でございまして、例えばサラリーマンにつきましては給与所得控除がございまして、年金受給者がこのような所得階層の方には多いわざでござりますけれども、公的年金等控除という税法上の所得でございまして、例えばサラリーマンにつきましては給与所得控除がございまして、年金受給者がこのよう所得階層の方には多いわざでござりますけれども、公的年金等控除いうことで、例えば六十五歳以上の場合は最低百四十万円控除されるといったような、そういう控除後ましても八九年度の方が三・二%から〇・八%負担が重くなっている、そういう状況が明らかであります。これで比較をしますと、いずれの層をとりましてお伺いしたいと思います。

ただ、この所得の評価をいたしまして、これは税法上の所得でございまして、例えばサラリーマンにつきましては給与所得控除がございまして、年金受給者がこのよう所得階層の方には多いわざでござりますけれども、公的年金等控除いうことで、例えば六十五歳以上の場合は最低百四十万円控除されるといったような、そういう控除後

の額に対する割合であるということ、例えば所得二十八万円未満の世帯で見た場合でも、実額の保険料を見ますと三万一千七百四十円でございまして、それけれども、月掛けに換算いたしますと一千七百円弱というようなことで、私どもいたしましては相互扶助の考え方方に立って社会保険方式をとおりまして、今おっしゃるような矛盾が確かにあります。

ただ、今厚生省が答えたように、それが三年後の八九年度は所得三百万円以下の世帯が全体の八・一%

余りを占め、そして二十八万円未満の世帯で保険料が三万一千七百四十円、所得の二二・四%、二

いうふうに理解しております。だからこそ、この保険制度において、この程度の負担はやむを得ないということから、この程度の負担はやむを得ないというふうに理解しております。

○神谷信之助君 時間がないので、がちやがちや言う必要ないんだよ、わかっているんだ。

いずれにしても、三年の間の比較を見たって、先ほど言ったように、三・二%から〇・八%負担が上がっていることは事実だ。それは低所得者はほど多いんですよ。所得が高くなれば率はずっと下がっている。そのことが低所得者の生活に大きな影響を与えることは事実なんだ。だから、そのこ

とについては、御感想はいかがですか。三年前には斎藤大臣はもう限界に近いと言つていたんですね。

○説明員(辻哲夫君) 申し上げます。

昭和六十二年度が十一市町村、六十三年度が三

してもそういう現象が出てくるんです。これを解決するのには、やはり一つは応能制による計算を用んと入れるかどうかということが一つの解決だと思います。それではなくして、現状のままであります。そこで、時間の関係もありますから、私の方か

も、要するにあとは負担に対する行政措置でもつまして、それが高くなっていますのは、国保につきましては応益保険料と応能保険料という構成になつておられます。そこで、時間の関係もありますから、私は先ほどもちょっと言いましたように、医療保険というものを根本的にどう考

えますと、私は先ほどもちょっと言いましたように、医療保険というものを根本的にどう考

十四市町村、平成元年度が六十八市町村、平成二年が百五十七市町村、平成三年度が二百五市町村となっております。

○神谷信之助君 だから、昭和六十年以降の五年間で合計四百七十五自治体で国保料の引き下げが行われました。

ところで、ことしの一月二十二日付ですか、厚生省保険局長の各県知事あて内簡「平成四年度国民健康保険の保険者の予算編成について」という中には、国保税料の安易な引き下げを戒めておられます。安易な引き下げというのは、大臣、どう見ています。

○説明員(辻哲夫君) 平成四年一月二十一日、厚生省保険局長名の予算編成についての通知の中で、「安易な保険料(税)の引下げには充てないこと」といった、今御指摘のような趣旨の文書が出ておりますが、この考え方、安易とは何かということについて御説明申し上げたいと思います。

基本的に、国保制度はまさに相互扶助の考え方で加入者の保険料納付を前提とした社会保障システムによって成り立つておるということから、住民の健康を守るために、これを長期的、安定向に運営することが基本的に重要なことですので、保険料につきましては将来の財源見通しもなく安易に引き下げるべきではないと考えております。その安易なということにつきまして、今回の予算編成方針は、それを従来の考え方方に立って確認したものでござりますけれども、具体的には、将来への明確な財政見通しもないままに行つてはならないということは、将来の所得の動きとか医療費の動きを勘案した中長期的視点で見た予測のもとでの財政運営が必要でありまして、保険料引き下げに伴い単年度収支が赤字になつたり、相当額の積立金が保有できなくなつたりするところが見込まれる場合は安易な引き下げに当たるものと考えております。

○神谷信之助君 現在までにそういう安易な引き下げがあつた事例はありますか。

○説明員(辻哲夫君) 今までの引き下げは、今申しましたような数字があるわけでございますが、申し上げることは控えさしていただきたいと

今までの例といたしましては、これは保険者の名前を申し上げることは控えさしていただきたいと思ひますけれども、例えば、財政収支が赤字の状態である、そして、基金保有額もないという状態のものとで、次の年の医療費の伸びがさらに伸びるといったことが予測される中で、あえて保険料を引き下げた例がござります。

○神谷信之助君 そうすると、今おっしゃったように、保険財政が赤字でない、黒字である、そして保有額もちゃんと持つておる、それから給付が伸びるという差し迫った見通しはない、それは伝染病が急にばつとなつたとか、地震があつたとかなんとかは別として、普通にいつてそういう状況もないという場合には引き下げてもいいんですね。

○説明員(辻哲夫君) その前提でございますが、中長期的視点ということで、その年に赤字がないという意味ではなくて、引き下げを行うことにによって中長期的に見て赤字に落ち込むことはないか、あるいは相当規模の積立金を保有することが前提になつておるわけですが、相当規模の積立金が保有できなくなることはないかということでありまして、その年に、あるいはその次の年に赤字でないということだが、直ちにその場合に保険料を引き下げよいということには全くならないと考えております。

○神谷信之助君 今おっしゃつた中で、客觀性を持つのは相当規模の保有金というのがあります。が、そうすると、相当規模の保有金というのはどういうことを言つんですか。

○説明員(辻哲夫君) 私ども、予算編成方針につきましては、最低五%以上ということを言っておりまます。

【委員長退席、理事野別隆俊君着席】

きましては、保険者の規模が非常に大きい保険者

から、小さい保険者につきましては数百人に至るまで分散しておりますので、相当額というのはやはり保険者の規模によってまたまちまちになるものと考えております。

○神谷信之助君 厚生省の方は、本来的に、基本的に一たん引き上げた国保税は引き下げるなどを想定していないとわざわざ強調されていますが、こ

と国保料の安易な引き下げに充てられることを指導し、引き下げの内議があつたときは当課に報告せよ、そう出でています。ことしの内簡はそこまで言わないで、充当しないようなどいう程度で終わっています。だけれども、一貫してやっぱり国保税、国保料の引き下げには反対だ、これは認めないという立場に立つておるというふうに受け取れるだけれども、そうではありませんか。

○説明員(辻哲夫君) 実は今御指摘の点の「保険料(税)の引き下げの措置が将来の財源見通しもなく安易に行われるこれがないよう指導し」というくだりが今年度の通知にもやはり記述してございました。それで、その意味といいますのは、安易な引き下げをしてはならないということです。私は今申しましたように一定の中長期的な財政的な見通しがあればそのことを直ちに全面的にすべきであります。それでも、その意味といいますのは、安易な引き下げをしてはならないということです。私は今申しましたように一定の中長期的な財政的な見通しがあればそのことを直ちに全面的にすべきであります。それで、その意味といいますのは、安易な引き下げをしてはならないということです。私は今申しましたように一定の中長期的な財政的な見通しがあればそのことを直ちに全面的にすべきであります。

○説明員(辻哲夫君) ですから、この基本原則を踏まえながらこの支援事業導入いたしました。これは私ども自画自賛ということではございませんで、むしろ国保財政が地方財政に非常に大きな影響を与えると云ふことで、やむを得ずこういう措置に踏み切らざるを得なかつたということでおざいます。本來でござりますればやはり国保財政というものは国費と保険料で賄う、これが基本原則でございますから、この基本原則を踏まえながらこの支援事業というものをこれからも考えていくべきだと考えておるわけでござります。

○神谷信之助君 そういう観点から二月四日に財政局調整室長から御通知を各地方団体に差し上げましたが、この中で今御指摘のように安易な保険料税の引き下げに充てられないようにお願いをしたということです。ございまして、その安易な引き下げという点につきましてはただいま厚生省から御答弁のございましたように、社会保険システムの上で給付と負担が結びついた仕組みでござりますので、保険料の設定といつてはもう基本的な制度の根幹にかかわりますので、設定していくだくためにその点を十分に御留意いただくよう毎年度同じように指導させていただいているものでござります。

○神谷信之助君 次、同じように自治省に聞きましたけれども、九二年度の地方財政計画で国保財政安定化支援事業、この経費として一般会計から国庫会計に一千億円繰り出すというのを計上した。これで国保財政のどこ入れになるということで自治省も自画自賛なさっているようですねけれども、

きょうはこの問題を突っ込んでお尋ねする時間がありません。

しかし、ただ、これに対する二月四日付ですか、自治省財政局調整室長通達、これによります

と国保料の安易な引き下げに充てられることを想定していないとわざわざ強調されていますが、ここで言う安易な引き下げというのは今厚生省がおっしゃつたような意味と同じですか。自治省の通達ですよ。

○政府委員(湯浅利夫君) 平成四年度の地方財政対策の中で、今御指摘のよう、国保財政の安定化支援事業を導入いたしました。これは私ども自治省財政が地方財政に非常に大きな影響を与えると云ふことで、やむを得ずこういう措置に踏み切らざるを得なかつたということでおざいます。本來でござりますればやはり国保財政というものは国費と保険料で賄う、これが基本原則でございま

実は、一例を私の方の地元の現状等で申し上げます。

【理事野別隆俊君退席、委員長着席】

てみたいと思います。

京都府下の兵庫県境の久美浜町ですけれども、昨年の暮れの十二月議会で、一世帯当たり二万円の国保料引き下げを求める請願というのが審議されました。このときに、久美浜町議会の議員同志会所属の自民党的Nさんという町會議員さんですが、国保で一億円も黒字をため込んで、さらにもうけの一票を他の会計に流用している。国保の加入者は社会の一番の弱者だ。その保険料を他の目的に流用するはどう考えても問題だ。筋を通して保険料を下げるべきだ、そういう主張をなさいました。この請願は、文教厚生委員会では採択すべしと決議をされましたけれども、厚生省方針を忠実に守っている京都府などが猛烈に巻き返し工作をやりまして、本会議では九対十、一票差で否決されてしまいました。

それじゃ、久美浜町の国保会計は一体どうなっているのか。確かにかつては一億八千万の累積赤字がありました。そこへ臨調・行革による国の補助金が四五%から三八・五%に引き下げられました。そのことと相まって赤字解消のために八六年から三年間連続して保険税の税率を引き上げてまいりました。その結果、赤字を解消しただけではなくて黒字がふえ続けて、九〇年度末で約一億円の基金をため込んだ。加入世帯は二千二百四十ですから、一世帯当たり約九万円ということになります。今年度の決算見込みでも千九百万円を積み立てる、その積み立てをやつても四千三百万円余りが黒字になる。さらに、それだけでは足らぬということで、この積み立てを千九百万円以外に別会計の国保久美浜病院に経営安定化資金として九〇年度は三千万円、今年度は四千万円、来年度は四千七百万円繰り出す予定になっています。言つうならば黒字隠しをやっている。

ですから、さきに明らかにしましたように、所得二十八万円未満の低所得者の世帯でもその二・四%と二割を超える重い負担をかけながら、片一方では国保税を引き上げていって、そして黒字をふやす。こんなひどいことが私は許されるの

かというよう思つてます。高過ぎる保険料を下げるというのが一体なぜ悪いんだろう。そういう状態であれば、どんどんふえているんですから、自分どころの会計だけで置いておいたら黒字が大き過ぎるかもしれません。この点についてひとつ自治大臣の所見をお聞きをしておきたいと思います。

○國務大臣(塙川正十郎君) 今お聞きしましたのは、ううんを私は強く持つ、怒りを覚えるんです。この点についてひとつ自治大臣の所見をお聞きをしておきたいと思います。

○神谷信之助君 これは久美浜町だけではあります。京都府下でもあつちこつちの町議会で今そ

ういう請願が審議されるという状況が起こっています。だから、全國的に今、一時確かに赤字ができましたけれども、国庫補助金が四五%から三八・五%でしたかに下げられるというとき以降、毎年のように国保税の引き上げがあつちこつちで起こつておる、そして今黒字に転化してま

せん。京都府下でもあつちこつちの町議会で今そ

ういう請願が審議されるという状況が起こつて

いるのか。確かにかつては一億八千万の累積赤

字がありましたが、そこへ臨調・行革による国の補

助金が四五%から三八・五%に引き下げられま

した。そのことと相まって赤字解消のために八六年

から三年間連続して保険税の税率を引き上げてま

いました。その結果、赤字を解消しただけでは

なくして黒字がふえ続けて、九〇年度末で約一億円

の基金をため込んだ。加入世帯は二千二百四十で

すから、一世帯当たり約九万円ということになります。今年度の決算見込みでも千九百万円を積み立てる、その積み立てをやつても四千三百万円余

りが黒字になる。さらに、それだけでは足らぬ

ということで、この積み立てを千九百万円以外に別会

計の国保久美浜病院に経営安定化資金として九〇

年度は三千万円、今年度は四千万円、来年度は四

千七百万円繰り出す予定になっています。言つう

重くなつていいのを軽くする方法、そういう手を打つべきだというよう私は思つてます。

そこで、厚生省に聞きますが、こういう保険料

の負担を整減するために、政府として一体どんな

手を打つてきたのかといふ点はいかがですか。

○説明員(辻哲夫君) 保険料負担の前提でござい

ますけれども、国保は特に高齢者の多い制度でござ

ざいますが、医療費が上がり、従つて保険料が上

がるという前提は、高齢化が進んで若い方の四、五倍の医療費が必要となるお年寄りの数が、そし

て割合がふえてまいりますので、高齢化が進むことによって負担がふえるというは基本的な構造によってます。

高齢化に伴つて負担がふえるというのは、これ

は国全体の動きでございまして、厚生省として

は、医療費もそうでありますし、それから年金も

そうですありますし、高齢化に伴つて徐々に若い世代と高齢者の負担の割合、すなわち若い方の負担

が徐々に上がっていくということはいたし方な

い、また必要なことだということで政策が進めら

れておるわけですが、それについて合理的な負担

によって国保の負担を軽減していく、総体的に上

がるものを軽減していくことが必要である

うことであります。だから、全國的に今、一時確かに赤

字ができましたけれども、国庫補助金が四五%か

ら三八・五%でしたかに下げられるというとき以

りまして、特に老人保健法の導入あるいは退職

者医療制度の導入、これらは高齢化に伴う医療費

の負担についてのより公平な負担という形で国保

の負担を総体的に安定化させるというような取り

組みをいたしてまいりました。

そして、これからはまた医療費がふえる要素としましては、日常生活動作能力と呼んでおります

が、こう言つておる。ただ、町

んな国保税引き下げには賛成しております。ただ、町

長が何とか頼むというので、よう賛成しなかつた

だけだ。その町長も、府からたびたび、国保会計

にこの先いつどんなんことがあるかわからぬからと

くぎを刺されているわけです。こう言つておる

んですけども、寝たままとか体の不自由なことで随分

医療にかかるいるわけですから、より不自由でなく自立して地域で生活できるというような

保健、福祉、医療を総合した政策、すなわち十カ

年戦略といった政策を進めるこによつて医療費

の安定化を図るといったこともあわせまして、高

齢化に対応する費用負担の安定化に努めていると

ころでございます。

そこで、自治大臣、最後にお聞きをしておきた

いと思いますが、問題は、だから国庫負担を臨

調・行革のあの路線で削減したところに問題があ

るのです。国庫負担の方はどうかというと、八三年度は五六・一%だったのが九〇年度は三八・八%と大幅に激減しているわけですね。減少しているわけ

です。

そこで、自治大臣、最後にお聞きをしておきた

いと思いますが、問題は、だから国庫負担を臨

調・行革のあの路線で削減したところに問題があ

るのです。国庫負担の方はどうかというと、八三年度は五六・一%だったのが九〇年度は三八・八%と大幅に激減しているわけですね。減少しているわけ

です。

そこで、内閣の一員として、閣僚の一人として努力をすること、この辺についてのお約束あるいは決意をしていただけませんか、いかがで

しょうか。

○神谷信之助君 いや、国保問題は外れているん

だね。大体国がやってきた仕事といつたら何かと

いったら、國の負担を減らしていわゆる国庫補助

を減らして、そしてそれを地方自治体と住民に転

嫁をするということをやつただけじゃないで

すか。問題は、やっぱり一つは課税限度額を引き

上げないと低所得者の負担が増大する、こういう

ことではほぼ毎年課税限度額を二万円程度引き上げてまいりました。その結果、それじゃおっしゃつたように低所得者の負担は減ったんですね。一体どうなんだ。結果を見たら、実際は低所得者の負

担が増大した、先ほど申し上げたとおりです。

すなわち、七五年は十二万円だったのが九二年度

は四十六万円の最高限度額になつてます。そし

て、それで保険料全体を引き上げる条件がつくら

どなんだ。結果を見たら、実際は低所得者の負

担が増大した、先ほど申し上げたとおりです。

比較的余裕を持つておるというように、市町村の行政のやり方、運営によつても随分違つてきておると思うんです。私は、機関委任事務の中では実にちょっと殺生やなと思うている一つが実は国保なんです。ですから、この際、国の保険制度は一体どうするのがいいのかという根本に戻つてみると私は思うんです。したがつて、そこらの方をしつかりしないで、たゞひょう的にやつていつでもこの問題は永久に追いかけつこになる。医療はどんどんと進んでいきます。だつて医療のサービスといふものは十年前と比べたら物すごいサービスを提供していますから、これはこれなりで保険料が上がるのは当たり前のことなんですね。それじや、その保険を負担するのはだれが負担するのか。これは根本が保険でござりますから、みんなやつぱりできるだけ均等。先ほど私が言つていますよう、いわゆる応益制を中心にして、それでいいのかということが今検討される重大な要件ではないかと思うておるんです。ですから、ただ単に低所得者の方をどうするかというだけではなくして、保険制度全体を一体どうすりやいいのかということに戻つてこの問題を考えていきたい、こう思つております。

○神谷信之助君 この制度自身は、国とそれから保険に加入している人たちで支える財政構造なんですね、本来は。だから国の責任というのは大きいんですよ。だから、高齢化社会を迎へれば迎へるほど国の責任というのは重くなるんで、その重くなつていこうとする高齢化社会に向かって、国の責任として四五%出していたのを三八・五に減らすんだ、それは保険に加入している組合員の方はたまたものじやない、こうなつてくる。だからこの辺は十分考えてもらいたいと思います。

最後に一つだけ、これもまた引き続いてやりたいと思うんですが、固定資産税の評価の問題であります。

あと、人件費の問題とか助産婦補助金の一般財源化の問題があるんですけれども、もう時間があまりませんのでまたに譲ります。

○政府委員(杉原正純君) これから評価がえが実

際に始まるわけでございますので、評価がえが実

じやないですか。この辺はいかがですか。

○政府委員(杉原正純君) 評価がえの結果どの程

度評価アップになるかはこれから話でございま

すけれども、単純な推定いたしましては、確か

に地価公示価格に対して一律七割水準に評価をそ

うえますと、現在の評価レベルが大変低いのがほ

とんどござりますから、その評価アップ分だけ

現行制度のまままでいけば負担の増になると思いま

しかし、これは繰り返し申し上げておりますよ

うに、今度の評価がえといいますのは、評価の適

正化、均衡化、そのこと自身が目的で、増収、増

税を図つてゐるものじゃございませんから、その

評価がえに伴います納税者の負担が急激にならぬ

ただ単に低所得者の方をどうするかというだけではなくして、保険制度全体を一体どうすりやいいのかということに戻つてこの問題を考えていきたい、こう思つております。

○神谷信之助君 この制度自身は、国とそれから

保険に加入している人たちで支える財政構造なんですね、本来は。だから国の責任というのは大きいんですよ。だから、高齢化社会を迎へれば迎へるほど国の責任というのは重くなるんで、その重くなつていこうとする高齢化社会に向かって、国の責任として四五%出していたのを三八・五に減らすんだ、それは保険に加入している組合員の方はたまたものじやない、こうなつてくる。だからこの辺は十分考えてもらいたいと思います。

最後に一つだけ、これもまた引き続いてやりたいと思うんですが、固定資産税の評価の問題であります。

あと、人件費の問題とか助産婦補助金の一般財

源化の問題があるんですけれども、もう時間があ

りませんのでまたに譲ります。

○政府委員(杉原正純君) これから評価がえが実

じやないですか。この辺はいかがですか。

○政府委員(杉原正純君) 評価がえの結果どの程

度評価アップになるかはこれから話でございま

す。

○諫山博君 自民党的金丸副総裁に対するけん銃

発射事件が起きました。極めて重大です。右翼が武装を強め始めたのではないかということが憂

慮されています。

○諫山博君 右翼団体から押収したけん銃の数

は、過去五年間に九十三丁だったそうです。それ

以前の五年間は何丁ぐらい押収しましたか。

○政府委員(吉野準君) 過去五年間に九十三丁でございました。

○諫山博君 九十三丁というのは過去五年間。私が聞いているのはその前の五年間です。

○政府委員(吉野準君) ちょっと手持ちに資料がございませんので、しばらく御猶予いただきたい

と思います。

○諫山博君 いずれにしましても、右翼のけん銃

使用事件が激増した。恐らく押収事件も激増した

と思います。

暴力団については、一組員に一けん銃というこ

とがよく言われます。警察庁もこの数字は否定さ

れていないようです。

右翼団体の数は約九百八十団体で十二万三千人

と聞いています。この右翼団体の間にどのくらい

けん銃が出回つてゐるかわかりますか。

○政府委員(吉野準君) 右翼団体の数は九百八十

團体で十二万人でござります。ただ、その中でい

ろいろございまして、過激なもの、総体的に比較

的確健なもの、いろいろございまして、過激なも

のをとりますと約七百五十団体、一万五千人程度

でござります。

○政府委員(杉原正純君) これから評価がえが実

じやないですか。この辺はいかがですか。

業の状況を見きわめてそのデータを蓄積いたしま

して、それに対して調整措置をいろいろ工夫しな

がら、今申しましたように、負担が急激に変わら

ないようなことを十分配慮していく覚悟でおりま

す。

○諫山博君 この問題で、私は警察庁に要望しま

す。

○諫山博君 この問題で、私は

○國務大臣(塙川正十郎君) おっしゃるよう、言論の自由、表現の自由ということは最大限尊重しなければならぬことだと思います。

○諫山博君 私は、すべての国民が尊重しなければならないけれども、とりわけ警察官は尊重しなければならないという答弁を期待していたんですけれども、次の問題に移ります。

全国で、今九つの県で拡声機規制条例が制定されました。条例案が議会に提案されているところもあります。提案が準備されているところもあります。この条例の内容はほとんど全国共通です。これは警察庁が制定を推進しているところもありました。この条例に対する警察庁の立場を御説明ください。

○政府委員(吉野準君) 私ども、いわゆる騒音規制条例と呼んでおりますが、拡声機の騒音を規制する条例、これが岡山県から始まりまして、本日現在まで制定されている県は十一県ござい

ます。これは言うまでもなく地方自治体で、地方議会において、県議会において制定されるものでございまして、住民の方々の御意思に基づいて県議会が制定するものでございまして、別に警察庁が指示をしてやらせているという種類のものではありません。

○諫山博君 警視庁で今重大な問題が発生しております。警視庁の警察官が拡声機規制条例を制定する請願書を都議会に提出するように働きかけています。請願書の文案まで警視庁の警察官がつくりました。これは請願運動を事実上警察が組織しているわけであります。しかも、警察官は東京都議会の各会派を回りまして、請願の紹介議員になるように頼んで回っております。共産党の都議員のところまで来ました。そして、共産党的な議員が、どういう条例を考えているのかと聞きますと、石川県と宮城県の条例を持ってきておりました。紹介議員になつてくれるなら請願者に会わしてもよろしい、こういうことまで言っているんですよ。警察庁は、自治体の条例制定に関与しないといふわれますけれども、東京都では現に

こういうことが行われております。いかにも請願者が住民の声であるかのように警察がリードしているわけですね。

警察がどういうことをやれるかということは、警察法の中に規定されております。警察の職務とは、いうのは制限的に列挙されています。そして、警察の活動は前項の責務に限られるべきものである、こういう規定もあります。つまり、警察官がむやみにいろんなところに出しゃばることを法律は禁止しているわけですよ。警察法の中に不偏不倚の規定があることは言うまでもありません。

警察が拡声機規制条例をつくりたいからといって請願活動まで組織する、こういうことはあるべからざることはだと思いませんけれども、これはやめさせたらどうですか。

○政府委員(吉野準君) ようなのでこの間の事情を御説明いたしたいと思います。

東京都におきましては、昨年の七月に三鷹市で開催されました全日本教職員組合定期大会、いわゆる全教の定期大会、これをめぐって相当右翼が騒ぎました。それから、昨年の九月以降、世田谷区内でございます。これは、パチンコ店の新しい景品交換方式をめぐって右翼が大挙して押しかけて、拡声機の音を異常に高くして街頭宣伝を行いました。いずれの場合におきましても、暴力的な騒音に悩まされました両地区的住民の方々が警察に対して何とか……

○諫山博君 私が知りたいのは、請願運動を組織するようなことはやめなさいということです。その経過を聞いているのではありません。

○政府委員(吉野準君) やはりこの辺はちょっとお聞きいただかないと事情はわからないと思いますので、かいづまんでも申し上げます。

そういうことで、住民の方々から警察に相談がございました。それで、これは都議会の方に働きかけたいがどうしたらよろしいか、こういう話でございましたので、それは請願を出されるという方法がありますねと、こういうお話をいたしました。方法がありますねと、こういうお話をいたしました

た。ではどうすればいいのか、こういう話でございまして、議会というのは国会でも都議会でもなかなか敷居が高うございまして、手続きその他いろいろと説明をいたしました。そうした際に、請願を出すには紹介議員が要るという話になりまして、それではひとつ橋渡しをしてくれないか、こ

ういう話でございましたのでお手伝いをした、このことでございまして、あくまで真意は住民の方々の御発議によるということをございます。

○諫山博君 いずれこの問題は東京都議会で論争されると思います。ただ、今のあなたの御発言では、警察庁はそこまで出しゃばってはいないし出しゃばるべきものではないというのが伏線にあるように聞きましたけれども、それでいいですか。

○政府委員(吉野準君) これは、騒音問題というのではなく国民全体の大きな悩みでござります。私が騒音問題と申しますのは右翼の騒音でございまして、これを何とかしなきゃいけないというのは各地でいろいろ声が起こっております。それが

こういう条例になつてきていると思うのでありますけれども、私どもの立場としては、取り締まるにしても有効な法令がない現実にかんがみまして、こういう条例ができるというのは大変結構なことではないか、こういうふうに思つております。

そういう観点から、各県警から相談がありますれば全国的な見地から、既に条例を制定している県の例などを御紹介して相談に乗るというのが私どもの立場でござります。

○諫山博君 いろいろ相談が来た場合に相談に乗理できる、こう思いますけれども、法務省はどう思いますか。

○説明員(馬場義宣君) 委員御指摘の軽犯罪法でございますが、第一条の十四号で、「公務員の制止をきかずに、人声、樂器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者」これを処罰するという形になつております。法定刑は拘留または科料ということになつております。したがいまして、御指摘のように、常に当たる事例につきましてはこの罪で処罰する

○政府委員(吉野準君) そのとおりでござります。

拡声機規制条例で起訴されたのは、今まで四件だそうです。右翼の宣伝車が対象だったと聞いております。略式命令書を見ると、百七ホンの音量、百十一ホンの音量、こういうのが規制の対象になつているようですけれども、起訴されているのは大体このような音量ですか。

○説明員(馬場義宣君) お答えをさせていただきます。御指摘のとおり、既に起訴されました事件、停止命令に違反したという事犯は二件でございました。今委員御指摘のように百十二ホン、百五ホンの事例でござります。

○諫山博君 従来、右翼の騒音に対する軽犯罪法が適用されてきました。今私が指摘したよう

な百七ホン、百十一ホン、こういう音が発せられるとすれば、何も拡声機規制条例を持つてこなくても、軽犯罪法で取り締まるうと思えば取り締まれるんじゃないですか。軽犯罪法の静穏妨害罪の成立要件は三つです。異常に大きな音を出して静穏を害する、近隣に迷惑をかける、公務員の制止を聞かない。この条件に当たれば軽犯罪法で処罰できるわけで、現に軽犯罪法でしばしば右翼を処罰しております。

私は、拡声機規制条例を取り締まられたような事件はこの条例を持ってこなくとも軽犯罪法で処理できる、こう思いますけれども、法務省はどう思いますか。

○説明員(馬場義宣君) 委員御指摘の軽犯罪法でござりますが、第一条の十四号で、「公務員の制止をきかずに、人声、樂器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者」これを処罰するという形になつております。法定刑は拘留または科料ということになつております。したがいまして、御指摘のように、常に当たる事例につきましてはこの罪で処罰する

○諫山博君 私は、右翼である左翼であり、街頭宣伝を軽犯罪法で取り締まることには本来反対です。ただ、今の法律では取り締まらないから治安立法规的な条例をつくる。このやり方に反対しています。

そこで、警察庁の茂田忠良という人の書いた論文が公表されています。執筆当時は、警察庁警備局警備課長補佐です。「車両街宣に伴う騒音取り締まりの問題点」、警察学論集に出ておりました。

私は警察庁に、この本について質問するからあらかじめ調べてもらいたいと要望していましたけれども、これによりますと、昭和五十五年一月、高知県で右翼団体の日教組教研集会妨害を軽犯罪法として検挙して科料三千円が言い渡された、同年八月、右翼による岩手県における日教組大会妨害事件を軽犯罪法で検挙して科料三千円の言い渡しがあった、こういう記載がありますけれども、これは間違いありませんか。

○説明員(馬場義宣君) お尋ねの点につきましては調べておりませんので、この席でそのとおりといふことはちょっと申し上げかねるわけでござります。

○諫山博君 私は、この論文をきのう指定して、この論文について質問するから調べておいてくれと要望したんです。しかし、これは警察学論集に載っていますから、その前提で質問を続けます。

この本によりますと、昭和五十一年から五十七年までに右翼・極左暴力集団の車両による街頭宣伝が軽犯罪法で二十七件検挙された。略式命令で有罪になつた者が十件十一名。これも調査を求めていましたけれども、どうですか。

○説明員(馬場義宣君) 私どもは、実はその警察学論集の論文につきましては事前に伺つてないものでございまして、そういう意味で調べていないことを言つておるんです。一番今までに活用されたのが軽犯罪法です。先日、奄美大島で右翼が暴れたことがあります。これもやはり軽犯罪法で処理されましたが、そういう意味で御確認することができます。

そこで、この論文について聞くから調べておきます。

そのほかに、例えば音による暴行罪が成立する

ということが最高裁判所で言われております。音

○諫山博君 私は、右翼であれ左翼であれ、街頭せん。

○諫山博君 警察庁長官にお聞きします。

委員会では質問取りということで、議員が何を

質問するかいろいろ聞きたくられますね。このとくに、この論文について聞くから調べておいてください。このときのう言つたばかりですよ。調べなかつたら

論議が発展しないじゃないですか。そこはどうなつているんですか、警察庁は。

○政府委員(吉野準君) 私ども警察庁では、たしか委員の方からそういう御指摘を受けました。茂田君というのは今も私どもの局の警護室長というのをやっていますので、よく知っている男でござります。

○諫山博君 ジャ、今の私の質問に対する答弁をしてください。

○政府委員(吉野準君) 御指摘のとおりでござります。

ただ、一つつけ加えさせていただきますと、委員は軽犯罪法の有効性を大変強調されておりますが、高知県の例で申しますと、二名検挙しましたが、起訴猶予処分となつてあるものもあるということがあります。

○諫山博君 私が指摘した論文には、昭和五十一

年から五十七年までの件数が出ております。それでは御指摘のとおりでござりますが、それ以前に以前はどうです。やはり、軽犯罪法で検挙されておりますか。

○政府委員(吉野準君) 五十一から五十七年までは御指摘のとおりでござりますが、それ以前についてはちょっと手持ちの資料がございません。

○諫山博君 どうも調べていないということを議論がかみ合わないんすけれども、私が言いたいのは、右翼のあのでたらめな暴走を取り締まろう

べきであります。これが今の法律でできるじゃないかということを言つておるんです。

○説明員(馬場義宣君) 全国十一県で条例ができておりますが、みんなそれぞれ違います。違いますので、共通点というところで、代表的なところ

で福島県の例を申し上げたいと思ひますが、この基本となるところは、第三条の「拡声機による暴

による威力業務妨害罪が成立するということも言

われております。例えば、全教の組合大会を粉砕

する、こういうことで右翼が暴動します。地方自

治体が会場の使用を認めていたのに、これを取

消す。まさにこれは威力業務妨害じゃないですか。

もう一つは、道路交通法です。本当に右翼を取

り締まるうすれば、道路交通法を駆使すると簡

単にできるはずです。

私は、一昨年の京都における教研集会のことを思ひ起こします。あのときは右翼が車を連ねてわざと蛇行進をするわけですよ。わざと繁華街で車をとめて、警察の指示には従わない。ところが、警察は、検挙すればできるはずだと思つけれども、検挙しませんでした。

ただ一つ検挙したのがあります。それは、日本国民党という右翼団体が京都府警に抗議に来たときです。警察に抗議することは何かということでお車をとめて、警察が開かれたときは、逮捕された十名はまだ勾留中だった。こういう状態があつたのを御存じですか、警察庁は。

○政府委員(吉野準君) 承知しております。

○諫山博君 繰り返しませんけれども、新しい条例をつくるらしくても右翼は取り締まるんですね。

○政府委員(吉野準君) 五十一から五十七年までは御指摘のとおりでござりますが、それ以前に以前はどうです。やはり、軽犯罪法で検挙されておりますか。

○政府委員(吉野準君) 五十一から五十七年までは御指摘のとおりでござりますが、それ以前に以前はどうです。やはり、軽犯罪法で検挙されておりますか。

○諫山博君 どうも調べていないということを議論がかみ合わないんすけれども、私が言いたいのは、右翼のあのでたらめな暴走を取り締まろう

べきであります。これが今の法律でできるじゃないかということを言つておるんです。

○説明員(馬場義宣君) 全国十一県で条例ができておりますが、みんなそれぞれ違います。違いますので、共通点というところで、代表的なところ

で福島県の例を申し上げたいと思ひますが、この

基本となるところは、第三条の「拡声機による暴

騒音の禁止」という項目でございまして、「何人

も拡声機を使用して、別表上欄に掲げる拡声機

の使用方法の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定

める測定地点において測定した音量が八十五デシ

ベルを超える音(以下「暴騒音」という。)を發

してはならない。」これがポイントでございま

す。

こういう暴騒音が出た場合は、今度は第四条に

参りまして「停止命令」ということですが、「警

察官は、前条の規定に違反して拡声機による暴騒

音を発している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。」こ

れが次のポイントでございます。

それで、いろいろございますが、これに従わな

い場合は罰則がございまして、「第四条の規定に

より警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲

役又は十万円以下の罰金に処する。」こういうこ

とになるという次第でござります。

○諫山博君 そんなことは私はよく知つておる。

私が知りたいのは、結局これで取り締まるのは拡

声機を使った街頭演説、拡声機を使った屋外集

会、この二つが典型ではなかろうかと思ひます

が、どうですか。

○政府委員(吉野準君) そういうことです。

○諫山博君 八十五デシベルというものは全国共通

していいるようですね。

○政府委員(吉野準君) そういうことを何回も私

たちが日常街頭演説をしているときにどのく

らいの音を出しているかということを何回も私

ちは調査しました。ほとんどすべて八十五デシベ

ルをはるかに超しますよ。

例えば、ことしの二月二十六日にJR和歌山駅

頭の街頭演説を弁護士と医師が調査しました。汐

見医師の調査によれば九十三デシベルから百デシ

ベル、市野弁護士の調査によれば八十五デシベル

から百デシベル、これは全部条例にひつかかるわ

けです。こういう街頭演説をやめろというんですか

か、何をやめさせようとしているんですか。

○政府委員(吉野準君) どういう状況で、どういう騒音計を使ってはかられたかちょっとわかりませんけれども、私たちが調査をした限りでは、普通の従来型の街頭演説、右翼以外のものでござりますが、そんな高い音は出ません。

○諫山博君 私は、政治家としての塩川正十郎さんにお聞きしますけれども、我々は新宿駅頭で街頭演説をやります。渋谷でも街頭演説をやります。八十五デシベルなどはすぐ超えますよ、現実に。そうすると、新しい条例によればこういう街頭演説を警察が規制する、こういうことになりますけれども、大臣、こういうことを認められますか。これは何も右翼だけに適用されるのではありません。共産党もねらわれるし、場合によつたらあなたの街頭演説だって規制されるかもわかりません。どう思いますか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 謙山さんがえらい執念を持って拡声機規制をおっしゃいますけれども、ねらっておるところはもう十分御存じで聞いておられると思うんです。

右翼の最近の宣伝力、あのボリュームは、共産党が使っている宣伝車などとか、自民党が使っておられるところは、もう十分御存じで聞いておられると思いますが、それは演説をやつたり、あるいは停車、駐車禁止のところで車をとめられてばんばんやられる、選挙中じゃないけれども、私たちがしばしば新宿などでやつていい選挙活動です。つまり、限られた政治活動、選挙活動には適用しない、こうなっていますけれども、私たちが日常街頭演説をやつているのを適用しないとは書いてないんですよ。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、それは演説をやつたり、あるいは停車、駐車禁止のところで車をとめられてばんばんやられる、選挙中じゃない選挙活動は取り締まらないと聞いていいですか。

○政府委員(鈴木良一君) 先ほども警備局長が申しましたように、異常な騒音を取り締まるということでありまして、通常の政治活動につきましてはあります。我々が日常新宿でやつてあるのは、八十五デシベルを超すと思いませんけれども、警察はああいう行為を取り締まるつもりはないと断言できますか。

○政府委員(鈴木良一君) 先ほども警備局長が申しましたように、異常な騒音を取り締まるということでありまして、通常の政治活動につきましてはあります。我々が日常新宿でやつてあるのは、八十五デシベルを超える。国家公安委員長の説明では、あれは正当な政治活動だ。だとすれば、ああいうものは取り締まりませんと確認できますか。

○國務大臣(塩川正十郎君) デシベルを正確に調べさせてもらいます。

○政府委員(吉野準君) 調べますが、九十、百というのは、演説会、これ右翼はございますが、いわゆる正常な従来型の正当な政治活動でそういう例は私どもは聞いておりません。通常八十五デシベルぐらいでございます。八十五はどうして……

○諫山博君 それはもうわかっています。

○政府委員(吉野準君) そういうことでございま

れるじゃないかと言つたんすけれども、あなたが私の発言を裏づけてくれました。

そこで、今度は警察庁長官、塩川自治大臣が言わされましたように、私たちが日常やつてある街頭演説は取り締まりませんか。

○政府委員(鈴木良一君) 正常な政治活動につきましては、これを取り締まるなんという考え方方は毛頭ございません。

○諫山博君 正常か正常じゃないかというのは警察が中身について判断することはできないと思いますよ。我々が日常新宿でやつてある街頭演説はあります。

○政府委員(鈴木良一君) はあいう行為を取り締まるつもりはないと断言できますか。

○政府委員(鈴木良一君) 先ほども警備局長が申しましたように、異常な騒音を取り締まるといふことあります。それは、通常の政治活動につきましてはあります。我々が日常新宿でやつてあるのは、八十五デシベルを超すと思いませんけれども、警察はああいう行為を取り締まるつもりはないと断言できますか。

○諫山博君 弁護士と医師が現に調べたわけですよ。ところが、百デシベル出るんですよ。だから、この条例がつくられて、そしてこれが警察官によって運用されれば、あなたの街頭演説だってできなくなりますよ。

○國務大臣(塩川正十郎君) それはどうもならないですね。

○諫山博君 もっとも警察はなかなか党派性がありますから塩川さんの演説までは規制しないで

しようけれども、そういう条例が今つくられようとしている。私が言いたいのは、基本的人権にかかるわるようなこういう問題については、どうして

も規制したいというんだったら、なぜ法律でやりますか。国会で堂々と議論しませんか。国会で

法律をつくろうとせず、一自治体の条例でこれをこつそりつくる。全く卑劣ですよ。これは、基本的人権が警察によって侵害されるんじゃないですか。なぜこれを地方自治体でつくらせようとしているのか、この点を説明してください。

○政府委員(吉野準君) 地方自治体でこの条例をつくられることにつきまして、私どもは国の機関としてこれはいいとか悪いとかいう立場にない

うのは法律家である委員よく御存じのことと思

います。

なぜ国の法律をつくらないかということでございま

いますが、実は全然ないことはないわけでございまして、一つございます。国会議事堂周辺地域及び外國公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律

というのがございまして、この保護地域は、保護される場所は二つございまして、一つは当国会周辺地域、それからもう一つは政党、これは政党本部の周辺でございまして、日本共産党を含む政党が本部周辺を全部保護いたしております。これは政

交規法の問題であつて音量規制の問題ではないんです。

○諫山博君 今の国家公安委員長の説明は、道路交通法の問題であつて音量規制の問題ではないんです。

○國務大臣(塩川正十郎君) そうですよ。

○諫山博君 私は、警察と一緒に調べに行こう

ね。

○國務大臣(塩川正十郎君) そうですね。

○政府委員(吉野準君) そういうことでございま

す。

○諫山博君 今大臣は、調べると言われました

ね。

○國務大臣(塩川正十郎君) そうですよ。

○諫山博君 私は、警察と一緒に調べに行こう

ね。

○國務大臣(塩川正十郎君) そうですね。

○政府委員(吉野準君) そういうことでございま

す。

党本部の申し出によってやっているわけでござりますけれども……

○諫山博君 よく知っています。

○政府委員(吉野準君) それからあとは外国公館の周辺ということございまして、これは国会なり政党本部なり、それから外國關係の強い御要望があつてできましたので……

○諫山博君 私たちが反対した法案だから、よく知っていますよ。

○政府委員(吉野準君) それで、法律は、国民の御要望なり大方の御要望があればつくらせていました

だくにやぶさかじやございません。

○諫山博君 私は法律をつくれと言っているんじゃないんですよ。どうしてもやりたいんだたら、なぜこそそと自治体でやらせるのかといつて批判しているわけです。

もう一つ聞きますけれども、この条例ができたら街頭演説を録音しますか、録音はしませんか。

○政府委員(吉野準君) そういうことはやりません。

○諫山博君 音量は記録しますか。

○政府委員(吉野準君) 取り締まりには音量を記録しなければいけませんが、それは先ほどから再三申し上げておりますように、正常な政治活動とそうじゃないものは一見して区別がつくわけございまして、取り締まりの対象になるのは正常でない活動でございまして、そういうものを対象に音量を計測する、こういうことになろうかと思います。

○諫山博君 これは、警察官が我々の演説を規制する、集会の演説を規制する、こういう内容ですよ。実質は治安立法ですよ。

そこで、私は、こういう制定に強く反対し抗議すると同時に、最後にもう一つだけ聞きます。正当な演説は規制しない、こう言わされましたけれども、あなたが規制しないという街頭演説というのはどういうものですか。

○政府委員(吉野準君) 正常な政治活動、市民運動、労働運動などもそうですございますけれども、

それはやっぱり社会通念上認められるもの、国民主なり住民の理解と支持を得られるもの、こういうことになりますかと思います。

○諫山博君 ここに各党派の議員がおられますけれども、みんな規制の対象になるんです。

○諫山博君 そこで、抽象的には正常な演説を規制するつもりはないと言いましたけれども、しかし何が正常かという点は具体的に言われませんでした。今我々が日常やっているような演説は規制しない、これはどうですか。

○政府委員(吉野準君) これは平たく申し上げますと常識の問題でございまして、やはり国民の理解と支持がある、国民のひんしゅくを買わないようないふうになつておるわけでござい

ます。

○諫山博君 時間のようですから終りますけれども、我々が日常やっているような演説は規制いたしません、これは正常なものとあなたは最後まで言わなかつたけれども、こういう条例を塩川国家公安委員長のもとでぞくぞくづくられる。

これは汚名を後世に残しますよ。こういうやり方は政治家としてもっと敏感に対応していただきたい。こんな、我々が街頭演説するのを八十五デシベル超えたか超えてないかというようなことを測定する、超えたら弁士中止ということができるような仕組みになつているんです。弁士中止に従わなければ処罰されるんですよ。戦前の治安維持法と同じじゃないですか。私は、この立法に強く抗議したいと思います。

以上です。

○星川保松君 初めに、PKOの中のいわゆる文民警察についてちょっとお尋ねをしたいと思いま

す。いわゆるPKOの中にはいろんな仕事があるわけございまして、今回のカンボジアのPKO、いわゆるカンボジア暫定行政機構、UNTACと

言われておるようあります、この仕事の中は国連の事務総長の発表によりますと七つの部分から成っております、まず第一に人権、二番が選

挙、三番が軍事、四番が行政、五番が警察、六番が難民帰還、七番が復旧というふうになっておる

ようでございます。

その中のいわゆる軍事部門、平和維持軍、PKFというのが一万二百人、それからその補給、支援などの要員が一万五千五百人、それといわゆる軍事監視要員、これが四百八十五人、これが停戦監視などをやるわけであります、そのほかに選

挙部門では最大時に千四百人の要員が必要だといふことであります。行政部門では三百人から三百五十人、そして警察部門では三千六百人が派遣される予定だというふうになつておるわけでござい

ます。

それで、今PKOの問題いろいろ論議されておるわけでありますけれども、国連平和協力は、平和協力をすることについてはだれもが一致している点だと思いますけれども、その方法についていろいろ論議が分かれています。それ

で、私どももPKOのプロジェクトチームをつくりまして、ヨーロッパの方を観察してまいりました。立ち寄ったのはスウェーデン、オーストリ

ア、デンマーク、ギリシャ、それで現場としてはキプロスを見てまいりました。それで、向こうの方でどこの国も共通しておりましたことは、国論完全一致でこのPKOの仕事をしておるということがなわけでござります。スウェーデンなどは、いわゆる国の外交政策として中立政策というものを持ち出している、その中立政策の一つの仕事としてPKOの仕事を国民みんなが世論一致のもとに送り出しているという姿を見てきたわけでござい

ます。

それで、オーストリアでも同じでありますけれども、いろいろいろいろお話を聞いてきましたが、我々の悩みもいろいろお話をしました。そうしましたら、国民みんなが一致できる、そういうやれるこ

とからやつたらいつかですが、そういう話なんですね。それで、PKOの先進諸国も、オーストリ

アでしたか、ここでは衛生兵をまず送つた、それからだんだん野戰病院などをつくつたりつづつと

やってきて今日に至つた、こう言つんですね。それを、どうも日本の場合を見ると初めから完璧なものを見つけるのが日本の場合を見ると初めから完璧な

ものを見つけるのが日本の場合を見ると初めから完璧な

○政府委員(井上幸彦君) 昨年であつたと思いますが、私どもの警備局の課長が外国に行って必要な調査を遂げてきております。我々としても、それらを参考にしながらどういうような業務ができるのかということをいろいろ考えておる、こういう状況でございます。

○星川保松君 その外国というのはどの邊ですか、差し支えなかつたらお願ひします。

○政府委員(井上幸彦君) たしかオーストリア、スウェーデン等を含めて回つたと思いますが、キプロスにも回つたかも知れません。ただその際に、ナミビア型とキプロス型の二つのPKOといふものがあるようあります。ナミビア型のものが我々として果たし得るものなのかな、こういう印象を持つて帰つてきましたようあります。

○星川保松君 私どもは、いわゆるキプロスの文民警察の皆さんといろいろお話をしました。あそこには派遣されている文民警察は、オーストラリアの現役の警察官でございました。それで、女性の方と男性の方とまじつておられました。十数人だったと思ひますけれども、活動なさつておられました。

PKOの場合は各国で事情がみんな違うわけですけれども、例えば、キプロスの場合はいわゆるギリシャ系の人々とそれからトルコ系の人々とが武力衝突をして、それを国連が引き分け、その中へ入つてているわけですね。それで、いわゆるパッファーゾーンという緩衝地帯を設けている。緩衝地帯というのは、その島をちょうど真ん中から二分するような形で走つておりまして、狭いところは数メートルしかありません。広いところは數キロに広がつてゐるわけとして、その中に農家なんかもありますし畑などもあります。

そういう緩衝地帯を挟んでPKOの活動をやつておるわけですけれども、文民警察というのはどういう仕事をやつておるんだと聞きましたら、いわゆる向こうの住民とこっちの住民との間のいろいろな問題、それからPKOの派遣されている皆さんと住民との関係、その関係を担当してやつて

いるんだと。最近やつた仕事はどんなのがありますかということを聞きましたら、トルコの方の羊が、羊はバッファーゾーンも何も知りませんか

すかということを聞きましたら、トルコの方の羊

が、羊はバッファーゾーンも何も知りませんか

すかということを聞きましたら、トルコの方の羊が、羊はバッファーゾーンも何も知りませんか

すかということを聞きましたら、トルコの方の羊

が、羊はバッファーゾーンも何も知りませんか

すかということを聞きましたら、トルコの方の羊

てくると思います。地方も国際化の時代を迎えております。そういうことを考えますと、今後、国際協力で参加した職員が胸を張って仕事ができるような、そういう職場環境をぜひともつくりたいものだ、こういうふうに考えております。

○皇川保松君 それじゃ、文民警察関係はそれぐらいにいたします。

光らせておつたのでござりますけれども、残念なことに、地元の右翼ですとある程度わかつたわけではございませんが、東京から来た右翼であつたので、まず顔がわからなかつたということが一つでござります。それから、もちろん入る方に対して、そのときは手荷物とか身体検査をやつておりますので、けん銃を隠し持つておつたのがわからぬ

○星川保松君 私などはまだ要人でないからねら
われるということはあり得ないと思いますが、ど
も、もしビストルでねらわれるようなことがあつ
たら、さてどうしようかと考えることもありま
す。

それから、破壊力の点でありますけれども、十五フィートの距離から撃った場合に、二・五センチメートルぐらいの松の板三、四枚を撃ち抜くほどの威力を持つておるというふうに我々は理解しております。

先ほども質問が出たわけありますけれども、金丸さんが右翼のテロに遭われたわけございます。最初、私見たとき、あれはおどかしの空砲ではないかと思っておったんですが、そうじゃなくて、弾が実際飛んでいった実砲であつたわけで、びっくりしたのであります。それで、何でこんなことが起つたんだろう、こう思つたわけです。これは、警備の方でちよつと手薄だつたのではないか、こう思つたんです。新聞等の報道によりますと、警備の警察官が百数十人いらっしゃつたという報道でありますので、百数十人の皆さん

から、水際対策ということが二つあります。一つは、ございます。もう一つは、ございます。

、これは私どもの反省でござります。それから何人か配置しておったはりこの配置の仕方に申しますか、そういうふうに対してもいするのに対して追いかがるのだった、こういうことでして、今後一度ところを講じてまいりたいところでございます。

ルで、あるいは刃物でねらわれた場合にとつさにどういう避難措置をすればいいのか、これは警備の方はそのノウハウは十分お持ちだと思いますので、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。
○政府委員(吉野準君) ピストルは飛び道具と申しますぐらに非常にスピードがありますので、なかなか対応が難しい面がございます。しかし、一応私どもは、当然予想している訓練をやつております。例えば、防ぐ道具なども要所要所に配置いたしております。しかし、とつさの場合、やはり何と申しましても体で、要人にはSPと申

何とかしてやはり入る前に防がなければならぬ、こう思うんですが、今一番どういう国からどういう経路でピストルというものが入っているんでしょうか。

○政府委員(関口祐弘君) お答え申し上げます。

平成三年中には千三十二丁ほどけん銃を警察で押収しておりますが、そのほとんどが外国製でござります。これらの銃の製造国別などを見ますと、中国製が二百八十一丁、アメリカ製が二百六十二丁、フィリピン製が八十丁などとなっております。

○政府委員(吉野道喜) この事件につきましては、重大な事態であるというふうに私ども深刻に受けとめている次第でござります。今、委員の方から警備が配置になつておるのはどうしてこういう事件が起こったかというお尋ねでござります。

も、やはり今まででは万物
しゃつたんですか。そして
対しては別の構えになるの
るのか、それを御説明願い
○政府委員(吉野準君)　御
思うのでござりますけれど

か、どういうふうにな
たいと思います。
説明するまでもないと
も、刃物ですと近くま

おっしゃるよう、V.I.Pの方もいろいろ御協力願わないといけませんので、例えば今度の場合がそうございましたが、とりあえずあいう場合は伏せていただくとか、そういうふうなことでいろいろと御協力いただくように願つておるところでございます。

れ、あるいは押収をされているということでござりますので、なかなかどういう国を経由してとう実態がつかみがたいところでございます。

ただ、私ども密輸入罪で検挙をした事例というものを見ますと、フィリピンとかアメリカなどがけん銃の仕出し国となっているという例が多いと

確かに、金丸自民党副総裁につきましては、前にも事件がございましたので警備を厳重にいたしましたところでございます。言いわけするつもりはないございませんが、本来政党の演説会と申しますのは、民衆と政治家が自由に触れ合う場でございまして、どうしても警備を厳重にするということことはその自由な触れ合いの障害になるという面もございまして、とかく迷惑しがちという面もあると思います。

当日は、私どもの方の右翼対策係、私どもと申しますか、栃木県警の右翼対策係がいろいろ話を

で寄らなければ危害は加えられないわけでござりますが、ピストルですと、かなり遠くから危害を加えられるおそれがあるということが大きな違いでございます。

従来は、どちらかというと刃物が主流でございまして、けん銃というのは意外に少なかつたわけでございますし、特に今回のように至近距離まで寄つてけん銃を撃つた事件というのはなかつたわけでござりますので、やはりけん銃の出回りといふものも踏まえまして、これは対応を新たに工夫をしていかなきゃいけないなというふうに決意を新

○星川保松君 ついででありますけれども、今のはピストルというののはどのぐらいの威力があるものか、それもひとつお聞きしておきたいと思いますが、どのぐらいの破壊力があつて、どのような距離から撃てばどのぐらい当たるのか。

○政府委員(井上幸彦君) 命中率ということであらうと思いますが、これはけん銃の性能、新しさ古さ、あるいは手入れのぐあいとかそういうなものもあるうと思いますが、それと使う者の技能、それから使用状況というものによっておのずから違ってくるものかというふうに思います。

○星川保松君　最後に質問をいたしますが、このテロの犯人がどういう理由で金丸さんをねらったんだろうと思って新聞を見ておりましたら、いわゆる男を上げるために、金丸さんは困窮だというような話を聞いてねらった、こういうことなんですが、私たちにはどういう意味かわからないんですねけれども。いわゆるあの人々が男を上げるということはああいう犯行をやつてどういうことになるんだろう、こう思いますが、それわかつたら教えていただきたいと思います。

○政府委員(吉野準君) 取り調べは現在厳しく進行中でございまして、なお全容が判明するまでには時間がかかると思いますが、確かに委員御指摘のように、そういう供述をいたしております。

この心理というのはなかなか私どもにはわかりかねるわけでございますが、右翼全般にやはり反体制という機運が高まっております。從来はどちらかといいますと、反共産主義と申しますか、反共という立場が強かつたわけでございますが、御案内のように、ソ連、東欧の共産主義が崩壊いたしましたので、対象が反共から反体制の方に移ってきてまして、そういうことで要人をねらうというふうな風潮が出てまいりました。この中でやはり推測するに、要人をねらって危害を加えて、平たく言えば、これによって名前を上げよう、こういうことかなという感じがいたします。

いずれにいたしましても、民主主義の根幹を搖るがす事件でございますので、決して許せないことがだと思いまして、今後はこういうテロを行う右翼に対し厳しく取り締まってまいりたいというふうに決意をいたしているところでございます。

○委員長(山口哲夫君) 他に御発言もないようでありますから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより、地方税法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○説山博君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました政府提出の地方税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げであります。

課税限度額の引き上げは、七五年度十二万円だったのがほぼ毎年二万円引き上げられ、九一年度の引き上げで四十六万円になろうとしています。こうした政府方針のもとで、保険税は所得の伸びを無視した引き上げが相次ぎ、八四年度の国民健康保険の国庫補助負担率の引き下げ以降は特

に大幅な保険税の引き上げを余儀なくされ、八六年度には当時の厚生大臣が国保税について限界によるといふべきでございますが、確かに委員御指摘

近い状況と国会で認めるまでになりました。そのように、その所持階層でも八六年当時より上回ってお

り、保険税負担の限界に近い状況はさらに進んでいるといえ、保険税の引き下げは地域住民の切実な願いとなっています。そのため、国庫負担率をもとに戻し、加入者の命や健康を守り、社会保

障及び国民保健の向上に寄与するという制度本来の運営が求められているのであります。

第二の理由は、担税力のある大企業を優遇する

一種電気通信事業者、造船会社、航空会社、輸入輸送会社などへの特別土地保有税、不動産取得税、固定資産税及び都市市計画税などの課税標準の特例など、大企業優遇税制を延長していること

あります。また、電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従つて実施する施設整備事業について、固定資産税の課税標準の特例措置を新たに制度化し、電力会社、第一種電気通信事業者など大企業優遇税制を新設していることであります。

こうした大企業優遇税制の新設、温存に比べ、個人住民税は生活保護基準以下の低所得者まで課税されることを避けるため、非課税限度額をわざかに引き上げる当然の措置をとったにすぎないと

いうことであります。担税力のある大企業に対する優遇税制をやめ、生活保護基準に近い低所得者まで課税しないように、個人住民税の課税最低限

を大幅に引き上げることを強く要求します。

第三の理由は、みなし法人課税制度の廃止であ

ります。

みなし法人課税制度は、法人化したくてもできない個人事業者に対する負担軽減措置として七

三年度に創設されたものであります。青色申告者の個人事業主を法人とみなした課税方式で、事業主報酬の支払いによる給与所得控除が認められ、約十七万人が選択しています。

この制度の廃止のかわりに、新たに青色申告特別控除を創設する租税特別措置法の改正案が提案されていますが、みなし法人課税を選択する個人事業者への負担増は必至であります。また、自家

労働を認めてほしいという中小零細事業者の切実な要求を踏みにじるものであります。

以上、反対の主な理由を述べましたが、最後に、固定資産税の評価を地価公示価格の七割程度に引き上げる問題で、固定資産税がこの評価がえによって増税にならないような制度改革を強く求めて反対討論を終わります。

○委員長(山口哲夫君) 他に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山口哲夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、野別君から発言を求められておりますので、これを許します。野別君。

○野別隆俊君 私は、ただいま可決されました地方税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、連立共同、公明党、国民會議、連合参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、今後ますます増大する国際化・高齢化社会等に対応する行政需要、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一、地方団体の自主的かつ責任ある行政運営を

拡充を図るため、国と地方の機能分担に応じた税源の再分配を検討するとともに、総合課税への移行を展望しつつ、利子課税・株式譲渡益課税等について適切な見直し等の措置を講ずること。また、地方団体の行政需要の増加にかんがみ、住民負担に配慮しつつ課税自

主権の強化に努めること。

二、税制の簡素化・税負担の公正化を図るために、非課税等の特別措置については、引き続

き積極的に整理・合理化等の見直しを推進すること。とりわけ、事業税の社会保険療養報酬に対する非課税措置については、所得課税との均衡を図るとともに、いわゆるマスクミ

等七業種に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置についても、その適正化を図ること。

三、事業税の分割基準については、税収の地域間格差の拡大に対応し、地方への配分を強化するため見直しを行うこと。また、法人事業税について税収の安定的確保を図るため、地方団体の要望も強い外形標準課税の導入を積

極的に検討すること。

四、土地税制については、引き続き資産に対する適正な課税に努めるとともに、評価の適正化を図り財源の安定的確保に資すること。なお、固定資産税の評価替えに当たっては、住宅用地・居住用家屋等に対する負担軽減措置を講ずること。また、都市市計画税について

方団体の要望も強い外形標準課税の導入を積極的に検討すること。

五、国民健康保険会計に対する市町村の負担の増大の現状にかんがみ、国保財政の安定化並びに加入者負担の抑制に資するため、国はその責任を果たすべく一層の努力をするとともに、国保財政安定化支援事業等の趣旨に沿って、一般会計からの適切な繰入れを推進するこ

と。

六、個人住民税については、負担分担の性格を踏まえつつ、中低所得者の税負担の軽減を図るため、引き続き課税最低限の引上げ等の檢

二十四ページ 附則第十一条の二第一項及び第十五ページ 附則第十一条の二第一項の改正は、不動産取得税について、住宅の取得に係る税率の特例措置及び住宅用土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限をそれぞれ三年延長しようとします。

二十五ページ 附則第十一条の五の改正は、担任農業者確保事業の実施により農地保有合理化法人が農地等を取得する場合における不動産取得税の納稅義務の免除に係る特例措置の適用期限を三年延長するとともに、中山間地域事業の実施により農地保有合理化法人が農地等を取得する場合における不動産取得税の納稅義務の免除に係る特例措置を講じようとするものであります。

二十六ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

二十七ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

二十八ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

二十九ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

三十ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

三十一ページ 附則第十四条の改正は、公害防止設備に係る固定資産税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

三十二ページ 附則第十五条の改正は、固定資産税等に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、公害防止

設備に係る課税標準の特例措置について、その対象範囲から悪臭防止設備を除外する等対象設備の見直しを行うとともに、一般粉じん処理施設等に係る課税標準の特例措置を縮減のうえ、適用期限を二年延長しようとします。

三十三ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

三十四ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

三十五ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

三十六ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

三十七ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税に係る税率の特例措置を改めようとします。まず、メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成五年度まで延長しようとします。

三十八ページ 附則第三十一条の三の改正は、空港周辺整備機構が取得する航空機噪音の影響を受けることが少ない施設の用に供する土地及び造船業基盤整備事業協会が特定船舶製造業者から買い入れて保有する一定の土地に係る特別土地保有税の軽減措置の適用期限をそれぞれ二年延長しようとします。

三十九ページ 附則第三十一条の三の改正は、三都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地に係る特別土地保有税の課税の特例措置の適用期限を延長し、平成五年三月三十一日までの間に取得されたものについて適用しようとす

るものであります。

四十ページ 附則第二十九条の三の二、第二十九条の三及び第二十九条の六の改正は、三大都市圏の特定市に所在する一定の市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又は都市計画税について、当該市街化区域農地が平成四年十二月三十一日までに一定の事由により市街化区域農地以外の農地となることが確実であると市長が認めると場合に、農地課税相当額を仮に算定した場合に、農地課税相当額との差額に相当する額の徵収を猶予することができるこ

ととしようとするものであります。

四十一ページ 附則第二十九条の三の二、第二十九条の三及び第二十九条の六の改正は、三大都市圏の特定市に所在する一定の市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又は都市計画税について、当該市街化区域農地が平成四年十二月三十一日までに一定の事由により市街化区域農地以外の農地となることが確実であると市長が認めると場合に、農地課税相当額を仮に算定した場合に、農地課税相当額との差額に相当する額の徵収すること又は固定資産税額若しくは都市計画税額と農地課税相当額との差額に相当する額の徵収を猶予することができるこ

ととしようとするものであります。

四十二ページ 附則第十四条の改正は、公害防止設備に係る固定資産税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

四十三ページ 附則第十五条の改正は、固定資産税等に係る課税標準の特例措置を改めようとします。

四十四ページ 附則第三十一条の二の改正は、自動車排出ガス規制等に適合するトラック、バスを廃車して新たに買い換えた昭和六十三年自動車排出ガス規制等に適合するトラック、バスの取得に係る税率の特例措置を廃止のうとするものであります。まず、公害防止

特別土地保有税について、産業構造転換円滑化臨時措置法に規定する承認事業適応計画に基づく事業の用に供する工場用地に係る非課税措置を廃止するとともに、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する非課税措置に規定する公益的施設に係る非

課税措置の適用期限及び高度技術工業集積地における新増設された一定の工場用地等に係る非課税措置の適用期限をそれぞれ二年延長しようとします。

四十五ページ 附則第三十一条の三の改正は、空港周辺整備機構が取得する航空機噪音の影

響を受けることが少ない施設の用に供する土地及び造船業基盤整備事業協会が特定船舶製造業者から買い入れて保有する一定の土地に係る特別土地保有税の軽減措置の適用期限をそれぞれ二年延長しようとします。

四十六ページ 附則第三十一条の三の改正は、三都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地に係る特別土地保有税の課税の特例措置の適用期限を延長し、平成五年三月三十一日までの間に取得されたものについて適用しようとす

るものであります。

四十七ページ 附則第三十二条の三の改正は、事業所税に係る非課税措置を改めようとす

るものであります。まず、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に規定する事業の転換が平成四年三月三十一日までに開始された事業の転換後の事業等の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税に係る非課税措置を改めようとす

する法律について、日本国有鉄道から無償で譲渡を受けた特定地方交通線に係る一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置を拡充しようとするものであります。

三一「第一百四十四条の九」を「第六章の三
第七章の三
調査分析センター〔第一百八八条の十三〕第一百八八条の
二十六〔第一百四十四条の九〕
二十五」に改める。

の住所地又は当該自動車教習所の所在地)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
第九十条の次に次の一条を加える。

八十一ページ 改正法附則第二十一条による改正は、農用地開発公団法の一部を改正する法律について、農用地整備公団が新設し、又は改

第二条第一項第九号中「原動機付自転車」の下に「及び身体障害者用の車いす」を加え、同項第十一号の中「車を」を「車であつて、身体障害者用の車いす以外のものを」に改め、同項第十一号の二の次の次の一号を加える。

第百八条の二第一項第四号に規定する講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

業者の事業の用に供する一定の旅館に付する資産割及び新增設に係る事業所税の課税標準の特別措置を講じようとするものであります。

府県民税及び市町村民税の特例措置を平成六年度において廃止しようとするものであります。

右と総の博覧会の開催に伴う道府県民税等に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

六、ベーリング
事業者の能力の活用による特定施設の整備
の促進に関する臨時措置法に規定する特定

施設に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

最後に、他の法律の改正であります。

は、地方税法等の一部を改正する法律について、新聞業等七事業に係る事業税の非課税措置の廃止に伴う経過措置を一年度間延長しようとするものであります。

は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正

やんだ日から起算して一月)を経過しないもの

2 前項に規定する者のほか、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することができないと認めたときは、公安委員会は、政令で定める基準に従い、運転免許試験の一部を免除することができる。

(運転免許試験の停止等)

第九十七条の三 公安委員会は、不正の手段によつて運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対するは、その運転免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消したときは、公安委員会は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該運転免許試験に係る免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、一年以内の期間を定めて、運転免許試験を受けることができないものとすることができる。

第六章第四節の一を同章第四節の三とする。
第五号を「第一百八条の二第一項第六号」に改める。

第六章第四節の一を同章第四節の三とする。

第九十九条及び第一百条を削り、第九十八条の二を百条とし、第九十八条第一項中「自動車の運転に関する教習の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るために、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行なつて施設を前項の規定による届出をした自動車教習所に、「当該施設を設置し」を「当該自動車教習所を設置し」に改め、同項第一号中「当該施設」を「当該自動車教習所」に改め、同項第三号中「行なわせる」を「行わせる」に、「当該施設」を当該自動車教習所に改め、同項第四号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第五号中「当該施設」を「当該自動車教習所」に改め、同項第一号中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第一百八条の二

第一項第四号」を「第一百八条の二第一項第五号」に改め、同条第五項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第十項中「行なわせ」を「行わせ」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第十一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第九十九条とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

第四節の二 自動車教習所

(自動車教習所)

第九十八条 自動車教習所(免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。以下同じ。)を設置し、又は管理する者は、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に努めなければならない。

2 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、総理府令で定めるところにより、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を届け出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による届出をした

二 自動車教習所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

五 第百八条の二第六号とし、第四号を第五号とし、第三号

六 第百八条の二第一項第六号を第七号とし、第八条の二第一項第六号に改める。

第七号を「から第五号まで若しくは第七号」に改めること。

第六章の二の次に次の二章を加える。

第六章の三 交通事故調査分析センター

(指定等)

第八条の十三 国家公安委員会は、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査研究等を行うことにより道路における

交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次

条に規定する事業を適正かつ確実に行なうこと

できると認められるものを、その申出により、

全国に一を限つて、交通事故調査分析センター

(以下この章において「分析センター」という。)

として指定することができます。

5 公安委員会は、総理府令で定めるところによ

度において、第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第六条の三中「第一百八条の二第一項第六号」を「第一百八条の二第一項第七号」に改める。

第七百八条中「第一百八条の二第一項第五号」を「第一百八条の二第一項第六号」に改める。

第八条の二第一項第六号に改める。

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号

の次に次の二号を加える。

第六章の二の次に次の二章を加える。

第六章の三 交通事故調査分析センター

(事務)

第八条の十四 分析センターは、次に掲げる事務を行なうものとする。

一 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的研究を行なうための調査を行うこと。

二 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、前号に規定する調査(以下この章において「事故例調査」という。)に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報を分析すること。

三 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと。

四 交通事故に関する知識の普及及び交通事故の防止に関する意識の啓発を図るために、第二号

の規定による分析の結果又は前号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 外国における交通事故に関する調査研究機関との間において情報交換を行うこと。

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行なうこと。

(事故例調査に從事する者の遵守事項)

第七百八条の十五 事故例調査に從事する分析センターカーの職員は、事故例調査を行うために関係者に協力を求めるに當たつては、その生活又は業務の平穡に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。

<p>2 事故例調査に従事する分析センターの職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 (分析センターへの協力)</p> <p>第百八条の十六 警察署長は、分析センターの求めに応じ、分析センターが事故例調査を行うために必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の発生に関する情報その他の必要な情報又は資料で国家公安委員会規則で定めるものを提供することができる。</p>
<p>2 警察庁及び都道府県警察は、分析センターの求めに応じ、分析センターが第百八条の十四第三号に掲げる事業を行うために必要な情報又は資料で国家公安委員会規則で定めるものを分析センターに対し提供することができる。 (特定情報管理規程)</p> <p>第百八条の十七 分析センターは、交通事故に関するデータベース(事故例調査に係る情報)及び前条第二項の規定による提供に係る情報(以下この条及び第百八条の十九において「特定情報」という。)の集合物であつて、特定情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。)の構成及び運用その他の特定情報の管理及び使用に関する事項についての規程(以下の条及び第百八条の十九において「特定情報管理規程」という。)を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これ変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、国家公安委員会規則で定める。</p>
<p>(秘密保持義務)</p>
<p>第百八条の十八 分析センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第百八条の二(解任命令)</p>
<p>四第一号から第二号までに掲げる事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>(罰則) 第百十七条の三第三号</p>
<p>第一百八条の十九 国家公安委員会は、分析センターや役員又は職員が特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p>
<p>(事業計画等の提出)</p>
<p>第一百八条の二十 分析センターは、毎事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。</p>
<p>2 分析センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(報告及び検査)</p>
<p>第一百八条の二十一 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に關し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に關し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。これ变更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
<p>4 公安委員会規則で定める。</p>
<p>(監督命令)</p>
<p>第一百八条の二十二 国家公安委員会は、この章の規定を施行するため必要な限度において、分析センターに対し、その事業に關し監督上必要な</p>
<p>員又はこれらの職にあつた者は、第百八条の二(指定期の取消し等)</p>
<p>四第一号から第二号までに掲げる事業に関して</p>
<p>命令をすることができる。</p>
<p>(指定の取消し等)</p>
<p>第一百八条の二十三 国家公安委員会は、分析センターや役員又は職員が特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p>
<p>2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
<p>(分析センターの運営に対する配慮)</p>
<p>第一百八条の二十四 警察庁及び都道府県警察は、分析センターに対し、国家公安委員会規則で定めることにより、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。</p>
<p>(国家公安委員会規則への委任)</p>
<p>第一百八条の二十五 第百八条の十三から前条までに規定するもののほか、分析センターに關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。</p>
<p>2 第百十二条第四項中「第五号」を「第六号」に改め</p>
<p>3 第百十二条第一項第九号中「第七十一条の二」を「第七十一条の四」に改める。</p>
<p>4 第百二十二条第三項中「第一項」の下に「、第一百八条の十八(秘密保持義務)」を加える。</p>
<p>5 第百二十二条第四項中「第七十一条の二」を「第七十一条の四」に改める。</p>
<p>6 第百二十二条第一項第六号中「又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項」を「、第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の四」を「第七十一条の五」に改める。</p>
<p>(施行期日)</p>
<p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定中第七章に係る部分、第百八条の十四を第百八条の二十七とする改正規定、第百八条の十三を第百八条の二十六とする改正規定、第六章の二の次に「第一章を加</p>
<p>える改正規定及び第百十七条の三第三号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>
<p>2 この法律の施行の際現に原付免許に係る運転免許試験に合格している者については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p>
<p>3 この法律の施行の際現に改正前の道路交通法第九十八条第一項の規定による指定を受けている指定自動車教習所は、新法第九十八条第二項の規定による届出をし、かつ、新法第九十九条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなす。</p>
<p>4 新法第九十七条の二第一項第一号の規定は、この法律の施行の日以後に道路交通法第六百五条の規定によりその免許が効力を失つた者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。</p>
<p>5 地税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改訂する。</p>
<p>6 別表第一第九号口中「第九十八条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。</p>
<p>(地税法の一部改正)</p>
<p>7 第四条の二第二項第一号中「条例で定める土曜日」を「土曜日」に改める。</p>
<p>8 附則第六条を次のように改める。</p>
<p>9 第六条 削除</p>
<p>10 別表第一第一号の三十中「基幹道路を整備」を</p>
<p>「基幹道路整備事業又は公共下水道幹線渠渠等整</p>

備事業を実施しに改め、同表第一号の九の次に次の一号を加える。

二の十 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)の定めるところにより、指定地域の指定等について意見を述べること。

別表第一第十七号の三中「他の都道府県又は市町村が養護老人ホーム等に対し入所の委託をした場合においてその委託をする費用を一時繰替え支弁し」と削り、同表第十八号中「身体障害者の入所の委託に要する費用を一部繰替え支弁し」を削り、同表第二十号の四中「妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し」を削り、同表第二十号の五の次に次の一号を加える。

二十六 国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)の定めるところにより、地域型基金の設立委員の任命について意見を述べること。

別表第一第二十一号の五中「雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び」を「雇用機会増大促進地域、特定雇用機会増大促進地域、特定雇用機会不足地域又は」に、「並びに地域雇用開発計画」を及び地域雇用機会増大計画又は地域雇用環境整備計画に改め、同表第二十一号の九の次に

二十七 の十 特殊土じよう、地帶災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の定めるところにより、特殊土じよう地帶対策事業計画に基づく事業を実施すること。

二十八 の十一 特殊土じよう、地帶災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の定めるところにより、特殊土じよう地帶対策事業計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第二十一号の二中「行い、及び都道府県又は他の市町村が養護老人ホーム等に対し入所の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替え支弁する」を「講ずる」に改め、同号四の七中「妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し」を削り、同表第一号六中「総量削減計画」の下に「生活排水対策重点地域の指定等に関する事務を行ふ」に改める。別表第一第二十一号の二を次のように改める。

二十九 の二 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の定めるところにより、指定

市町村が定める交換分合計画の認可に関する事務を行うこと。

別表第一中第二十五号を第二十四号の二とし、

同号の次に次の一号を加える。

二十五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の定めるところにより、全国森林計画について意見を述べ、及び森林整備協定の締結に関する協議を行うこと。

別表第一第二十五号の七中「行う」を「行い、並びに海洋水産資源の自主的な管理に関する協定が適当である旨の認定に関する事務等を行う」に改め、同表第一二十六号の十九中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改め、「あつては」に改め、「行い、」の下に「並びに身障者の入所の委託に要する費用を一時繰替え支弁する」を「知らせる」に改め、同号十四の五中「あつては」を「あつては」に、「講じ、及び精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁する」を「講ずる」に改め、「行い、」の下に「並びに身障者の入所の委託に要する費用を一時繰替え支弁する」を「知らせる」に改め、同号十四の四中「あつては」を「あつては」に改め、「行い、」の下に「並びに身障者の入所の委託に要する費用を一時繰替え支弁する」を「講ずる」に改め、「行い、」の下に「並びに身障者の入所の委託に要する費用を一時繰替え支弁する」を「知らせる」に改め、同号十四の二中「受理」これを都道府県知事に報告する」を受理する等の事務を行い、及び妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付する」に改め、同号十八中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画又は地域雇用環境整備計画」に改め、同号十九の次に次のように加える。

(十九の二) 特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の定めるところにより、特殊土じよう地帶対策事業計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第二号二十八の六の次に次のように加える。

(二十六の十三)

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第二百四十九号)の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定について意見を述べること。

別表第一第二号二十八の六の次に次のように加える。

(二十七)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)の定めるところにより、都道府県が作成する地域生涯学習振興基本構想について協議すること。

別表第一第二号二十八の六の次に次のように加える。

(二十八の七)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)の定めるところにより、都道府県が作成する地域生涯学習振興基本構想について協議すること。

別表第一第二号二十八の六の次に次のように加える。

(二十九)

生活排水対策重点地域の指定等に関する事務を行ふ」を加え、同号十三中「基づく」を「基づく」に、「免許等」を「免許、養成施設等」に改め、同号二十八の二中「昭和四十一年法律第二百四十九号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び登録を」「登録及び養成施設」に、「行なう」を行ふに改め、同号二十九の次に次のように加える。

別表第一第二号二十九の二

生活排水対策重点地域の指定等に関する事務を行ふ」を加え、同号十三中「基づく」を「基づく」に、「免許等」を「免許、養成施設等」に改め、同号二十八の二中「昭和四十一年法律第二百四十九号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び登録を」「登録及び養成施設」に、「行なう」を行ふに改め、同号二十九の次に次のように加える。

(二十九の一)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の定めるところにより、食鳥処理の事業の届出を受理し、食鳥処理衛生管理者の事業の許可に関する事務を行い、食鳥処理場の整備改善を命じ、食鳥処理衛生管理者の設置等の届出を受理し、食鳥処理衛生管理者の解任を命じ、食鳥検査を行い、小規模な食鳥処理業者が作成する確認規程の認定に関する事務を行い、食鳥が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき等に当該食鳥のとさつを禁止する等公衆衛生上必要な措置を講じ、及び食鳥処理業者等か

ら必要な報告を求め、又は職員をして食鳥処理場等に立入検査させる等の事務を行うこと。
別表第三第一号(三十六)中「歯科衛生士の試験、免許、業務の停止等に関する事務を行う」を「歯科衛生士について業務に関する届出を受理する」に改め、同号四十一の三中「麻薬取締法を「麻薬及び向精神薬取締法」に、「業務所」を「麻薬業務所」に、「行う」を「行い、並びに向精神薬卸売業者等の免許及び業務の停止、向精神薬試験研究施設設置者の登録並びに向精神薬卸売業者等の業務の廃止等の届出の受理等に関する事務を行い、向精神薬取扱者から必要な報告を徴し、又は職員をして向精神薬業等に立入検査させる等向精神薬の取締り必要な措置を講じ、並びに構造設備の改善等を命ずる」に改め、同号四十四の二を次のように改める。

(四十四の二) 老人福祉法の定めるところにより、老人居宅生活支援事業を行う旨の届出又は老人デイサービスセンター及び養護老人ホームの設置の届出を受理し、養護老人ホーム等の設置の認可又は届出の受理を行い、並びに老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び養護老人ホームの設置者等から必要な報告を求める、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査される等監督上必要な措置を講じ、並びに有料老人ホームの設置の届出を受理し、及びその届出をした者から必要な報告を求める、又は職員をしてその設備若しくは運営について調査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十五)中「喪失」の下に「並びに」を加え、同号(五十五)の二中「昭和三十四年法律第百四十一号」を削り、「障害基礎年金」を「老齢基礎年金等」とし、「事務を行う」を「事務を行ふ」とし、並びに地域型基金について規約の変更を認可し、並びに地域型基金から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずるに改め、同号(六十一)中「取り消し」の下に「貸金業者が作成する事業報告書を受理し」を削り、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「特定森林等」を「要間伐森林等」に、「調停を行ふ」を「森林施設計画」を「調停等を行ふ」、森林整備を行ふ、森林施設計画」に、「調停等を行ふ」に改め、同号(四十五)の次に次のように加える。

(四十五の二) 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し、及びその届出をした者から必要な報告を求める、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。
別表第三第一号(五十)中「立入検査させる等監督上必要な措置を講じ」の下に、「児童居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し」を加え、「受理に開設する事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の事業を行ふ旨の届出を受理し」を加え、「受理に開設する事務を行ふ、児童居宅生活支援事業を行ふ者及び児童福祉施設の管理者等から必要な報告を求める、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査される等監督上必要な措置を講じ」に、「管理者に対するとして」を「管理者から」と改め、同号中(五十)の四とし、(五十)の五とし、(五十)の三の次に次のように加える。

(五十九) 産業振興臨時措置法の定めるところにより、産業振興実施計画の案を作成すること。
別表第三第一号中九十七の十一を九十七の十二とし、九十七の十を九十七の十一とし、九十七の九とし、九十七の十を九十七の十一とし、九十七の九の次に次のように加える。

(九十九) 中小企業における労働力の確保が適当である旨の認定に関する事務及び認定を受けた事業協同組合等が行う労働者のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、改善計画が実施される等の事務を行ふこと。
別表第三第一号(百一)の二中「及び店舗共同化計画」を「店舗集団化計画、共同店舗等整備計画又は商店街整備等支援計画」に、「並びに」を「及び」に、「認定を受けた者等から認定計画に基づく事業」を「認定を受けた計画に基づく事業を実施する事業」を「認定を受けた計画に基づく事業を実施する事業」に改め、同号(百一)中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改め、同号百一十の四中「昭和三十六年法律第百九十一号」を削り、「申請」を「指定」に、「並び宅地造成」を「若しくは宅地造成」に、「行ない」を「行い」に、「並びに」を「及び」に改め、同号百一十八中「昭和二十九年法

別表第四第一号(十八)の次に次のように加える。
(十八の二) 老人福祉法及びこれに基づく政令の定めるところにより、老人居宅生活支援事業を行う旨の届出又は老人デイサービスセンター等の設置の届出を受理し、養護老人ホーム等の設置を認可し、並びに老人居

律第六六十号)を削り、同表第五号(一)中「申立」を「申立て」に、「労働組合法及びこれに基づく政令に適合する」を「同法に適合する」に改め、同号(二)中「あつ旋員候補者」を「あつせん員候補者」に、「あつ旋」を「あつせん」に、「同法」を「労働関係調整法」に改める。
別表第四第一号(六)中「設置する」を「設置する」に改め、同号(十四)の次に次のように加える。
(十四) 食鳥処理の事業の規制並びに食鳥検査に関する法律の定めるところにより、食鳥処理の事業の許可に関する事務を行ふ、食鳥処理場の整備改善を命じ、食鳥処理衛生管理者の設置等の届出を受理し、食鳥処理衛生管理者の解任を命じ、食鳥検査を行い、小規模な食鳥処理業者が作成する確認規程の認定に関する事務を行い、食鳥が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき等に当該食鳥のとさつを禁止する等公衆衛生上必要な措置を講じ、及び食鳥処理業者等から必要な報告を求める、又は職員をして食鳥処理場等に立入検査させる等の事務を行ふこと。(保健所を設置する市の市長に限る)
別表第四第一号(十五)の二を次のように改める。
(十五の二) 水道法の定めるところにより、専用水道につき布設工事の設計が施設基準に適合することを確認する等の事務を行い、専用水道設置者又は簡易専用水道設置者に対する施設の改善又は給水の停止を命じ、及びこれらの者から必要な報告を徴し、又は職員をして工事現場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る)
別表第四第一号(十八)の次に次のように加える。
(十八の二) 老人福祉法及びこれに基づく政令の定めるところにより、老人居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し、養護老人ホーム等の設置を認可し、並びに老人居

は商店街振興組合」に、「若しくは商工組合連合

の「一」を「四分の一」に改める。

会」を、「商工組合連合会若しくは商店街振興組合連合会」に、「又は商工組合連合会」を「商工組合

第五百八十六条第二項第一号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同項第一号の九の次に次の一号を加える。

第七十三条の二十七の七の見出し中「土地改良区」を「土地改良団等」に改め、同条第二項中「又はを「若しくは」に、「前項」を「第一項の換地を取得した場合又は前項の法人が同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

一の十 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百三十一号)第十一条第一項の規定により工業等開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区及び同法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域において、同法第一条第三項に規定する工業等のうち政令で定める事業の用に

六項とする。
附則第八条の二中「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十四条第二項及び」を租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第一号)附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七

「平成六年三月三十日」に改め、同条第十七項^{十九}を「昭和六十三年四月一日から平成四年三月三十日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十日まで」に、「五分の二」を「五分の一」に改める。

定する農地保有合理化促進事業を行う官利を目的としない法人が土地改良法第五十三条の三の二第一項(農用地整備公団法第二十二条第二項)

において準用する場合を含む。(以下本項において同じ。)の規定により換地計画において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該法人による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

第二百九十一條第一項第四号中「第一百四十四条」の下に「(租税特別措置法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。
第三百四十四条の二第一項第五号の四中「同社」を「日本赤十字社」に改める。

第三百一十二条の八第三項中「第六百二十二条の三第一項」の下に「若しくは第七項」を加える。
第三百四十九条の三第一項中「三分の一」の下に
(当該償却資産のうち物品の製造又は鉱物の掘採
を業とする者がその用に供するものにあつては、

「該償却資産の価格の四分の一」を「三分の二」の下に「当該償却資産のうち物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の四分の三」を加え、同条第十五項中「又は改良」を若しくは改良又は

第五百八十六条第二項第一十八号及び第二十九号中「第五号の四から第五号の六まで」を「第五号の五から第五号の七まで」に改める。
第七百三条の四第十七項中「四十四万円」を「四十
六万円」に改める。
附則第三条の一中「第六十六条の四」を「第六十
六条の三」に改める。
附則第三条の二中「十五万円」を「十九万円」に改
める。
附則第六条第三項を削り、同条第四項中「第二
項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第

附則第十条第一項及び第三項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。
附則第十条の二中「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。
附則第十二条第一項中「昭和六十一年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「五分の一」を「五分の一」に改め、同条第三項及び第四項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成一年四月一日か

た実施計画に基づいて実施されるものをいう。により、平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に第七十三条の二十七の六第一項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対し課する不動産取得税について準用する。

附則第十二条の三第一項中「平成三年度分及び年度分」に改め、「平成三年度分」を「同年度分及び平成五年度分」を「若しくは」を「はに」に、「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に、「適合する自動車で自治省令」を「適合する自動車又は同条の規定により平成五年十月一日以降

ら平成四年二月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「二分の一」に改め、同条第八項から第十九項まで及び第十三項中「平成四年二月三十一日を

に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で、政令」に、「昭和六十三年規制適合車」を「昭和六十三年規制適合車等」に、「適合しない自動車で政令で定めるもの」を「適合する自動車で政令で定めるもの(第五項及び第七項において「昭和五十四年規制適合車」という。)」に改め、「場合」の下に「(自治省令で定める場合を除く。)」を加え、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第四項中「又は同条第二項各号」と、同条第五項「を若しくは同条第三項各号」と、同条第五項中「適合する自動車で自治省令を適合する自動車」を「適合する自動車、同条の規定により平成四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で、政令」に、「平成元年規制適合車等」のものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で、政令」に、「平成元年規制適合車」を「平成元年規制適合車等」に、「同法第四十一条の規定により昭和五十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるもの」を「昭和五十四年規制適合車等」に改め、「場合」の下に「(自治省令で定める場合を除く。)」を加え、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条に次の二項を加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるもの(以下本項において「平成二年規制適合車」という。)に対して課する自動車税の標準税率は、昭和五十四年規制適合車につき自治省令で定める期間内に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成二年規制適合車を取得した場合(自治省令で定める場合を除く。)には、当該平成二年規制適合車に対し当該取得した者に課する平成四年度分及び平成五年

度分の自動車税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 営業用	年額	七千五百円
二 自家用	年額	一万三百円

8 前項の規定の適用がある場合における第一百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第十二条の三第七項」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号又は同条第七項各号」と、同条第四項中「第一項又は」とあるのは「第一項若しくは附則第十二条の三第七項又は」と、「前項」とあるのは前項(同条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)と、「第一項各号」とあるのは「第一項各号若しくは同条第七項各号」と、同条第五項中「自動車以外」とあるのは「自動車(附則第十二条の三第七項に規定する自動車を含む。)以外」と、「同項第一号」とあるのは「第一項第一号」と、「前各項」とあるのは「前各項又は同条第七項」とする。

附則第十四条中「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、「場合」の下に「(自治省令で定める場合を除く。)」を加え、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第一項中「井戸」の下に「平成四年一月一日以後に」を加え、「指定地域内」を「指定地域となつた地域内」に、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に、「四分の一(当該機械その他の設備のうち昭和六十一年三月三十一日までに工業用水法第三条第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する当該井戸に代えて当該機械その他の設備のうち昭和六十一年三月三十一日までに新設したもの)」に改め、同条第六項を次のように改める。

附則第十五条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第一項中「平成三年度」を「平成五年度」に改め、同条第五項

6 公共の危害防止のために設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第五項第二号に規定する産業廃棄物処理施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

附則第十五条第七項中「ばい煙を処理し」の下に「同条第五項に規定する一般粉じんを処理し」を加え、「処理し、若しくは」を「処理し、又は」に、「前項」とあるのは「第一項各号若しくは同条第七項各号」と、同条第五項中「自動車以外」とあるのは「自動車(附則第十二条の三第七項に規定する自動車を含む。)以外」と、「同項第一号」とあるのは「第一項第一号」と、「前各項」とあるのは「前各項又は同条第七項」とする。

附則第十五条第七項中「ばい煙を処理し」の下に「同条第五項に規定する一般粉じんを処理し」を加え、「処理し、若しくは」を「処理し、又は」に、「前項」とあるのは「第一項各号若しくは同条第七項各号」と、同条第五項中「自動車以外」とあるのは「自動車(附則第十二条の三第七項に規定する自動車を含む。)以外」と、「同項第一号」とあるのは「第一項第一号」と、「前各項」とあるのは「前各項又は同条第七項」とする。

附則第十五条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、「(以下本項において同じ。)」を、「許可」の下に「(以下本項において「道路」という。)」を、「許可」の下に「(以下本項において「許可」という。)」を、「代えて電線を」の下に「当該許可に係る道路の」を加え、「(電線を含む。)」で「(電線を含む。以下本項において同じ。)又は上空に電線(自治省令で定めるものを除く。以下本項において同じ。)」がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設した債却資産(これらの方が平成四年四月一日以後に許可を受けた者)が平成四年四月一日以後に供しているものに限る。)」に改め、「(以下本項において同じ。)」を、「(電線を含む。以下本項において同じ。)又は上空に電線がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設したものにあっては、当該債却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第二十九項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に改め、「政令で定めるもの」の下に「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十項を第三十二項とし、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条中第三十項を第三十三項とし、第三三十項を第三十三項とし、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、「政令で定めるもの」の下に「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「三分の二」を「四分の三」の下に「(当該債却資産のうちべき価格の六分の五)」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「平成三年度分及び平成四年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十五項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「平成三年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「平成元年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に改め、「(当

31 電気通信事業法第一条第五号に規定する電気通信事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法(平成二年法律第二十七号)第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第一条第二項に規定する施設整備事業により平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までに新設した同条第一項各号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供するものに限り)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対する新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準の三分の二の額とする。)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械その他の設備のうち自治省令で定めるものにあつては、平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに改め、「(当

り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第二十八項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に改め、「規

定する道路」の下に「(以下本項において「道路」という。)」を、「許可」の下に「(以下本項において「許可」という。)」を、「代えて電線を」の下に「当該許可に係る道路の」を加え、「(電線を含む。)」で「(電線を含む。以下本項において同じ。)又は上空に電線(自治省令で定めるものを除く。以下本項において同じ。)」がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設した債却資産(これらの方が平成四年四月一日以後に供しているものに限る。)」に改め、「(以下本項において同じ。)又は上空に電線がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設したものにあっては、当該債却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、「政令で定めるもの」の下に「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十五項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「平成三年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「平成元年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に改め、「(当

該機械その他の設備のうち自治省令で定めるものにあつては、五分の二】を削り、同項を同条第十三項とし、同条第二十一項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「平成三年度分」を「平成三年度から平成五年度までの各年度分」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「平成三年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「昭和六十四年一月一日から平成三年一月一日まで」を「平成三年一月一日から平成五年一月一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「平成三年度」を「平成五年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「昭和六十四年一月一日から平成三年一月一日まで」を「平成三年一月一日から平成五年一月一日まで」に、「四分の五」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

額とする。

附則第二十九条の二中「算定した税額」の下に
〔附則第二十九条の三の二第一項及び第二十九条
の三の三第一項において「農地課税相当額」とい
う。〕を加える。

附則第二十九条の三の次に次の見出し及び二条
を加える。

(市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資
産税又は都市計画税の徴収の方法等)

第二十九条の三の二 市街化区域農地に係る平成
四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、
市町村は、平成三年度分の固定資産税又は都市
計画税について地方税法及び国有資産等所在市
町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年
法律第七号)第二条の規定による改正前の地方
税法附則第二十九条の五第十四項の規定により
読み替えて適用される同条第一項の規定の適用
を受けた市街化区域農地その他の政令で定める
ものに対して課する固定資産税又は都市計画税
については、当該固定資産税又は都市計画税の
納税者の申請に基づき、当該市街化区域農地が
平成四年十二月三十一日までに都市計画法第八
条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区(次条
第一項において「生産緑地地区」という。)の区
域内の農地に該当することとなるその他の政令
で定める事由により市街化区域農地以外の農地
となることが確定であると市町村長が認める場
合には、当該市街化区域農地に係る農地課税相
当額を仮に算定した当該市街化区域農地に係る
固定資産税額又は都市計画税額第三項におい
て「仮算定税額」という。)として、当該額を当該
年度の納期の数で除して得た額の範囲において
て、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は
都市計画税をそれぞれの納期において徴収する
ことができる。

市町村長は、前項の規定により固定資産税又
は都市計画税を賦課した後において、当該市街
化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又

は都市計画税の税額の算定(以下本項及び次項において「本算定」という。)をした場合には、還付せられなく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税額又は都市計画税額(以下本項及び次項において「本算定税額」という。)に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは第十七条又は第十八条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納稅通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納稅通知書に記載された土地に係る課稅標準額及び税額のうち市街化区域農地に係るものは、附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納額を還付し、又は該納稅義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 当該市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第二十九条の三の三 市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、平成三年度分の固定資産税又は都市計画税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)第二条の規定による改正前の地方税法附則第二十九条の五第十四項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けた市街化区域農地その他の政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産税又は都市計画税の納税者の申請に基づき、当該市街化区域農地が平成四年十二月三十一日までに生産緑地地区の区域内の農地に該当することとなることその他の政令で定める事由により市街化区域農地以外の農地となることが確実であると市町村長が認める場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限から平成四年十一月三十一日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予することができる。

第八項に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第十七項」に改め、同条第五項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同条第六項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 事業所用家屋で第九項に規定する施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに対して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成五年三月三十日までに行われたとき限り、当該新築又は増築に係る新增設事業所税に関する部分に限る。の規定の適用を受けるものと除く。から当該面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第十五項中「前条第一項」を「前条第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「産業構造転換円滑化臨時措置法」の下に「昭和六十二年法律第二十四号」を加え、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第十三項とし、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項前段中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 前条第十三項に規定する施設に係る事業所等のうち平成四年四月一日から平成六年三月三十日までの間に新設されたものにおいて当該施設に係る認定事業者が行う事業に對して課する

事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に係る事業所床面積の二分の一に相当する部分に限る)の規定の適用を受けるもの)を除く。以下本項において同じ)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の二第一項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対し課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成五年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成五年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に係る事業所床面積の四分の三に相当する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ)から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十三条の二を次のように改める。

第三十三条の二 削除

附則第三十五条の五を削り、附則第三十五条の六を附則第三十五条の五とする。

附則第三十七条を削り、附則第三十六条の二を附則第三十七条とする。

附則第三十八条第一項から第六項まで、第八項及び第十項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第

十四項」に、「附則第三十二条の三第三項から第十二項まで」を「附則第三十二条の三第四項から第十二項まで」に改め、同条第十二項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第三项から第十二项まで」に改め、同条第十二项中「平成四年三月三十一日」を「附則第三十二条の三第四项から第十三项まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定、附則第五条の五を削り、附則第三十五条の六を附則第三十五条の五とする改正規定並びに附則第十三条第二項及び第十四条の規定は平成六年四月一日から、附則第三十二条の二の「第七項の次に一項を加える改正規定(同条第九項に係る部分に限る)及び同条第十八条の次に一項を加える改正規定は廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)」の施行の日から施行する。

(更正、決定等の期間制限に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十七条の五第三項の規定は、平成四年四月一日(以下「施行日」という。)以後に同項の法定納期限が到来する道府県民税の利子割又は道府県民税の利子割に係る加算金について適用し、施行日前に当該法定納期限が到来した道府県民税の利子割に係る更正、決定又は加算金の決定をすることができる期間については、なお従前の例によることによる。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 新法附則第三条の三第一項及び第二項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例によ

2 新法第五十三条第三項(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十二条の三第一項及び第七項の規定に関する部分に限る。)の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第四条 改正前的地方税法(以下「旧法」という。)附則第九条第一項の規定は、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 次項に定めるものを除き、新法附則第十二条の三の規定は、平成四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条の三第三項から第八項までの規定は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税について適用する。

(市町村民税に関する経過措置)

第七条 新法附則第三条の三第二項及び第四項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例によること。

(固定資産税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、平成一年一月二日以後に電線又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年一月一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対する課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第五项の規定中トンネルの新設により敷設された線路設備等に関する部分は、昭和六十四年一月二日以後に敷設された当該線路設備等に対して課する平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 旧法附則第十五条第五项に規定する機械その他の設備(平成三年一月一日までに新設されたものに限る)に対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二年度分及び平成三年度分」とあるのは「平成四年度分及び平成五年度分」とする。

5 旧法附則第十五条第七项に規定する償却資産の排出を防止するための償却資産(うち悪臭物質の排出を防止するための償却資産(平成三年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において「悪臭防止用設備」と

いう。)に対しして課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、同項第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、悪臭防止用設備に係る同項の規定の適用について、悪臭防止用設備に係る同項の規定については、同項中「平成二年度分及び平成三年度分」とあるのは「平成四年度分及び平成五年度分」と、「三分の一」とあるのは「三分の一」とする。

6 昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八项及び第十五项に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十项に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

8 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十项に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に新設された旧法附则第十五条第二十八项に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六条第二項第一号の十の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る)は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地及び施行日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号に規定する設備を同号の地区又は地域において製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成五年二月二十四日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成五年二月二十四日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十一条 新法附則第三十二条第四项の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十二条 新法附則第三十二条第三项に規定する事業のうち、同项に規定する事業転換完了日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び同项に規定する事業転換完了日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一项に規定する事業に係る事業所税を

いう。以下この項及び第四項において同じ。)に規定する部分は、施行日以後に終了する事業年度

分の法人の事業及び平成四年度以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除

く。)に対して課すべき事業に係る事業所税につ

いて適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成四年前の年分の個人の事業及び平成四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所

税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中

事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十

二第二項に規定する新增設に係る事業所税をい

う。以下この項及び次項において同じ。)に規定

する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定

する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項

において同じ。)の新築又は増築に対して課すべ

き新增設に係る事業所税について適用し、施行

日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に

対して課する新增設に係る事業所税について

は、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二条の三第三项に規定する事

業転換完了日までに行われる同项に規定する施

設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対し

て課すべき新增設に係る事業所税については、な

お従前の例による。

4 旧法附則第三十二条の三の二第一項に規定す

る事業のうち、同项に規定する事業転換完了日

以後に最初に終了する事業年度分までの法人の

事業及び同项に規定する事業転換完了日の属

する年分までの個人の事業に対して課すべき事業

所税に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前

の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百三条の四第十七項の規定

は、平成四年度以後の年度分の国民健康保険税

について適用し、平成三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十五条の五の規定は、平成五年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

(みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置)

第十四条 旧法附則第三十三条の二第一項に規定する租税特別措置法第二十五条の二第一項の選択をした者の平成五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「平成四年」を「平成五年」に改め、同条第六項中「平成四年月三十日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「一分の一」とあるのは、「四分の一」とする。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第十項の規定は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一
部改正)

第二十条 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第九項中「農用地開発公団が新設し若しくは改良し、又は」を削り、「若しくは改良した」を「又は改良した」に、「平成四年三月三十一日まで」を「平成六年三月三十一日まで」に改める。

「農用地開発公団又は農用地整備公団」と、「昭和六十五年三月三十一日」とあるのは平成四年三月三十一日を「農用地整備公団」と、「昭和六十年四月一日から昭和六十五年三月三十一日」と、「五分の一」とあるのは「五分の一」に改める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対し課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による

なお従前の例による。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第二十二条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条のうち地方税法附則第十五条第三十項の改正規定中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十一項」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)の一部を改めて改める。

附則第十四条のうち地方税法附則第十五条第七項の改正規定中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項中「第十二条第五項第一号」を「第十五条第六項中「第十二条第五項第一号」を「第十五条第一項」に改め、同条第七項に改める。

附則第十四条のうち地方税法附則第十五条第七項の改正規定中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項中「第十二条第五項第一号」を「第十五条第一項」に改め、同条第七項に改める。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、警察法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月五日)

一、地方自治法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、警察法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月五日)

一、地方自治法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

平成四年四月十五日印刷

平成四年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E